

阿見町議会議録

令和7年第1回定例会

(令和7年2月25日～3月18日)

阿見町議会

令和7年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	2 1
◎会期日程	2 2
◎第1号（2月25日）	2 5
○出席、欠席議員	2 5
○出席説明員及び会議書記	2 5
○議事日程第1号	2 7
○開会	3 0
・会議録署名議員の指名	3 0
・会期の決定	3 0
・諸般の報告	3 1
・常任委員会所管事務調査報告	3 2
・議員派遣報告	3 5
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	3 6
・議案第12号から議案第14号（上程、説明、質疑、委員会付託）	3 7
・議案第15号から議案第28号（上程、説明、質疑、委員会付託）	3 8
・議案第29号から議案第34号（上程、説明、質疑、委員会付託）	4 2
・議案第35号から議案第40号（上程、説明、質疑、委員会付託）	4 4
・議案第41号から議案第42号（上程、説明、質疑、委員会付託）	5 7
・議案第43号から議案第48号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 8
・議案第49号から議案第58号（上程、説明、質疑、討論、採決）	6 0
・諮問第1号から諮問第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	6 2
・議員提出議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	6 3
○散会	6 5
◎第2号（2月26日）	6 7
○出席、欠席議員	6 7
○出席説明員及び会議書記	6 7
○議事日程第2号	6 9
○一般質問通告事項一覧	7 0
○開議	7 1

・一般質問	7 1
紙井 和美	7 1
武井 浩	8 9
佐々木芳江	1 0 4
高野 好央	1 1 1
○散 会	1 2 9
 ◎第3号（2月27日）	1 3 1
○出席、欠席議員	1 3 1
○出席説明員及び会議書記	1 3 1
○議事日程第3号	1 3 3
○一般質問通告事項一覧	1 3 4
○開 議	1 3 5
・議案の訂正	1 3 5
・一般質問	1 3 6
海野 隆	1 3 6
前田 一輝	1 5 2
細田 正幸	1 6 0
○散 会	1 6 4
 ◎第4号（2月28日）	1 6 5
○出席、欠席議員	1 6 5
○出席説明員及び会議書記	1 6 5
○議事日程第4号	1 6 7
○一般質問通告事項一覧	1 6 8
○開 議	1 6 9
・一般質問	1 6 9
小川 秀和	1 6 9
栗原 宜行	1 7 7
武藤 次男	1 9 6
栗田 敏昌	2 0 7
・休会の件	2 1 6

○散会	216
◎第5号（3月18日）	217
○出席、欠席議員	217
○出席説明員及び会議書記	217
○議事日程第5号	219
○開議	221
・議案第12号から議案第14号（委員長報告、討論、採決）	221
・議案第15号から議案第28号（委員長報告、討論、採決）	225
・議案第29号から議案第34号（委員長報告、討論、採決）	231
・議案第35号から議案第40号（委員長報告、討論、採決）	242
・決議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	248
・議案第41号から議案第42号（委員長報告、討論、採決）	250
・議案第59号（上程、説明、質疑、討論、採決）	251
・議案第60号（上程、説明、質疑、討論、採決）	253
・常任委員会の委員会活動中間報告	255
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	258
○閉会	258

第 1 回 定 例 会

阿見町告示第24号

令和7年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月6日

阿見町長 千葉 繁

1 期日 令和7年2月25日

2 場所 阿見町議会議場

令和7年第1回阿見町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第1日	2月25日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	2月26日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第3日	2月27日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第4日	2月28日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第5日	3月1日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	3月2日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	3月3日	(月)	午前10時	委員会	・総 務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第8日	3月4日	(火)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第9日	3月5日	(水)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（総務所管分）

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第10日	3月6日	(木)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（民生教育所管分）
第11日	3月7日	(金)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（産業建設所管分）
第12日	3月8日	(土)	休 会		・議案調査
第13日	3月9日	(日)	休 会		・議案調査
第14日	3月10日	(月)	休 会		・議案調査
第15日	3月11日	(火)	休 会		・議案調査
第16日	3月12日	(水)	休 会		・議案調査
第17日	3月13日	(木)	休 会		・議案調査
第18日	3月14日	(金)	休 会		・議案調査
第19日	3月15日	(土)	休 会		・議案調査
第20日	3月16日	(日)	休 会		・議案調査
第21日	3月17日	(月)	休 会		・議案調査

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第22日	3月18日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・委員長報告・討論・採決・閉会

第 1 号

[2 月 25 日]

令和7年第1回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和7年2月25日（第1日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘 君
2番	筧 田 聰 君
3番	前 田 一 輝 君
4番	小 川 秀 和 君
5番	紙 井 和 美 君
6番	武 井 浩 君
7番	武 藤 次 男 君
8番	佐々木 芳 江 君
9番	落 合 剛 君
10番	栗 田 敏 昌 君
11番	石 引 大 介 君
12番	高 野 好 央 君
13番	栗 原 宜 行 君
14番	海 野 隆 君
15番	久保谷 充 君
16番	久保谷 実 君
17番	吉 田 憲 市 君
18番	細 田 正 幸 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葦 繁 君
副 町 長	服 部 隆 全 君
教 育 長	宮 崎 智 彦 君
町 長 公 室 長	井 上 稔 君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	齋藤明君
行政経営課長	黒岩孝君
管財課長	荒井孝之君
税務課長	山崎厚君
防災危機管理課長	安室公一君
廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長	村山幸二君
社会福祉課長	湯原将克君
子ども家庭課長	大塚淳君
商工観光課長兼消費生活センター所長	本橋大輔君
上下水道課長	堀越多美男君
学校教育課長	山崎貴之君
生涯学習課長	野口和之君
農業委員会事務局長	浅野裕治君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和7年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和7年2月25日 午前10時00分開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 常任委員会所管事務調査報告

日程第5 議員派遣報告

日程第6 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第7 議案第12号 阿見町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について

議案第13号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

議案第14号 阿見町工場立地法地域準則条例の制定について

日程第8 議案第15号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第16号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第17号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第18号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第19号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第20号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第21号 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

議案第22号 阿見町職員定数条例の一部改正について

議案第23号 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第24号 阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について

	議案第25号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第26号	阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について
	議案第27号	阿見町下水道条例の一部改正について
	議案第28号	阿見町民体育館条例の一部改正について
日程第9	議案第29号	令和6年度阿見町一般会計補正予算（第8号）
	議案第30号	令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
	議案第31号	令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）
	議案第32号	令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
	議案第33号	令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）
	議案第34号	令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号）
日程第10	議案第35号	令和7年度阿見町一般会計予算
	議案第36号	令和7年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第37号	令和7年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第38号	令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第39号	令和7年度阿見町水道事業会計予算
	議案第40号	令和7年度阿見町下水道事業会計予算
日程第11	議案第41号	財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）
	議案第42号	財産の取得について（中学校教師用教科書及び指導書購入）
日程第12	議案第43号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて
	議案第44号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて
	議案第45号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて
	議案第46号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて
	議案第47号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて
	議案第48号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めるについて

- 日程第13 議案第49号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第50号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第51号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第52号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第53号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第54号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第55号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第56号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第57号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第58号 阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
- 日程第14 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
諒問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第15 議員提出議案第1号 阿見町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

午前10時00分開会

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第1回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（野口雅弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

5番 紙井和美君

6番 武井浩君

を指名します。

会期の決定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る2月17日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

[議会運営委員会委員長久保谷充君登壇]

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和7年第1回定例会につきましては、去る2月17日、議会運営委員会を開催いたしました。

出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から3月18日までの22日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、2月26日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目、2月27日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

4日目、2月28日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、3月3日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

8日目、3月4日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

9日目、3月5日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、総務所管分。

10日目、3月6日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、民生教育所管分。

11日目、3月7日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、産業建設所管分。

12日目から21日目までは休会で議案調査。

22日目、3月18日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

議員各位の御協力をお願いいたしまして、御報告いたします。

○議長（野口雅弘君）お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月18日までの22日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの22日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君）次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第12号から議案第58号まで、諮問第1号及び第2号、並びに議員提出議案第1号、以上50件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情、議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情の2件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和7年1月分に関する例月出納検査結果についての報告がありましたので報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、令和6年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、1月31日及び2月19日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長久保谷実君登壇]

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会所管事務調査について御報告いたします。

総務常任委員会では、令和7年1月16日に宮城県仙台市を、1月17日に宮城県名取市を訪問し、視察研修をしてまいりました。委員6名と、執行部からは町民生活部長が出席し、議会事務局から職員1名が随行いたしました。

まず、仙台市では、災害時の消防団活動の取組について視察研修をしてきました。

仙台市消防局より、仙台市消防団について、消防団員確保の取組について、学生消防団員について、東日本大震災での被災状況や震災経験を踏まえた課題対応についての説明がありました。

仙台市消防団は、令和6年4月1日現在の消防団員数は、定員数2,344人に対して現員数1,786人、充足率は76.2%で、年齢構成は30代から50代が8割を占め、女性消防団員数は141人で7.9%、学生団員数45人で2.5%とのことでした。

なお、女性消防団員と学生消防団員の待遇については、一般団員と同様に現場に出動し、現場対応を実施しているとのことでした。

消防団組織としては、7消防団・56分団・91部からなり、機械器具置場117か所、小型動力ポンプ付積載車117台を整備しており、はしご乗り隊を7消防団に配置し、平成29年11月に仙台市指定無形民俗文化財に指定されているそうです。

消防団員確保の取組といったしましては、各置場現員数プラス1名を目標とし、地域における勧誘活動や職員も直接勧誘するなど、積極的な取組を実施しているほか、消防団協力事業所表示制度への加入促進や、休団制度の活用促進による退団抑制に取り組んでいるとのことでした。

また、学生消防団員については、仙台市にある専門学校や大学などから、令和6年4月1日現在で45名の学生が各消防団の一般団員として所属しているとのことで、東北福祉大学においては18名の学生が学生消防団員として活動しているそうです。

大学生等が消防団員として真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会への貢献をしたものについては、市長がその功績を認証することにより就職活動などを支援するとともに、消防団への入団を促進する仙台市学生消防団員活動認証制度を実施しているということで、今後、阿見町でもますます消防団活動や団員の確保については深刻な問題となってくるものと思われ、非常に参考になりました。

次に、名取市では、防災に強いまちづくりについて視察研修をしてまいりました。

名取市のクリーン対策課及び防災安全課より、震災からの災害廃棄物処理業務、災害廃棄物処理計画の策定と実践について、自主防災組織の取組について、東日本大震災をはじめ令和元年の台風19号や令和3年及び令和4年の福島県沖地震での被災状況などについての説明がありました。

東日本大震災では、地震、津波により膨大な瓦礫や土砂等の災害廃棄物の処理が必要となり、宮城県が作成した災害廃棄物実行計画を踏まえて、市独自での災害廃棄物処理のほか、宮城県への処理事務の委託を行ったとのことでした。

市の合計処理量として96.3万トン、処理期間は平成26年3月25日に全業務が終了し、3年の期間を要し、処理方法として、県は、地域単位に分け処理を行い、原則、一次仮置場で可燃物、不燃物、特定品目等に粗分別したものを二次仮置場に搬送し、二次仮置場においては、分別、破碎などの処理により、可能な限り再資源化を図り、災害廃棄物量の減量化に努めたとのことでした。

また、被災自動車の処理については、県が市内の全被災自動車を対象に、保管場所への収集・運搬、保管場所での管理、所有者への意思確認及び引渡業務を実施し、処理台数は県全体で4万6,261台、2年の処理期間を要したということでした。

そのほか、令和元年の台風19号や令和3年及び令和4年の福島県沖地震での災害廃棄物処理について、クリーン対策課より、名取市災害廃棄物処理計画を基に詳細な説明がありました。

また、防災安全課より、東日本大震災の被災状況について、当時の写真を基に説明をしてくれました。

震災後は、市民防災マニュアルや地区防災マニュアル、ハザードマップを作成、配布すると

ともに、市からの情報源として防災ラジオを、平成27年度から1世帯1台に1,000円で販売し、令和6年12月末現在で累計5,800台を販売したことでした。この防災ラジオは、災害が発生または発生するおそれがある場合には自動で電源が入り、自動でチャンネルがエフエムなどりに切り替わり、最大音量で名取市からの災害状況が放送されるものだそうです。

自主防災組織については、令和6年6月末現在で、町内会数151に対して125設置しており、自主防災組織設置率82.8%、自主防災組織へ自主防災組織支援事業補助金、防災資機材購入補助金——各1回限りを導入しているとのことでした。

そのほかに、大規模災害の備えや自主防災組織間の連携を図るため、公民館区を単位に自主防災組織連絡協議会を設立しており、資機材購入補助や運営補助を行うほか、地域防災リーダー養成事業などを取り組んでいるということで、今後、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など、いつ災害が起こるか分からない状況なので、非常に参考になりました。

今回の視察研修で学んだことを今後の委員会活動に活かしてまいりたいと思っております。

最後に、今回の研修を快く受け入れてくださいました仙台市議会、仙台市消防局の職員の方々、名取市議会、名取市クリーン対策課及び防災安全課の職員の方々には大変お世話になりました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、総務常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

産業建設常任委員会では、令和7年1月22日に、茨城県つくば市の視察を行いました。委員4名と、議会事務局から職員2名が随行しました。

つくば市では、国立大学法人筑波大学、関東鉄道株式会社、KDDI株式会社と連携し、ほかの協力会社も加えて、令和5年度から自動運転バスの実証実験を行っています。今年度は、つくばセンター近辺のバス停を出発し、筑波大学キャンパス周辺のバス停を巡り、約40分で出発点に戻ってくるという循環型バスの形式で実施されました。

運行したバスは、自動運転レベル2で走行するもので、安全のため運転席には運転士が座り、時折大型車と擦れ違う際などには手動運転を行いましたが、走行区間のほとんどを自動運転により走行していました。

また、車両自体には自動運転レベル4の認可に必要なハードウェアが備えられているとのことで、歩行者や自転車に対しては細かに反応してブレーキがかかる一方、反対車線の車両に対しては過度に反応せずに走行を継続し、最高速度も時速35キロに達するなど、安全性と快適性

の両立を図ったものであることがうかがえました。

ブレーキがかかるときに荒きを感じることもありましたが、乗車中の委員からは、この運転性能であれば実用化も十分に考えられるのではないかという声もあり、技術の進歩を着実に感じられるものでした。

最後に、今回の視察研修では自動運転バスの実証実験に携わる多くの方々に大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、産業建設常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議員派遣報告

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、議長において決定した議員派遣報告を行います。

副議長高野好央君、登壇願います。

〔副議長高野好央君登壇〕

○副議長（高野好央君） それでは、命により議員派遣報告をさせていただきます。

去る2月20日、水戸京成ホテルにおいて、令和6年度町村議会議員自治研究会が開催され、県内12町村、約170名の議員や議会職員が参加しました。

阿見町からは、野口議長をはじめ議員14名、議会事務局から2名、合計16名で研究会に参加いたしました。

茨城県町村議會議長会会长の五霞町、樋下議長の主催挨拶の後、「ゆとり・ユーモア 帰りは元気！」をテーマに、フリーアナウンサーの宮本隆治先生の講演がありました。

宮本先生は、1950年生まれ、慶應義塾大学文学部を御卒業後、1973年にNHKに入局され、アナウンサーとして「NHK歌謡コンサート」「NHKのど自慢」など数々の名物番組を担当され、「紅白歌合戦」では1995年から6年間連続で総合司会を務められました。

その後、NHKのエグゼクティブアナウンサーを経て、2007年にフリーアナウンサーになり、2009年には天皇陛下御在位20年記念式典並びに国民祭典の司会、2019年には天皇陛下御在位30年奉祝感謝の集いの司会を務められました。

現在はフリーアナウンサーとして、歌謡番組をはじめ多くのテレビ番組の司会を務められており、文筆業でも御活躍しております。

当日は、冒頭から、講師紹介の際に、先生ではなくアナウンサーと紹介してほしいという御

希望のやり取りで始まりました。マイクを持たれてからは、そのお言葉どおり、アナウンサー・司会としての豊富な経験からの様々なお話を、聞き覚えのある美声とユーモアあふれる語り口で御講演いただきました。

御講演では、人前で上がらない方法、演説の際の声の出し方、理想的な声の高さなど、議員活動で大いに役立つお話をいただきました。特に、人前で上がらない方法のくだりでは、会場の最年少議員として落合剛議員が呼ばれて登壇し、講師とのやり取りは会場を大いに盛り上げるものでした。

聞き手を楽しませながら、伝えるべきことはしっかりと伝える講演は、私たち議員にとっても大いに参考になるものでした。

以上で議員派遣報告を終わります。

○議長（野口雅弘君） 以上で議員派遣報告を終わります。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第6、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、議員1名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に野口雅弘を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました野口雅弘を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

ただいま当選しました野口雅弘が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

- | | |
|--------|--|
| 議案第12号 | 阿見町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について |
| 議案第13号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について |
| 議案第14号 | 阿見町工場立地法地域準則条例の制定について |

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第7、議案第12号から議案第14号までの3件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日は、令和7年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できることを心から感謝申し上げます。

議案第12号から議案第14号までの条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案第12号、阿見町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、近年頻発する鳥インフルエンザ等の感染症防疫作業に従事した職員や、大規模災害時に他市町村に派遣され応急作業等に従事する職員に対して、特殊勤務手当として感染症防疫作業手当及び災害応急作業等派遣手当を支給する制度を新たに導入するため、条例を制定するものであります。

議案第13号の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、当該法律を引用している条例の条項に項ずれが生じることから、関係条例について一括して所要の改正を行うための整理条例を制定するものであります。

議案第14号の阿見町工場立地法地域準則条例の制定について申し上げます。

本案は、町内の立地企業の流出防止並びに新たな企業立地の促進を図ることを目的とし、緑地面積率等の基準を他市町村と同程度の基準へ緩和するため、現行の条例を廃止し、新たな条

例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案3件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号から議案第14号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第15号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第16号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第17号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第18号	阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
議案第19号	阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第20号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第21号	阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
議案第22号	阿見町職員定数条例の一部改正について
議案第23号	阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

- 議案第24号 阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について
- 議案第25号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第26号 阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 議案第27号 阿見町下水道条例の一部改正について
- 議案第28号 阿見町民体育館条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第8、議案第15号から議案第28号までの14件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第15号から議案第28号までの条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第15号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、当町の附属機関である阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議に関し、設置根拠となる「まち・ひと・しごと創生法」に則した名称に見直すことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、議案第15号の条例改正による附属機関の名称変更に伴い、関連する表記の統一を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第17号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく給与改定に関する取扱いについて、国に準じ、職員手当の改定を行うものであります。

まず、地域手当については、茨城県は5級地4%であるところ、支給割合の引上げは段階的に行うこととされていることから、当町においては、令和7年度の支給割合を2%とするものであります。

次に、扶養手当については、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げるものであります。

通勤手当については、交通機関、交通用具、新幹線等に係る通勤手当の合算額の支給限度額

を引き上げるものであります。

管理職員特別勤務手当については、平日深夜に係る支給対象時間を拡大するものであります。

住居手当については、支給対象に再任用職員を加えるものであります。

在宅勤務手当については、在宅勤務を中心とした働き方を行う職員の水道光熱費等の負担軽減のため、手当を導入するものであります。

議案第18号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見町職員の給与に関する条例の改正に準じて企業職員の職員手当の改定を行うものであります。

議案第19号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき、育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限について、対象となる職員の範囲を拡大するものであります。

議案第20号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、町条例の引用条文に条項ずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第21号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、職員を派遣できる団体として一般社団法人あみ観光協会を加えるものであります。

議案第22号の阿見町職員定数条例の一部改正について申し上げます。

本案は、学校教育及び社会教育など、教育委員会における業務増加への対応に伴い、職員定数の一部見直しを行うものであります。

具体的には、近年の教職員の働き方改革に伴う学校事務の一部移行、G I G Aスクール構想の実現に向けた環境整備と運用、児童生徒数の増加に伴う小中学校の教育環境の充実、そして、町や地域の将来を担う人材の育成など、これらに迅速かつ的確に対応していくため、必要な職員定数に見直すものであります。

議案第23号の阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、令和7年4月1日から消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が施行されることに伴い、消防団員の待遇改善等を図るため、退職報償金について所要の改正を行うものであります。

議案第24号の阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、宅地造成等規制法の改正を踏まえ、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例において、盛土等の許可の対象となる区域の面積を引き下げる等の改正が行われることから、当該県条例との整合性を図り、関連する規定の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第25号の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、職員配置の最低基準等について所要の改正を行うものであります。

議案第26号の阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について申し上げます。

本案は、令和7年4月からの組織改編により担当課の名称が変更されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第27号の阿見町下水道条例の一部改正について申し上げます。

本案は、下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、放流水の排水基準について所要の改正を行うものであります。

議案第28号の阿見町民体育館条例の一部改正について申し上げます。

本案は、今年度実施している町民体育館大規模修繕工事において、アリーナ部分に空調設備を新設し、令和7年度から供用を開始することに伴い、空調設備使用料に関する規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案14件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号から議案第28号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第29号	令和6年度阿見町一般会計補正予算（第8号）
議案第30号	令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第31号	令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）
議案第32号	令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第33号	令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）
議案第34号	令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第9、議案第29号から議案第34号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第29号から議案第34号までの令和6年度一般会計ほか5件の補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第29号、一般会計補正予算は、既定の予算額から4億2,397万4,000円を減額し、220億9,281万6,000円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第1款町税で、法人町民税収入が好調なため法人町民税を増額。

第17款県支出金で、地域医療介護総合確保基金事業補助金を新規計上。

第20款繰入金で、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第2款総務費では、職員管理費で、退職予定者の増により退職手当特別負担金を増額。

第3款民生費では、老人福祉費で、介護老人保健施設新設のため、地域医療介護総合確保基金事業補助金を新規計上。また、民間保育所等への給付費の基準である公定価格の増により、民間保育所給付費を増額。

このほか、全般的に事業費の確定等による減額を行っております。

第2表、繰越明許費補正は、企画事務費ほか9件について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

第3表、地方債補正は、土地改良事業債ほか1件を追加し、事業費の確定等により、電気自動車整備事業債ほか11件について限度額を変更するものであります。

議案第30号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額から687万7,000円を減額し、49億9,769万3,000円とするものであります。

主な内容は、納付金額の確定により、国民健康保険事業費納付金を減額するものであります。

議案第31号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に534万円を追加し、40億1,382万1,000円とするものであります。

主な内容は、地域支援事業費を増額するものであります。

議案第32号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に7,106万8,000円を追加し、12億9,395万円とするものであります。

主な内容は、歳入の後期高齢者医療保険料の増に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料納付金を増額するものであります。

議案第33号、水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について5,102万9,000円を減額、第4条に定めた資本的支出について2,500万円を減額するものであります。

主な内容は、決算見込み等により不用額を減額するものであります。

議案第34号、下水道事業会計補正予算は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入について3,415万2,000円を減額、収益的支出について9,325万2,000円を減額、第4条に定めた資本的収入について1億3,348万7,000円を減額、資本的支出について7,438万7,000円を減額するものであります。

主な内容は、決算見込み等による不用額の減額、及び、それに伴い他会計補助金を減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号から議案第34号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願ひします。

議案第35号	令和7年度阿見町一般会計予算
議案第36号	令和7年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第37号	令和7年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第38号	令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第39号	令和7年度阿見町水道事業会計予算
議案第40号	令和7年度阿見町下水道事業会計予算

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第10、議案第35号から議案第40号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） まず初めに、予算の提案に先立ち、令和7年度の町政運営につきまして、所信の一端と主な施策の概要を申し上げます。

今年は町村合併70周年の記念すべき節目の年を迎えます。

令和5年10月に人口5万人を達成した本町は、今年10月の国勢調査でこの5万人を維持していれば、令和初となる単独での市制施行の実現に大きく近づきます。

私が平成30年に町長に就任し、町政運営の指針として第一に策定した第6次総合計画後期基本計画では、「参加」「支え合い」「賑わい」の3つを重点テーマに掲げ、多様化する町民ニーズに対応した施策を積極的に推進することで、目標としていた令和5年での人口見通し5万人を無事達成することができました。この方針を受け継ぎ、さらに深化させた第7次総合計画前期基本計画が令和6年度よりスタートし、新たなまちづくりへの挑戦が始まっています。

これまでの7年間では、18歳までの医療費無料化、ランドセルの無料配布などの子育て支援の充実や、都市計画道路等の都市基盤整備による職住近接のまちづくりを着実に進めるととも

に、地域づくり会議を町内全域で組織化し、地域力の向上にも力を注ぎました。また、行政区や各種団体と町長と語る会を行い、広聴事業の充実を図りました。さらには、高校生会、あみ未来塾を開設し、若い世代の人材育成にも取り組み、未来に向けて発展していく阿見町の姿を思い描き、総合計画に基づくまちづくりを推進してまいりました。

その成果が人口5万人の達成に結びつき、昨年発表された総務省の統計調査では、日本人住民の社会増加数が町村で全国1位となり、また、子供の増加数においても、県内ではつくば市に次いで2位となるなど、子育て世代に選ばれるまちとして発展を続けています。

一方、この間には新型コロナウイルスの感染拡大、不安定な国際社会情勢を要因としたエネルギー価格の上昇や物価高騰など、これまで経験したことのない社会経済環境の変化に直面してきました。

こうした逆境にあっても、未来を見据えて着実に歩みを進めてきた本町は、市制という新たなステージに向けて、町民の期待が一層高まっていることを実感しています。

このような状況下でスタートした第7次総合計画は、「みんなでつくる共生のまち」という基本理念の下、市制施行とその先の未来をしっかりと見据えながら、「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」の実現を目指しています。

これまでの7年間で築き上げてきたまちづくりの成果を土台として、第7次総合計画を着実に力強く推進し、より強固で安定した行政基盤を構築することで、来るべき新たな時代を乗り越えていけると確信しています。

本町は昨年、県内3都市目となる「SDGs未来都市」に選定されました。カーボンニュートラルの推進をはじめとする地球規模の課題解決に取り組むとともに、災害や感染症等に対応できるレジリエントで持続可能な社会の構築を目指しています。そのため、本町で培われてきた町民の力である地域力を生かし、社会の多様なステークホルダーとの共創を活性化させ、あらゆる世代がその多様性を發揮して社会を支え、全ての人が豊かで幸せな人生を享受できる社会の実現を目指していきます。

それでは、令和7年度に実施する主な施策につきまして、第7次総合計画前期基本計画全体をリードしていく政策目標である「5万人都市にふさわしいまちづくり」を力強く推進するための3つのリーディングプロジェクト「若者・子育て世代に選ばれる5万人都市プロジェクト」「暮らし続けることのできる持続可能な都市プロジェクト」「人とまちへの誇り・愛着が育つ共生都市プロジェクト」に関する施策を中心に、その概要を御説明いたします。

初めに、1つ目のリーディングプロジェクトである「若者・子育て世代に選ばれる5万人都市プロジェクト」についてであります。

妊娠から出産・子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援、子育てと仕事が両立で

きる環境づくり、職住近接によるワーク・ライフ・バランスの実現など、安心して子供を産み育てることができ、次世代を担う若者に選ばれる取組を推進してまいります。

そのための「子どもの成長に合わせた子育て支援の充実」を推進する取組としましては、総合保健福祉会館さわやかセンター内に、要保護児童対策事業を行う子ども家庭総合支援拠点と母子保健事業を行う子育て世代包括支援センターを一本化したこども家庭センターを4月に設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく一体的に支援してまいります。

さらに、総合保健福祉会館隣接地に（仮称）子育て支援総合センターを建設し、子供たちが天候に左右されず安心して遊べる場の提供と、子育て世代が情報交換や多様な交流を図る機会を提供することで、子育て環境を充実させてまいります。

また、学校給食費については、現在第3子以降の無料化を実施しているところですが、これを第2子まで拡大することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、「誰もが自分らしく、安心して学べる多様な学びの環境の充実」としましては、本郷小学校区の人口増に対応するために、本郷小学校の校舎を増築するとともに、小中学校のトイレなどの給排水工事や長寿命化改修工事などにより、快適な学習環境の整備を進めてまいります。

そのほか、総合運動公園のB球場の照明のLED化や、学校プールの集約と町民による一般利用の両立を目指した温水プールの整備検討などを進めてまいります。

次に、「市制を見据えた組織体制の構築」としましては、市制施行に必要な組織と人員体制の整理を進め、円滑な市制施行に向けて、4月に福祉事務所準備室を社会福祉課内に創設し、県や国との調整・準備を進めてまいります。

また、空き家対策関連の部署を一本化することで、その対策と活用を推進するとともに、法人化する町観光協会に外部人材である地域おこし協力隊等の活用を図り、霞ヶ浦の観光をはじめとした新たな視点で町の魅力をPRしてまいります。

続いて、「暮らし続けることのできる持続可能な都市プロジェクト」についてであります。

これまで進めてきた協働の取組の深化を図りながら、地域福祉や防災・防犯対策の充実、地球環境保全の推進など、住み慣れた地域の安全性と住みやすさが向上し、お互いを思いやり、支え合いながら安心して暮らせる取組を推進してまいります。

そのための「支援を必要とするすべての人が地域の中で安心して暮らすことができるまちづくり」としましては、認知症や障害などを持って生活している人の権利を擁護するとともに、権利や財産が損なわれずに、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう、成年後見サポートセンターを設置し、必要な方が気軽に相談できる体制を整備してまいります。

また、生涯を通じた歯・口腔の健康を保つため、20歳から70歳までの10歳ごとに歯周疾患検

診を実施し、若い頃からの意識づけを行うことで、歯周疾患を予防してまいります。

次に、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」としましては、災害時に水道が断水した場合に備え、所有者の協力が得られた井戸を協力井戸として登録・周知し、災害時に必要となる生活用水の確保に努めてまいります。

また、自転車用ヘルメットの購入を補助することで、自転車利用時のヘルメット着用を促進し、交通安全対策を強化するとともに、自転車利用者の交通安全の意識高揚を図ってまいります。

次に、「利用者の視点に立った行政サービスのさらなる充実」としましては、中央公民館や町民体育館の使用料等へもキャッシュレス決済の導入を拡大し、デジタル化による利便性の向上を図ってまいります。

また、ビジネスチャットツールの導入により、職員間の連絡調整を容易にし、業務の効率化と災害時等の連絡手段の確保を図ってまいります。

最後に、「人とまちへの誇り・愛着が育つ共生都市プロジェクト」についてであります。

多世代交流など人々が地域とつながり、地域力が高まる取組を推進するとともに、世代を超えて守り培われてきた貴重な自然・風土、予科練をはじめとした歴史・文化の魅力を内外に積極的に発信していくことで、まちへの誇りと愛着、平和への想いを育み、誰もが社会に参画し活躍できる取組を進めてまいります。

そのための「自然と文化を守り育て、活かすまちづくり」としましては、2月2日に開館15周年を迎えた予科練平和記念館において、特別展「ペンを剣にかえて 海軍予備学生の軌跡」を3月15日から開催いたします。ぜひ多くの皆様に御来館いただき、予科練の歴史や本町の戦史を学び、平和について考えていただく機会としていただければと思います。

次に、「誇り・愛着を持って住み続けたいと感じられるまちづくり」としましては、民間主導による宅地開発等が進んでいる荒川本郷地区において、都市計画道路、公園等の都市基盤整備を計画的に推進し、さらなる定住促進を図ってまいります。

次に、「魅力的な観光の振興」としましては、令和7年度の観光協会法人化による、あみプレミアム・アウトレット内への観光物産館の開設、特産品の販路拡大や商品開発、地域資源を活用した体験型ツーリズム等を積極的に支援してまいります。

次に、「シティプロモーション・広聴のさらなる充実」としましては、町村合併70周年の節目を迎えるに当たり、11月に記念式典を開催し、本町の政治、経済、社会、文化等の分野において町政の発展に寄与した方々を表彰するとともに、町政を振り返る機会としてまいります。

また、SDGsの推進としましては、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指し、スマートフォンやVRゴーグルを使って、「泳げる霞ヶ浦」を体験できる3Dの仮想

空間を構築し、霞ヶ浦の水質改善や霞ヶ浦浄化の啓発、本町最大の自然資源である霞ヶ浦の魅力発信につなげてまいります。

以上、令和7年度の町政運営の所信の一端と主な施策の概要を申し上げました。

早いもので、阿見町長としての任期も残すところあと1年となりました。しかし、この1年は阿見町が市となるための基盤を築く極めて重要な局面であります。こうした状況の中で特に力を入れなければならないことは、組織体制の強化と人材育成です。

武田信玄公の名言「人は城、人は石垣」のとおり、市という「国」をしっかりと支える熱意と力量を持った職員を育成し、名実ともに市となるにふさわしいまちとなる必要があります。

そして、今後も、多くの皆様に住みたい、住み続けたいと感じていただける、災害に強く、安全・安心で、活力にあふれるまちの実現に向けて、私はもとより、全職員が一丸となって取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、令和7年度の施政方針といたします。

それでは、議案第35号から議案第40号までの令和7年度一般会計ほか5件の予算について、概要を申し上げます。

議案第35号、一般会計予算は、225億8,000万円で、6.8%の増。

議案第36号、国民健康保険特別会計予算は、49億9,000万円で0.2%の減。

議案第37号、介護保険特別会計予算は、42億7,500万円で、6.9%の増。

議案第38号、後期高齢者医療特別会計予算は、13億3,100万円で、9.0%の増。

議案第39号、水道事業会計予算は、25億3,500万円で、31.2%の増。

議案第40号、下水道事業会計予算は、27億3,600万円で、3.5%の減となっております。

以上、当初予算の概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当部長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き担当部長から、議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第35号についての説明を求めます。

総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） それでは、議案第35号、令和7年度阿見町一般会計予算の主な内容につきまして、御説明いたします。

一般会計予算書の歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。

11ページを御覧ください。

歳入の第1款町税から御説明いたします。

第1項町民税は、第1目個人町民税で6.4%の増、第2目法人町民税で28.4%の増、町民税全体では10.3%の増額計上。

第2項固定資産税は、01土地で6.0%の増、02家屋で7.6%の増、固定資産税全体では5.7%の増額計上。

町税全体では7.3%の増額計上となっております。

次に、14ページ上段を御覧ください。

第12款地方交付税は、01普通交付税が基準財政収入額の増などにより12.2%の減、地方交付税全体では9.0%の減額計上となっております。

次に、16ページ下段からの第16款国庫支出金は、第1項国庫負担金第2目民生費国庫負担金第2節児童福祉費負担金の08児童手当国庫負担金の増などにより、20.8%の増額計上となっております。

21ページ下段からの第18款財産収入は、22ページの中段、第2項財産売払収入第1目不動産売払収入第1節土地売払代金で、荒川本郷地区町有地の売却代金の増などにより、32.3%の増額計上となっております。

22ページ中段からの第19款寄附金は、第1項寄附金第3目第1節ふるさと応援寄附金で、体制の拡充などによる、ふるさと応援寄附金の増などにより、65.7%の増額計上となっております。

22ページ下段からの第20款繰入金は、第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金の増などにより、9.5%の増額計上となっております。

23ページ下段からの第22款諸収入は、26ページ、第4項雑入第8節教育費雑入の05・06学校給食分担金の第2子以降無料化による減や、スポーツ振興くじ助成金の皆減などにより、5.1%の減額計上となっております。

26ページ下段からの第23款町債は、27ページ、第2目民生債の05子育て支援総合センター整備事業債の皆増などにより、2.5%の増額計上となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第2款総務費について申し上げます。

51ページ、第1項総務管理費第9目電子計算費の1113住民情報ネットワーク運営事業で、自

治体情報システムの標準化・共通化対応などにより、69.2%の増額計上。

70ページ、第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費の1111戸籍事務費で、戸籍振り仮名法制化対応などにより、331.9%の増額計上。

総務費全体では、17.8%の増額計上となっております。

次に、第3款民生費について申し上げます。

104ページ、第2項児童福祉費第2目児童措置費の1111児童手当支給事業で、高校生追加などの制度改革に係る児童手当の増により、60%の増額計上。

第3目児童福祉施設費の1113子育て支援総合センター整備事業で、子育て支援総合センター整備工事の皆増などにより、2,780.6%の増額計上。

109ページ、第4目保育所費の1116保育施設整備事業で、民間保育所の新設などにより就学前教育・保育施設整備交付金を皆増。

110ページ、第5目児童館費で、本郷小学校放課後児童クラブ室の完成により、放課後児童施設整備事業を皆減。

民生費全体では、18.4%の増額計上となっております。

次に、第4款衛生費について申し上げます。

123ページ、第2項清掃費第2目塵芥処理費の1112霞クリーンセンター維持管理費で、クリーンセンター改修工事の減により、8.9%の減額計上。

127ページ、第3項環境衛生費第1目環境総務費の1117牛久市・阿見町斎場組合負担金で、斎場の維持補修工事の減により、34.8%の減額計上。

衛生費全体では、5.2%の減額計上となっております。

次に、第5款農林水産業費について申し上げます。

139ページ、第1項農業費第5目農地費の1111農業基盤整備事業で、県営土地改良事業負担金の増により、71.8%の増額計上。

農林水産業費全体では、1.3%の増額計上となっております。

次に、第6款商工費について申し上げます。

144ページ、第1項商工費第3目観光費の1111観光振興事業で、観光協会法人化による観光協会補助金の増などにより、218.6%の増額計上。

145ページ、1121ふるさと納税事業で、ふるさと応援寄附金の増に伴う事務費の増などにより、53.1%の増額計上。

商工費全体では、27.1%の増額計上となっております。

次に、第7款土木費について申し上げます。

150ページ、第2項道路橋梁費第3目道路新設改良費の1111道路新設改良事業で、排水路工

事の皆増などにより、56.4%の増額計上。

160ページ、第4項都市計画費の第7目街路事業費の1111都市計画道路寺子・飯倉線整備事業で、道路工事の減などにより、91.0%の減額計上。

161ページ、第5項住宅費第1目住宅管理費の1112住宅維持管理事業で、町営住宅改修工事の皆減などにより、68.7%の減額計上。

土木費全体では、9.2%の減額計上となっております。

次に、第8款消防費について申し上げます。

162ページ、第1項消防費第1目常備消防費の1114常備消防事業で、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費分賦金の増などにより、7.6%の増額計上。

消防費全体では、6.4%の増額計上となっております。

次に、第9款教育費について申し上げます。

178ページ、第2項小学校費第1目学校管理費の1122小学校施設整備事業で、本郷小学校増築による校舎建設工事の皆増などにより125.2%の増額計上。

186ページ、第3項中学校費第1目学校管理費の1117中学校施設整備事業で、朝日中学校長寿命化改修工事の完了による校舎建設工事の皆減などにより、63.6%の減額計上。

198ページ、第4項社会教育費第3目公民館費の1113中央公民館維持管理費で、公民館改修工事の皆減などにより、92.8%の減額計上。

223ページ、第5項保健体育費第2目体育施設費の1111総合運動公園維持管理事業で、総合運動公園B球場の照明のLED化に係る電気設備工事の増などにより、265.6%の増額計上。

224ページ、1112町民体育館維持管理事業で、体育施設改修工事の皆減などにより、98.1%の減額計上。

教育費全体では、5.6%の減額計上となっております。

次に、229ページの第11款公債費は、第1目元金が、1.4%の減額計上。

第2目利子が、39.9%の増額計上。

公債費全体では、0.3%の減額計上となっております。

第12款諸支出金は、230ページの第2目公共公益施設整備基金費の増などにより、諸支出金全体で、15.7%の増額計上となっております。

以上で令和7年度一般会計予算の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第36号についての説明を求めます。

保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） 議案第36号、令和7年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。

令和7年度の予算総額は49億9,000万円で、前年度と比較しまして0.2%の減となっております。これは、歳入・歳出とも、国保税調定、保険給付費、事業費納付金など数年次の実績内容や制度改革に伴う変更など、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。7ページを御覧ください。

第1款国民健康保険税は、前年度と比較しまして、一般被保険者で12.6%の減額、退職被保険者で55.6%の減額、合計12.6%の減額計上となっております。

これは、国保被保険者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し、軽減額等を考慮した結果、現状での徴収見込額を計上したものであります。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも現在の賦課状況により見込額を計上したものであります。

8ページ、第4款県支出金第1項県補助金第1目保険給付費等交付金につきまして、普通交付金は、保険給付に係る必要額を全額県から交付されるもので、0.2%の減額計上。特別交付金は、市町村の特別な事情がある場合に考慮して交付されるもので、前年度と比較しまして、0.2%の増額計上となっております。

第2項財政安定化基金交付金につきましては、科目計上となります。

第6款繰入金につきましては、前年度と比較しまして、1.8%の減額計上。一般会計からの繰入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等、及びその他繰入れとして保健事業費経費などとなっております。

10ページ、第9款町債第1項財政安定化基金貸付金につきましては、科目計上となります。

次に、歳出の主な項目につきまして御説明いたします。11ページを御覧ください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして、3.2%の増額計上となっております。

14ページ、第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案して計上し、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するもので、0.2%の減額計上。

17ページ、第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度と比較しまして、0.5%の減額計上。

19ページ、第4款保健事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制・制度啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健康診査委託料などを計上していますが、第3期データヘルス計画書に基づき、データを活用し各保健事業を実施していくもので、前年度と比較しまして、0.9%の減額計上となっております。

以上で令和7年度国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げ

ます。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第37号についての説明を求めます。

保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） 議案第37号、令和7年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明をいたします。

予算書1ページを御覧ください。

令和7年度の予算総額は、42億7,500万円で、前年度と比較しまして6.9%の増となっております。

これは、歳入・歳出とも、前年度の実績内容などから、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。8ページを御覧ください。

第1款保険料では、前年度と比較しまして、5.8%の増額計上となっております。

第3款国庫支出金では、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業費の増により4.6%の増額計上。

9ページ、第4款支払基金交付金では、6.9%の増額計上。

第5款県支出金では、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業費の増により8.3%の増額計上。

10ページ、第7款繰入金の第1項一般会計繰入金では、町の法定負担分12.5%の介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金、保険料を充当することのできない事務費等一般会計繰入金、低所得者支援として国・県・町が負担する軽減負担金の合計で5.6%の増額計上。

11ページ、第2項基金繰入金では、歳出に対し歳入が不足することから、介護給付費準備基金より繰り入れるもので、36.9%の増額計上となっております。

次に、歳出の主な項目について御説明いたします。12ページを御覧ください。

第1款総務費の第1項総務管理費では、職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しているもので、前年度と比較しまして、7.3%の増額計上。

13ページから14ページの第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、19.4%の増額計上。

14ページから15ページの第3項介護認定審査会費では、介護認定審査会及び認定調査などに要する経費を計上しているもので、8.2%の増額計上。

16ページから18ページの第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費では、介護サービスの利用実績により、7.6%の増額計上。

18ページから19ページの第2項介護予防サービス等諸費では、6.3%の増額計上。

20ページ、第4項高額介護サービス等費では、5.9%の増額計上。

22ページからの第4款地域支援事業費につきましては、第1項介護予防・生活支援サービス事業費で、2.3%の減額計上。

23ページから24ページの第2項一般介護予防事業費は、3.9%の増額計上。

24ページから27ページの第3項包括的支援事業・任意事業では、3.5%の増額計上となっております。

以上で令和7年度介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第38号についての説明を求めます。

保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） 議案第38号、令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。

令和7年度の予算総額は、13億3,100万円で、前年度と比較しまして、9.0%の増となっております。これは、歳入・歳出とも、前年度の実績内容などから、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。6ページを御覧ください。

第1款保険料につきましては、前年度と比較しまして、17.0%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして、2.1%の増額計上となっております。

次に、歳出の主な項目につきまして御説明いたします。8ページを御覧ください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、前年度と比較して、1.5%の減額計上となっております。

9ページ、第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分などを茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして、9.3%の増額計上となっております。

以上で令和7年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第39号についての説明を求めます。

産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） 議案第39号、令和7年度阿見町水道事業会計予算の内容について御説明いたします。

阿見町公営企業会計予算書の1ページを御覧ください。

第2条業務の予定量につきましては、（1）給水戸数を2万650戸、（2）年間総配水量を473万立方メートルと見込んでおります。また、（3）建設改良事業につきましては、11億6,874万7,000円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款水道事業収益が、前年度比4.6%増の13億9,978万8,000円となっており、主な収入としましては、第1項営業収益の給水収益であります。

支出の予定額につきましては、第1款水道事業費用が、前年度比5.5%増の12億5,818万9,000円となっており、主な支出としましては、第1項営業費用の県水受水費及び減価償却費であります。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款資本的収入が、前年度比84.9%増の5億3,571万5,000円となっており、主な収入としましては、企業債であります。

支出の予定額につきましては、第1款資本的支出が、前年度比72.5%増の12億7,634万円となっており、主な支出としましては、第1項建設改良費の配水施設拡張費及び配水施設改良費であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填してまいります。

最後に、2ページを御覧ください。

第7条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費の3,918万1,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第40号についての説明を求めます。

産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） 議案第40号、令和7年度阿見町下水道事業会計予算の内容につきまして御説明いたします。

阿見町公営企業会計予算書の22ページを御覧ください。

第2条業務の予定量につきましては、1、公共下水道事業で、（1）接続戸数を1万7,240戸、（2）年間総排水量を728万6,000立方メートルと見込んでおります。また、（3）建設改良事業につきましては、4億5,920万円となっております。

次に、2、農業集落排水事業で、（1）接続戸数を595戸、（2）年間総処理水量を15万

6,600立方メートルと見込んでおります。また、（3）建設改良事業につきましては、770万円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款下水道事業収益で、前年度比8.4%増の19億6,814万2,000円となっており、主な収入としましては、第1項営業収益の下水道使用料であります。

支出の予定額につきましては、第1款下水道事業費用で、前年度比8.3%増の18億426万2,000円となっており、主な支出としましては、第1項営業費用の流域下水道維持管理費負担金及び減価償却費であります。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款資本的収入が、前年度比31.7%減の5億6,813万円となっており、主な収入としましては、国庫補助金、企業債、他会計負担金及び補助金であります。

支出の予定額につきましては、第1款資本的支出が、前年度比20.3%減の9億3,145万5,000円となっており、主な支出としましては、第1項建設改良費の事業費及び企業債償還金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度利益剰余金処分額で補填してまいります。

最後に、23ページを御覧ください。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費の7,881万円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号から議案第40号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、予算決算特別委員会に付託

することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

予算決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第41号 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

議案第42号 財産の取得について（中学校教師用教科書及び指導書購入）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第11、議案第41号及び議案第42号の2件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第41号及び議案第42号の財産の取得について提案理由を申し上げます。

議案第41号の財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）について申し上げます。

本案は、令和8年度に小学校等に入学する児童を対象に支給するランドセルを購入するものであります。地方自治法第96条第1項第8号及び阿見町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号の財産の取得について（中学校教師用教科書及び指導書購入）について申し上げます。

本案は、令和7年度の中学校教師用教科書及び指導書を購入するものであります。地方自治法第96条第1項第8号及び阿見町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案2件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願い

します。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号及び議案第42号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第43号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第44号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第45号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第46号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第47号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第48号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第12、議案第43号から議案第48号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第43号から議案第48号までの阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につ

き同意を求めるについて提案理由を申し上げます。

阿見町政治倫理審査会の委員は、阿見町政治倫理条例第6条第3項の規定に基づき、地方自治の本旨に理解があり、かつ政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者または地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民で公募に応じた者のうちから、いずれも議会の同意を得て町長が委嘱することとなっており、委員の任期は2年となっております。

現在6名の委員が在任しており、本年3月31日で任期満了となります。

当該委員のうち、専門的知識を有する中島紀一氏、伊藤富美子氏、八木健治氏、高橋大輔氏につきましては、人格・識見ともに優れており、最適任であることから、引き続き委嘱したいと考えております。

また、伊藤治夫氏、北澤雅章氏は、一般公募の応募者として選考した結果、人格・識見ともに優れており、適任であることから、委嘱したいと考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第48号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第43号から議案第48号までについては、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第48号までについては、原案どおり同意することに決しました。

議案第49号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第50号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第51号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第52号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第53号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第54号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第55号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第56号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第57号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて
議案第58号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第13、議案第49号から議案第58号までの10件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第49号から議案第58号までの阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて提案理由を申し上げます。

本案は、現農業委員会委員の任期が本年3月31日をもって満了することに伴い、新たに10名の農業委員会委員を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 農業委員の任命ということで、この10名のメンバーを見ましたけれども、任命の要件というのがあって、1、2、3、4か。4の条件があって、そのうち4番目に、青年、女性の積極的な登用に努めることという要件があるんですけれども、長年この任命要件

については、議会でもいろいろと議論をしていて、複数以上、2人以上の女性の委員を農業委員にすべきだと、こういうことでずっと議論が積み重なってきたんですけども、今回メンバーを見ると、青年というのは何歳ぐらいが青年なのか分からぬいけれども、少なくとも女性は1人ということで、大きく何か一時期と比べると後退してしまったような気もするんですよね。

この任命要件に基づいて、このメンバーを任命して、これを議会の同意に付すということなんだけれども、どういう経過で、この任命要件に基づいて、このメンバーを作成したのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。農業委員会事務局長浅野裕治君。

○農業委員会事務局長（浅野裕治君）　お答えいたします。

今回の任命に関しましては、女性の委員が1名ということなんですが、改正に伴いまして、ある女性農業者のところには説明をさせていただきました。結果として、今回、お引き受けいただける方が、現在御提案させていただいております山崎翔子氏というようなことでござります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　結果を見ているのであって、経過はそういう経過だったのかもしれません。やっぽり男女共同参画社会、これも阿見町も内閣府に指定されてそうなったような気がしましたけれども、これはやっぽり都度都度やるのではなくて、もっと戦略的に女性の農業委員を増やすというふうにしないと、いつまでも駄目ですね。

それで、女性が1名だった時代。そうすると、やっぱり1名ではなかなか発言もしづらいと、こういうことを議会でいろいろ議論をしてきて、実は、以前は、議会として1名農業委員を出すという、そういう制度になっていたわけですね。阿見町議会では、議会から農業委員を出すということはなかったわけですね。その枠を使って、例えば女性にその1枠を出してもらうということでやって、一時期、もうこれじゃなかなか難しいので、やっぱり議会から女性議員を1名農業委員に送ろうかと、こういう議論もあったと思うんですね。

ですから、そういう都度都度じゃなくて、もっと戦略的にやるべきだと思うんですけど、その件について答弁いただいて終わりにしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。農業委員会事務局長浅野裕治君。

○農業委員会事務局長（浅野裕治君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、その都度ではなく、定期的に人材のほうの確保を検討していくたいと

いうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号から議案第58号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第49号から議案第58号までについては、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）御異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第58号までについては、原案どおり同意することに決しました。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（野口雅弘君）次に、日程第14、諮問第1号及び諮問第2号の2件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めるごとについて提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞い

て候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっており、任期は3年であります。

人権擁護委員の坪田和広氏は、令和元年7月に就任、2期6年の間、委員として熱心に取り組まれ、本年6月30日に任期が満了するものであります。人格・識見ともに優れており、最適任であることから、引き続き推薦をしたいと考えております。

次に、人権擁護委員の田崎保子氏は、平成22年7月に就任、5期15年の間、委員として熱心に取り組まれ、本年6月30日に任期が満了するものであります。人格・識見ともに優れており、最適任であることから、引き続き推薦をしたいと考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

諮問第1号及び諮問第2号については、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号については、原案どおり適任とすることに決しました。

議員提出議案第1号 阿見町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第15、議員提出議案第1号を議題とします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

15番久保谷充君、登壇願います。

[15番久保谷充君登壇]

○15番（久保谷充君） 議員提出議案第1号、阿見町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、条例中で引用する同法の規定に条ずれが生じることから、これに対応するための改正を行うとともに、条例中の規定について所要の整備その他の改正を行うものです。

提出者、阿見町議会議員久保谷充。

賛成者、阿見町議会議員栗原宜行、同じく久保谷実、同じく海野隆、同じく高野好央、同じく石引大介。

以上であります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議員提出議案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時58分散会

第 2 号

[2 月 26 日]

令和7年第1回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和7年2月26日（第2日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	筧田聰君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

11番 石引大介君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮崎智彦君
町長公室長	井上稔君
総務部長	平岡正裕君

町民生活部長	竹之内 英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	齋藤明君
社会福祉課長	湯原将克君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原雄一君
子ども家庭課長	大塚淳君
健康づくり課長	山崎由紀子君
学校教育課長	山崎貴之君
生涯学習課長	野口和之君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野友浩君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和 7 年第 1 回阿見町議会定例会

議事日程第 2 号

令和 7 年 2 月 26 日 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和7年第1回定例会

一般質問1日目（令和7年2月26日）

発言者	質問の趣旨	答弁者
1. 紙井 和美	1. 産前産後から就学後の子育ての切れ目ない支援について 2. 聴覚に問題を抱える方にコミュニケーションツールを使って会話のサポートを	町長・教育長 町長・教育長
2. 武井 浩	1. これからの中の教育の充実について 2. 福祉政策に関する条例の制定について 3. 市制に向けた準備状況について	教育長 町長 町長
3. 佐々木芳江	1. 阿見町の高齢者福祉・介護保険事業について	町長
4. 高野 好央	1. 温水プールは必要か	町長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に關係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

[5番紙井和美君登壇]

○5番（紙井和美君） 皆様、おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

子育て支援の充実について。

厚生労働省の人口動態調査によると、令和6年の我が国の出生率は、一昨年に続いて過去最少を記録し、70万人を割り込むことになると見られています。女性が生涯に産む子どもの数を推計する合計特殊出生率も、過去最低だった前年の1.20をさらに下回り、1.15を割り込む見込みとなっています。結婚・出産する年代の人々が産みたい子どもの数、希望出生率は、国は

1.8と推計していますが、現状を見る限り、希望と現実の差は大きく広がり続けています。

2023年4月、こうした状況を克服し、子どもたちが安心して健やかに育つ、こどもまんなか社会を目指して、こども家庭庁が発足し、こども基本法が制定されました。国を挙げてこの取組を着実に進め、さらに加速することが極めて大きな課題となっています。

各市町村では、従来の児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点と、母子保健法に基づく子育て世帯包括支援センターのそれぞれの機能や意義を活かし、母子保健と児童福祉の縦割りの壁を乗り越え、新たに全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの設置をすることが努力義務となりました。

子育て支援のうち、特に出産前後のサポートは母子保健業事業による対応が重視されてきました。保健師などの医療系の専門職による保健指導が主なものでした。しかし、産後ケアなどの母子保健法の事業では、保健指導としてのケアはできても、対象者に直接的な支援を提供する取組はできません。そこで、この母子保健と直接的なサービス提供を行う児童福祉の取組と連携させて強化することが求められてきたのです。

このこども家庭センターでは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関するあらゆるチャネルからつながった相談を受けて、関係機関や各種の地域資源と連携して総合的な支援を行うためのサポートプランの作成等のケアマネジメントを担うとされています。

法施行を受けて、子育て世帯訪問支援事業ガイドラインについてという通知がこども家庭庁成育局長から各都道府県知事に宛てて発出されています。

出産年齢が上がり、出産に伴う心身の負担が大きくなっています。高齢で初産の母親が増える中、不妊治療の普及などに伴い多胎児が増えているとも言われています。また、核家族により孤立した子育てが増えています。女性の就労率の向上で共働きの世帯が増え、家庭での家事・育児の負担も相対的に増えています。男性の家事・育児への参加もまだまだ不十分な状況にあります。様々な課題を抱え、疲弊した子育て家庭を支えていく上で、家事・育児の直接的な支援が極めて重要な意味を持つようになってきています。

通知によりますと、事業の目的は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えて、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐところにあります。

この事業の先駆けとなったのは、産後ドゥーラという職種の方々の活動です。東京都中野区の宗祥子さんという助産師さんは、2,000件以上の出産を行い、母子の状況をつぶさに見てまいりました。その経験から、産後の母親には、家事・育児の負担を受け止め、心の悩みに寄り添って力づける支援者が何よりも必要だと考えて、産後ドゥーラという職種を創設して、その

養成を始めました。

その方の言葉によりますと、出産直後の母親の体は、交通事故で全治2か月というダメージに匹敵するほど弱っていると言います。また、出産の前後でホルモンバランスが大きく崩れ、産後鬱のリスクは全ての出産直後の母親が抱えているのです。出産による大きなダメージを抱えて家に帰り、押し寄せる怒濤の家事・育児に押し潰されそうになりながら、孤立し、誰かの助けを求めている母親は少なくありません。

産後鬱の治療に当たっている専門医は、産後鬱の母親は、家事がたまると自分への駄目出しを繰り返してどんどん悲観的になっていく。育児や家事を回すための直接的支援によって、信頼できる支援者に子どもを任せることができる時間をつくることが必要だ。それが母親にとって最良の心理的ケアになると語っています。

安心して家事や育児を任せて休養したり、育児についての助言などを受けたりすることで、こうした母親を支えることが、最も効果的であると考えます。

この事業のガイドラインでは、出産直後のみならず、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象としています。そして単なる家事・育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、家事・子育て支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるように、支援対象者の環境を整えていくことが最終的な目標像であるとされています。

今回の子育て家庭訪問支援事業ガイドラインは、支援の内容としては、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、保健師等の専門的な内容は除く相談と助言、子育て支援に関する情報提供、支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告が列挙されています。家庭の状況に合わせて、これらの内容を包括的に実施するとされています。

家事・育児の直接的支援と同時に行う不安や悩みの傾聴・相談、母子保健・子育て支援施策への誘導、個人や地域が抱える課題の把握、そして、その市町村への伝達など、これまでほとんど行われていなかった新たな子育て支援であることが分かります。

先行事例の1つである東京都の状況を見ますと、都が区市町村の事業を補助する形で行っている産後家事・育児支援事業で担い手として列挙されているのは、家事支援ヘルパー、ベビーシッター、産後ドゥーラの3職種です。同じように先行するほかの自治体の取組においても、この3職種の活用が多いようあります。

しかし、家事支援ヘルパーは赤ちゃんに触ることはできず、ベビーシッターは家事を行うことできません。こうした職種の人には、母親の悩みの傾聴や助言といった心の支援についても、実績や経験はありません。

それに対して産後ドゥーラは、家事、育児、母親支援という3つの役割を持ってトータルに

母親を支える活動をしています。産後ドゥーラは民間資格ですが、75時間の専門的な研修を受けて試験に合格し認定を受けた方が従事しています。すなわち、ガイドラインの支援内容をカバーする担い手養成の可能性を実証する形になっています。

産後ドゥーラの活動は、令和5年度の東京都の女性活躍大賞にも選ばれています。ほかにも類似の民間の養成研修はあるようあります。

母子保健法改正に至る国の調査研究の段階で、産後ドゥーラによる支援の実態が調査されています。国会審議の中で、当時の厚生労働大臣が、産後ドゥーラの専門性や活動に触れて、今後の施策の中で、活躍に期待の念を表明しています。

どんなサービスにはどんな担い手がふさわしいかという、そのサービスの種類にふさわしい質の確保が重要です。公的な事業として公費を投入される以上、質の担保は欠かすことはできません。また、当町の実情を考えてみたところ、訪問家事・育児支援の担い手は十分にいるとはまだまだ思えません。量の確保も重要であります。

東京都では、産後家事・育児支援事業の中で、そのための人材育成についても、区市町村の取組に100%の補助を出しています。既にかなりの区が産後ドゥーラの養成に乗り出し、養成講座の受講料の補助を実施して成果を上げていると聞いています。他県の自治体でも、訪問家事支援事業に向けて、人材育成のため、認定産後ドゥーラの育成に乗り出している自治体は出てきています。

子ども・子育て支援事業計画は、5年間をワンサイクルとするもので、来年度から第3期を迎えます。当町でも改定の取組が行われているところであります。子育て世帯訪問支援事業は、子ども・子育て支援事業計画に位置づけることで、国3分の1、都道府県3分の1の財源負担があります。

安心して子どもを産み育てるために重要なのは、経済的な安定と母体の健康、母親をはじめとする家族の心の安定であります。産後鬱や児童虐待を未然に防ぎ、医療的ケア児やヤングケアラーを持つ各家庭への支援につなげていくためには何が必要か。

以下の点についてお伺いいたします。

- 1、改正児童福祉法で市町村の行うべき業務について。
- 2、子育て世帯訪問支援事業の実施が市町村の努力義務になったことに対する町としての取組状況について。
- 3、新年度から始まる阿見町こども計画、いわゆる第3期子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれる新たなものは。
- 4、医療的ケア児とヤングケアラーの現状と各家庭への支援について。
- 5、誰もが利用できる産前産後の母体を守るための訪問型産前産後ケア、産後ドゥーラの周

知と利用者への補助、人材確保と人材育成のための資格取得の支援について。

以上5点についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

紙井議員の、産前産後から就学後の子育ての切れ目ない支援についての質問にお答えいたします。

1点目の、改正児童福祉法で市町村の行うべき業務についてであります。

令和6年4月1日に施行された改正児童福祉法では、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化として、こども家庭センターの設置、サポートプランの作成、地域子育て相談機関の整備、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業の実施が示されました。

当町においては、こども家庭センターを令和7年4月に総合保健福祉社会館内に設置し、妊娠期から子育て期まで、個々の家庭に応じた切れ目のない支援と相談体制を確保してまいります。こども家庭センターでは、支援を要する子供・妊産婦等に対して個別にサポートプランを作成し、一人一人に寄り添った支援を行ってまいります。

子育て短期支援事業、一時預かり事業につきましては、既に取り組んでおりますが、法改正に合わせて、さらに充実させてまいります。

地域子育て相談機関の整備、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業につきましては、今後、家事代行や子供の居場所を提供する事業者との調整を進め、体制が整ったものから順次実施したいと考えております。

2点目の、子育て世帯訪問支援事業の実施が市町村の努力義務となったことに対する町の取組状況についてであります。

子育て世帯訪問支援事業は、要支援児童、要保護児童、特定妊婦等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事・育児支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言を行う事業であります。現在、当町では、虐待や特定妊婦、ヤングケアラーが疑われる世帯を訪問し、相談支援を行っております。今後は、家事・育児の訪問代行サービスを行う事業者と連携し、スマートな利用につなげる体制を構築してまいります。

3点目の、新年度から始まる阿見町こども計画、第3期子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれる新たなものはについてであります。

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする阿見町こども計画には、従来の取

組に加え、国のことども大綱や県のことども計画を踏まえ、ことども・若者への支援策、ことどもの貧困解消対策等の内容を一体的に盛り込み、策定してまいります。

4点目の、医療的ケア児の現状と各家庭への支援についてであります。

出生時からの障害等により医療的ケアが必要なお子さんに対しては、入院時に病院が開催するサービス調整会議に参加し、病院をはじめ町や訪問看護、訪問介護事業所等の支援機関が連携を図りながら、退院後の生活が不安なく送れるように支援を行っております。退院後には、訪問により医療的ケア児の状態を確認し、個々に合った福祉サービスや関係機関等の情報を提供しております。また、よりよい日常生活を送るため、紙おむつや電気式たん吸引器などの生活用具等を給付するなどの支援を行っております。

4点目の、ヤングケアラーの現状と各家庭への支援については、教育長より答弁いたします。

5点目の、誰もが利用できる、産前産後の母体を守るための訪問型産前産後ケア、産後ドゥーラについてであります。

産後ドゥーラは、赤ちゃんを迎えた御家庭が安心して子育てができるよう、訪問により日常生活をサポートする専門家と認識しております。現在、訪問によるサービスを希望する方には、町が実施している訪問型の産後ケア事業や、県が実施している助産師による出張相談、家事援助が必要な方には社会福祉協議会のファミリーサポート等を主に案内しております。

一人一人に寄り添った支援が期待できる産後ドゥーラではありますが、県内でもまだ11名と少なく、国においても明確な方針を示しておりません。このようなことから、産後ケア事業など既存事業の充実を図るとともに、産後ドゥーラにつきましては、利用者のニーズ等を把握しながら、その活用について検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君） おはようございます。

それでは、産前産後から就学後の子育ての切れ目ない支援についての質問にお答えいたします。

4点目の、ヤングケアラーの現状と各家庭への支援についてであります。

学校においては、ヤングケアラーを早期に発見、把握し、支援につなぐことが重要であると認識しております。日頃からのきめ細やかな観察や学校生活アンケートを通し、心配な児童生徒には、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による個別面談を実施し、適切な支援につなげができるようにしております。

今後は、ヤングケアラーである児童生徒が自覚し、自身も支援が受けられるという認識を促

すとともに、様々な不安や悩みについて、安心して相談できる体制のさらなる充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。

先ほどの答弁の中で、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業についてでありますけれども、今後、家事代行や子どもの居場所を提供する事業者等との調整というふうにありました。その内容と進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

まず、児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等の支援を行う事業でございます。

親子関係形成支援事業につきましては、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレー等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行う事業でございます。

令和6年4月の法改正に伴って新設された事業のため、阿見町の事業として現在実施できているものはありませんが、親子関係形成支援事業に類するものとして、子ども家庭支援センターどうしんという施設がございますが、そちらで実施している、親から子への関わり方を指導するペアレントトレーニングを案内しております。

また、児童育成支援拠点事業に例示されている学習のサポートにつきましては、茨城県で週1回学習を支援する無料塾阿見いば・きら塾や、それから食事の提供の場としては、町内11の団体に子ども食堂を実施いただいております。また、ボランティア団体に食料品の配布などを行っていたいただいております。

現在、当町では事業を開始している近隣市町村の状況などを調査しているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 分かりました。

先ほど申し上げました改正法、これを受けまして、新たに子育て世帯訪問支援事業の実施が

各市町村の努力義務になると、先ほど申し上げました。

御答弁の中で、虐待や特定妊婦、ヤングケアラーが疑われる世帯を訪問というふうにおっしゃっていましたけれども、訪問すべき対象者をどのように把握しているのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君）　お答えいたします。

虐待、特定妊婦、ヤングケアラーは、それぞれの対象者に関しては、虐待通告等を受けた際に、訪問、面談等を行い、その調査過程で対象者を把握しております。

特定妊婦につきましては、妊娠届出の際の保健師との面談や医療機関からの情報提供により把握しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君）　通報する人、あるいは自分から通報する、できる人ということがいな場合、それはそういった隠れた方々に対してはどのように把握しているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、通報がない場合は把握は大変難しいというふうに考えております。対策としましては、該当するような家庭がないか、地域の民生委員・児童委員へ情報提供をお願いするほか、町民が虐待やヤングケアラーの疑いがある状況を把握した場合は、役場や児童相談所、それから警察等への通報をためらわずにしていただけるよう、広報紙等により周知をしてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君）　分かりました。

訪問家庭の対応について、ここ3年間の経緯、数値の推移をちょっと教えていただいていいでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君）　お答えいたします。

児童虐待が疑われる世帯のうち訪問が必要と判断した世帯数は、令和4年度が12件、令和5年度が18件、令和6年度10月末時点で13件となっております。

それから、特定妊婦の訪問世帯数は、令和4年度で6件、令和5年度5件、令和6年度1月末時点で6件となっております。

それから、ヤングケアラーの疑い、こちらにつきましては、令和6年度の法改正以降から計

上を始めておりますので、令和6年度10月末時点で1件ということでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

数の推移というのは、それを発見できたという数でもありますので、多いということはきちんとそれを把握しているということでもあります。どうかしっかりと隅々まで見ていただきたいなというふうに考えています。

あと、ホームページにも出ています、新年度から始まる阿見町こども計画案の中で、新たな取組について、妊産婦や出産後の支援として出ている、妊婦のための支援給付、また、第3子以降出産祝い金について簡潔に載っていますけれども、これについて少し内容をお聞きします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

妊婦のための支援給付につきましては、国の予算事業である、従来の出産・子育て応援交付金に代わり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において法定事業として新設された事業になります。妊婦に対し給付金を支給し、経済的負担の軽減を図るとともに、従来から実施している伴走型の相談支援を一体的に行うことで、より安心して出産・子育てができるような環境を整備するものでございます。

現時点では国からの要綱等が発出されておらず、具体的な内容についてはまだお示しできませんが、これまでの出産・子育て応援交付金に代わる位置づけとなるため、実施内容の大枠は変わらない予定だというふうに伺っております。

それから、第3子以降出産祝い金につきましては、令和4年4月1日以降、第3子以降の子が誕生した場合に、1人につき20万円の祝い金を支給するものであります、継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。よく周知していただければというふうに思っております。

ところで、医療的ケア児、これは現在、阿見町の中では何人ぐらいいらっしゃるか教えていただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

現在、町において把握している医療的ケア児は、障害手帳の交付時の医師の診断書や障害福

祉サービスを利用する際の書類等で把握しております。現在、気管切開、それから人工呼吸器、それから経管栄養、吸引等の病状による医療的ケアとして8名を把握しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

出生時からのサポート体制に対してはお答えいただきましたが、病気や事故で後天的な医療的ケアを受けなくてはならないような状況になるお子さんも出てくるかなというふうに思っています。それに対する支援体制をお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

支援策の第一の取組として、医療的ケア児を抱える保護者が気軽に相談できる体制を構築することが大切だと考えております。そのため町では、医療的ケア児を含む障害児を抱える家族等への相談体制の充実を図るために、阿見町相談支援事業として、町内3つの相談支援事業所へ相談業務の委託を行っております。

また、令和6年4月より、庁内に基幹相談支援センターを設置し、相談対応及び専門機関等への情報提供を行うなど、相談体制の充実に努めております。

こうした相談体制については、広報紙、町ホームページ及び社会福祉課窓口においては、障害者福祉のしおり、これを配布、掲示し、周知を図っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

相談窓口としましては、ちょっと私、勉強会に行ってきましたんですけども、つくば市では令和3年3月に本庁舎の社会福祉課内に設置をしておりまして、取手市では昨年10月に医療的ケア児等コーディネーター養成研修を行いました、医療的ケア児に関する会議開催を行っています。このきっかけは、これまで各事務担当課において適宜相談を対応していたんですけども、市内での連携や、支援体制の構築の必要性が高まったということで、改善されたというふうに聞いています。

当町ではその連携をどのように行っているかお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

阿見町におきましても、医療的ケア児の相談については、町内相談支援事業所及び社会福祉課窓口で相談を受けております。ただし、社会福祉課内に、今おっしゃった医療的ケア児等コ

一ディネーターの研修を受け、資格を持っている職員はありません。そのため、専門的な知識といったものが必要となる内容につきましては、自立支援協議会専門部会の1つであります子ども部会、こちらを開催しまして、各専門的な見地から支援策等に対する意見をいただきまして検討を行い、必要な支援につながるよう取り組んでおります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 医療的ケア児に関しては本当にしっかりと見ていかないといけないなというふうに考えているところなんですけれども、保護者の方々とともに協議する場というのは設けられているんでしょうか。

この医療的ケア児の就学事例集、NPO法人なんですけれども、こういう団体があります。就学事例として、このように冊子が作られたんですけれども、これ当町の医療的ケアが必要なお子さんを持っているお母様から頂戴しました。この勉強会に行ってきました。その中で、民間の団体や保護者の集まりに参加して情報を集めて、当町でもこういうところに行ったりですとか、いろんな集まりをして、直接悩みを聞くですとか、そういうことをやっていただきたいなと思うんですけれども、当町ではどのようになさっているか、また、それをどのようにしていくべきかということをお尋ねします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

議員から御紹介いただきましたNPO法人のホームページを確認させていただきましたが、非常に有益な情報が掲載されておりました。

医療的ケア児の早期からの支援につきましては、保護者の理解と協力の下、園や学校と関係部局が連携し、医療的ケア児に関する情報共有を確実に行う体制づくりが重要であると認識しております。

今後も、保護者、医療的ケア支援に関わるNPO団体や担当医師等との連携を図りながら、就園就学後の円滑な医療的ケアにつながるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 見ていただいてありがとうございました。

やはり、医療的ケア、100人いたら100人とも全部内容が違います、悩みも違います。そういうことから、そういった集まりで連携して、誰にどういうケアが必要かというのを把握するというのは今後も大切だと思いますので、これ医療的ケア児の皆さんに全部アンケートを取って作った冊子ですけれども、そういったことの情報共有をぜひこれからもお願いをしたいなど

いうふうに考えております。

産後ドゥーラに関してですけれども、産後ドゥーラの活用は、母親の心と体の負担を軽くして、産後鬱や虐待につながることを防ぐ、大きく貢献するものであります。まだ知らない人も多くいらっしゃる事業ですけれども、現在、産後ドゥーラの周知について工夫していることがあれば教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君）　お答えいたします。

現在、町への補助等がないため、積極的な案内はしておらず、産後に使える訪問サービスの1つとして紹介している状況でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君）　産後ドゥーラというのは産前産後の母親の支援でありますけれども、母親が入院して不在のとき、また、本当に不幸にもあるいは母体がお亡くなりになった後に残された家族、そういった場合にも、父子家庭の支援も行っております。医療的ケアは行えないんですけれども、医療的ケア児や障がい児、また、先天性疾患のお子さんを抱えた家族、また、母親を軸とした幅広いニーズに応えるところに大きな特徴があります。

県内11人しかいない産後ドゥーラですけれども、その中で、阿見町に1人いらっしゃいます。私は取手市で行われた産後ドゥーラの研修会に伺ってまいりまして、そこでその方に出会ったんですけども、阿見町にいらっしゃるんだなって。「みんなのオカン」という、関西の方なんぞ、お母さんのことをオカンと言うんですけど、そういったことで、この方が阿見町で活躍していらっしゃいます。

「みんなのオカン」という名称ですけれども、このドゥーラさんは近隣の9市町村を対応エリアとして飛び回っていらっしゃるんですけれども、阿見町でも仕事をお願いしたことはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君）　お答えいたします。

当町では産後ドゥーラとしての依頼はしておりませんけれども、この方は保健師資格をお持ちであるため、町の幼児健診で保健指導や相談支援などをお願いしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君）　分かりました。本当に心理学から何から全て学んでいる人ですので、もったいないですから、とにかく活用していただければなというふうに考えているところです。

今回の質問を行うに当たりましては、健康づくり課、社会福祉課、子ども家庭課、教育委員会、4つの課にまたがって議論が深められました。

最初に申し上げましたけれども、各課連携して情報共有することは大変に重要なことです。子どもを持つ保護者にとって、悩みや要望を部門別に話すのは非常に不便で負担があります。その流れをスムーズにするために、1か所窓口を設けてワンストップで対応できることを、早くからお願いをしているところであります。

町でもようやくその改革が進められてきたように思いますけれども、利用しやすい相談体制についての見解をお聞かせください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君）　お答えいたします。

先ほど、町長答弁でも申し上げましたが、4月から総合保健福祉会館内にこども家庭センターを設置いたします。こちらは、相談窓口ができるだけ集約して行えるよう体制を整えるものでありますので、町部局、それから教育委員会、これがこれまで以上に連携を強化して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君）　ありがとうございます。町の機構改革にも非常に期待をしているところでありますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますけれども、母親の支援はそのまま子育ての支援につながるということを今回訴えたくて質問をさせていただきました。

母親というのは母性本能があるなどと、勝手に独り歩きした言葉に縛られて、どんな大変な子育てでも1人で頑張ってしまう傾向があります。そして、うまくいかない自分にむちを打つてしまふことで自己肯定感がどんどん低くなつて、虐待や産後鬱につながっていくものと考えています。また、自殺につながっていることもあります。

子育てに関しては、古くからあしき慣習にとらわれることなく、また、男性も子育てに関する認識を新たにしていただきながら、周りの人たちともみんなで未来の子どもを育していくという空気が必要なのではないかというふうに考えております。

母親が健康で元気で明るく過ごすための取組を、ぜひとも協力的に進めていただいて、どんどん増えている若い方々の参入、阿見町にはそういう方々が越していらっしゃっていますけれども、そういう方々も、あるいは今後阿見町に行きたいなど考えている方がどんどん増えるように、阿見町なら安心して子育てができると、阿見に移住してくれる方が増えていくことを心から念願いたしまして、今回のこの質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） それでは、2問目の質間に移らせていただきます。

聴覚に問題を抱える方にコミュニケーションツールを使って会話のサポートをということで、聴覚に障がいを持つ人々に対しては、生活やコミュニケーションに特別な配慮や、また、支援が必要です。聴覚障がい者と、障がい者と一くくりにすることによって、特別な壁を感じ、それを隠すような風潮がまだまだ残っております。それによってお互いのコミュニケーションの遅れを生じさせているのではないかと考えています。障害者手帳を持っているかどうかにかかわらず、聴覚に問題を抱えていても、自分らしく人生を謳歌してもらいたいとの観点から、今回質問をさせていただきます。

耳が聞こえない。または聞こえにくい聴覚の障がいは、障がいを受けた時期によって違いがあります。先天性の聴覚障がいは、生まれつき耳の不自由な方で、補聴器をつけても聞き取りが困難な場合は、教育や言葉によって文章を学ぶことになります。後天性の聴覚障がいは、生まれた後に病気や事故で聴力を失った方で、そして、老人性の聴覚障がいは、加齢によって聴覚が衰え、耳が遠いという現状を指します。

難聴と言われる中で、伝音声難聴は中耳炎の後遺症などで伝音回路が故障したために起こるもので、音が小さくなって聞こえます。感音性難聴は内耳の故障や聴覚の神経線維の切断などによって起こって、故障の起こった部位や程度によって聞こえの状態はそれぞれ大きく違います。

聴覚に障がいがあると、車のクラクションや、救急車のサイレン、駅やお店の放送、銀行や病院など、そのような放送の呼出しにも様々な音に気づかない、また、緊急の場合でも、音によって周囲の状況を判断できない不便さがあります。

聴覚障がいの方は皆その人に合ったコミュニケーションの方法があります。しかし、どれも正しい理解は難しく、補聴器をつけていても、普通の会話がきちんと聞き取れるわけではありません。最近では情報機器の発達によって聴覚に障がいがある人も、携帯電話のメール機能を利用して待ち合わせに使ったり、テレビなどで録画のものはテロップが流れることが多くなっています。聞こえに問題がない人でも、そのテロップを見ることで、言葉が強調されて面白みが出てまいります。

また、インターネットの普及により、ニュースなどあらゆる情報が文字で見られるようになり、便利になりました。当町では、急病やけが、火災、災害事故などの緊急時に、自宅や外出先からスマートフォンや携帯電話を使って言葉によらない素早く119番に通報するN E T 119というのを取り入れてもらっています。

しかしながら、まだまだ課題は多く、例えば職場や学校で周りの人に私は聴覚障がいがありますと伝えて、話しかけられたときに気づかず返事をしないことから、周りの人に誤解される場合があります。一対一の会話はできるのに、会議などで十分に聞き取れないと、本当は聞こえるのに真面目に聞いていないなと思われる場合もあります。一対一では音声の会話ができる人でも、複数の人が一度に話す場合、言葉の聞き取りが非常に難しくなります。手話通訳者や要約筆記者がいるときでも、複数の人が一度に話すと通訳が非常に困難となります。その結果、聴覚障がいのある方は、十分に情報が伝わらず、会話について行けなくなってしまいます。

聴覚に問題を抱える方々にとって、皆と同じように会議に参加したり、リアルな会話を瞬時に認識することは当事者の強い願いでもあります。その不便さを解消し、情報共有することの重要性を鑑み、以下の点についてお伺いをいたします。

まず、コミュニケーションのデジタル化の充実のため、会話の音声を文字に起こし、見える化するサービスの活用についてであります。例えば、今話題のP e k o eは、聞こえ問題をお持ちの方へのコミュニケーションをサポートするもので、簡単なステップで誰でも会話に参加することができます。府内の会議等に活用することもできます。

導入によって、聴覚障がい者の方の雇用と定着の問題解決につながるのではないかと考えていますが、当町の見解をお伺いします。

また、一方で、伝統的な手話については、言語化して普及させることにも、多くのメリットがあります。聞こえる人、聞こえない人の壁をなくして、差別のない世の中にするために、誰もが気軽に話せて、静かな場所でも避難所でも意思の疎通ができる手話の普及の促進は大変重要ではないかなと考えております。

手話言語条例の制定と学校の手話教育については、令和5年6月定例会で質問させていただきましたが、前向きに取り組むとの答弁をいただきました。その後の進捗状況と今後についてお伺いをいたします。

また、情報コミュニケーション条例の制定についても、当町の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　聴覚に問題を抱える方にコミュニケーションツールを使って会話のサポートについての質問にお答えいたします。

1点目の、会話の音声を文字に起こし見える化するサービスP e k o eの導入についてであります。

議員御指摘のとおり、会話の音声をリアルタイムで文字に変換し、パソコンやスクリーンに表示するシステムの導入は、聴覚障害を持つ職員やその周囲の職員の職場環境改善に大きく貢

献する可能性があります。このように、聴覚障害に限らず、障害を持つ職員に対する合理的配慮として、その職員の要望を踏まえ、必要な機器等を導入することで、障害者の任用と定着に努めてまいります。

2点目の手話言語条例の制定、情報コミュニケーション条例の制定についてであります。

手話言語条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に努めるとともに、多様なコミュニケーション手段への理解促進、利用推進を図ることで、障害がある人もない人も互いに尊重し、安心して生活できる共生社会の実現を目指すことを目的とするものであり、県内では、県及び水戸市など4つの市で制定されております。

当町では、現在、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする阿見町第5次障害者基本計画の策定に取り組んでおります。計画書には、手話言語条例の制定に向け検討していくことを明記する予定でおり、今後、阿見町障害者施策推進協議会において、委員の皆様より御意見をいただきながら制定に向け取り組んでまいります。

また、情報コミュニケーション条例につきましては、県内では水戸市、笠間市の2つの市で制定しております。この条例は、障害の有無にかかわらず、互いの意思や感情を伝え合うことができるよう、障害者がその障害の特性に応じた方法で情報を取得し、必要なコミュニケーション手段として、手話、要約筆記、点字等の利用を促進するための環境整備を目指すものであります。

今後、情報収集を図りながら、県内における制定状況を注視し、検討してまいります。

2点目の、学校における手話の教育については、教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長宮崎智彦君。

○教育長（宮崎智彦君） それでは、聴覚に問題を抱える方にコミュニケーションツールを使って会話のサポートをについての質問にお答えいたします。

2点目の、学校における手話の教育についてであります。

学校では、主に総合的な学習の時間の福祉分野の学習に手話を取り入れ、簡単な挨拶を覚えたり、手話を交えた合唱を行ったりしております。また、本郷小学校は霞ヶ浦聾学校との交流を毎年行っており、交流の際に手話を取り入れた活動を行っております。

さらには児童生徒一人一人が持っているタブレットを活用すれば、文字を介したコミュニケーションも可能であり、今後もさらなる充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 学校での教育は非常に大事かなと思いますので、差別なくみんなが困

った人たちに寄り添う気持ちを育てる意味でも、しっかりとそのあたりを教育していただきたいというふうに思っています。

次に、デジタル機器を使ってのコミュニケーションと、人を介したコミュニケーション、どちらも大切なというふうに思っていますが、これらを融合して取り入れていきたいと思うんですけれども、今後の計画の中で具体的に盛り込まれていくか、お伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君）　お答えいたします。

まず、デジタル機器を使って聴覚障害者とのコミュニケーションを図るために、社会福祉課窓口に現在、試験的に音声文字変換アプリを取り込んだタブレットを設置しております。

また、人を介したコミュニケーションとしては、手話奉仕員養成講座による人材育成や手話通訳派遣及び要約筆記者派遣事業を実施しており、必要なコミュニケーション手段の利用促進に取り組んでおります。

また、阿見町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画において、意思疎通事業の取組として、手話通訳者の派遣について記載しておりますが、今後、デジタル機器を活用したコミュニケーション手段の記載についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君）　ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

事前にお渡ししましたコミュニケーションツールのリコーが出しているP e k o e、この阿見町での活用方法についてですけれども、役場でも先ほどおっしゃったように、いろいろなツールを使っています。いろいろなそれぞれの利点とか費用対効果、利便性を鑑みながら、常に比較検討することが必要かというふうに思うんですが、そのあたりの見解をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君）　お答えいたします。

先ほど説明させていただいたとおり、窓口などの対応については音声文字変換アプリを取り込んだタブレットを活用しておりますが、こちらは会議での活用は難しいというようなことを聞いております。そのため会議では手話通訳者の派遣を行い対応しておりますが、今回御質問いただいたP e k o eについては、窓口、会議の両方で活用が可能だということであり、その他の機能も充実しているものというふうに認識しております。

今後の窓口、会議等での活用については、性能の確認はもとより、業務上の使用頻度の高い窓口調査、それから必要性等について、行政経営課など関係各課と協議して検討してまいりました。

いというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

私も聴覚障がいに特化したというよりも、町全体でやっていただきたいなというふうに考えています。また、こういうデジタル機器は日進月歩で新しい機械がどんどん出てきますので、それを常に比較検討しながら、行政経営課ともしっかりと話をしながら、町全体で考えていたいなどと考えています。

手話言語条例と情報コミュニケーション条例なんですけれども、手話言語条例は水戸市、土浦市、行方市、筑西市、そして茨城県。情報コミュニケーション条例は水戸市と笠間市の2つでありますけれども、手話言語条例は、手話を、使用者の権利を保護する目的とされていまして、また、一方の情報コミュニケーション条例は、情報アクセスのバリアフリー化を目指して、全ての人が情報にアクセスできるように、そういうことを目的としてつくられている幅広い条例であります。

内容としては、音声認識とか音声合成技術のデジタル機器を活用した情報アクセスの向上なんですけれども、これらの条例は、社会の人が全てに平等に情報をアクセスすることが重要な役割というふうになってきています。

当町では、手話言語条例と情報コミュニケーション条例、この2つをどのように制定していくか、また、それぞれ個別に制定するのか、融合させて策定するのか、協議を深めていく必要があるかなというふうに思っているのですが、そのあたりの見解をお聞かせ願います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

手話言語条例の制定につきましては、令和7年度に阿見町地域自立支援協議会での御意見をいただき、また、さらには阿見町障害者施策推進協議会、こちらの御意見をいただき、各専門分野の方のそういった御意見をいただきながら、令和8年4月施行に向け検討してまいりたいと考えております。

この中で、手話言語条例と情報コミュニケーション条例を融合したものにするのか、別々にするのかという策定の形についても御意見をいただき、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君に申し上げます。質問時間が残り3分となっておりますので、質問内容をまとめていただき、時間内に終了していただきますよう、再質問してください。

それでは、5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

手話言語条例の今後のスケジュールを簡単に説明いただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

先ほど申しました令和8年4月1日施行を想定しますと、今年の9月に自立支援協議会での意見をお伺いし、また、10月に障害者施策推進協議会で意見をお伺いし、その後、例規審査、パブリックコメント等を経て、令和8年3月議会の上程をしたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。

最後になります。現代の多様性の時代において、数多くのあらゆる障がいに対して求められる情報を取得する手段も多岐にわたってまいりました。生活していく上で困難がある場合、障害者手帳の有無にかかわらず、できる限り手段を使って、その負担を取り除いて、誰もが等しく快適に生きていけるように支え合っていくことができるよう講ずるべきであると考えております。

行政や民間企業、地域の人たちと、皆で知恵を出し合いながら、温かいまちづくりを構築していきたいと考えております。そのような思いから、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野口雅弘君） これで5番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番武井浩君の一般質問を行います。

6番武井浩君の質問を許します。登壇願います。

[6番武井浩君登壇]

○6番（武井浩君） 皆さん、おはようございます。

今回も、教育と福祉の充実に向けて一生懸命質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、これから教育の充実について質問をいたします。

令和6年12月に、町の教育委員会のトップである教育長が、立原秀一氏から宮崎智彦氏に代わりました。豊富な教員経験のほか、教育事務所での行政経験もある新教育長に対しては、町民をはじめ小中学生のお子さんをお持ちの保護者の方々からの期待も高まっているところでございます。

そこで、これから阿見町の教育について、教育長としてどのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

1点目、阿見町の特色を生かした教育について。

2点目、ICT教育の充実について。

3点目、不登校対策、COCOLOプランについて。

4点目、コミュニティ・スクールの導入及び活動の充実について。

5点目、本郷地区の児童生徒増への対応について。

6点目、教職員の働き方改革について。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君）　これからの教育の充実についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町の特色を生かした教育についてであります。

第2次阿見町教育振興基本計画では「学びあい支えあい心を育む人づくり」を基本理念に掲げております。「学びあい」「支えあい」の実践を通して、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すとともに、児童生徒と教員が望ましい人間関係を構築しつつ、心を育む人づくりを進め、多様な子供のニーズと心に寄り添いながら、誰一人取り残すことのない教育を推進してまいります。

当町は、霞ヶ浦をはじめとする水と緑の豊かな自然環境、地域で継承されている伝統芸能や予科練平和記念館などの教育資源に恵まれており、環境教育や郷土教育、平和教育の機会が充実しております。また、茨城大学農学部や県立医療大学などの高等教育機関との連携協力による質の高い多様な学習機会を提供できることも大きな特色であると考えております。

2点目の、ICT教育の充実についてであります。

学習に対する興味・関心を高め、一人一人の状況に応じた学習が可能となるICT教育の充実はとても重要であると認識しております。各教科の特性を踏まえた1人1台端末、電子黒板の効果的な活用、学習ソフトを活用した家庭学習での利用を推進してまいります。

また、指導力向上に向けた教職員研修の実施、生成AIの活用やガイドラインの作成、IC

T支援員の配置やICT環境の整備を進め、ICT教育の一層の充実を図ってまいります。

3点目の、不登校対策、COCOLOプランについてであります。

児童生徒の不登校については、全国的にも増加傾向にあり、当町においても大きな課題であると認識しております。文部科学省が不登校対策として取りまとめたCOCOLOプランでは、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることの重要性が示されております。

当町においては、教育相談センター内の適応指導教室やすらぎの園において、不登校児童生徒を受け入れ、学校復帰の支援を行っております。やすらぎの園では、教育相談員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと情報を共有し、多角的な視点で一人一人に合った支援を行っております。

また、当町では、中学校において令和2年度から校内フリースクールを開設し、町で配置している不登校対策指導員が生徒の支援に当たっております。今年度は、阿見小学校、あさひ小学校にも拡充し、成果が見られていることから、次年度以降さらなる拡充についても検討してまいります。

4点目の、コミュニティ・スクールの導入及び活動の充実についてであります。

コミュニティ・スクールは、学校と地域が協働して子供たちの学びの充実と成長を育むとともに意味のあるものだと捉えております。当町のコミュニティ・スクールの導入状況は、令和3年度に阿見第二小学校、令和5年度に君原小学校、令和6年度に阿見第一小学校と舟島小学校に導入し、現在4校において活動しております。令和10年度までには全校で実施することを目指しております。

活動に当たっては、各学校が抱える諸問題の解決や児童生徒の成長を支援するため、学校運営に地域の声を積極的に取り入れるなど、学校と地域が一体となって特色ある学校づくりができるよう一層の充実を図ってまいります。

5点目の、本郷地区の児童生徒増への対応についてであります。

急速な宅地開発が進む朝日中学校地区におきましては、毎年推計を見直しており、児童生徒数の変化に注視しております。その中でも、児童増加が顕著に見込まれておりますのが本郷小学校地区であります。本郷小学校におきましては、既存の教室数では不足するため、令和7年度からは、放課後児童クラブで使用している校舎を普通教室に戻します。また、令和6年度に解体したプール跡地に、令和7年度から2か年工事で校舎を増築し、令和8年度中の完成を目指しております。

あさひ小学校においては、児童数の減少が将来見込まれております。また、朝日中学校におきましては、現時点では校舎の増築は不要ですが、朝日中学校に入学する本郷小学校とあさひ

小学校の児童数に注視しながら、必要に応じて既存教室の転用や改修を実施するなど対応してまいります。

6点目の、教職員の働き方改革についてであります。

教職員の働き方改革については、校務支援システムの導入による業務の効率化、学校閉庁日の拡充や電話応対時間の短縮、各種事業及び学校行事の見直し等により、平均の時間外勤務時間数は年々減少傾向となっております。昨年度、今年度ともに過労死ラインとされる月80時間を超える時間外勤務を行っている教職員はありません。しかし、文部科学省から示された、年間の時間外勤務時間数の上限である360時間以内を達成している教職員は約40%程度にとどまり、特に中学校において多い傾向となっております。

今後、部活動の地域移行を進めることにより改善が図られていくものと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 丁重な御答弁ありがとうございました。

ただいまの御答弁にありましたように阿見町の特色である環境教育、それから共同教育の具体的なことと、あわせまして、茨城大学農学部、県立医療大学との連携、そのことについてもちょっと教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

環境教育につきましては、霞ヶ浦の湖上体験スクールに参加し、水質や水の利用についての理解を深めたり、霞クリーンセンターの見学を通して、ごみの分別、給食の残食の削減に取り組んだりする活動を行っております。

郷土教育につきましては、副読本の「わたしたちのあみ」を活用し、郷土の偉人である下村千秋について学んだり、ひょっこ踊りなどの伝統芸能を地域の方から教えていただいたり、予科練平和記念館を見学したりする活動を行っております。

大学との連携については、茨城大学農学部とは農園の作業ボランティアや食育に関する出前事業を通して、県立医療大学とは実習生の受入れ、アイラボキッズ科学教室での出前授業等を通して連携を図っております。

今後も連携を図りながら、児童生徒に質の高い教育を提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。郷土愛を育む教育、さらには平和教育の充実に取り組んでいただきたいと要望をさせていただきます。

それから、校内フリースクールの開設によって成果が見られているというお話をございました。ここ数年間の不登校児童生徒数の推移についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君）　お答えいたします。

町内の不登校児童生徒数の推移でございますけれども、100日以上の不登校児童生徒数は令和4年度が81名、令和5年度が70名、今年度は現在のところ60名程度の見込みとなっております。

今年度、校内フリースクールを開設した阿見小学校、あさひ小学校については、令和4年度が合計18名に対し令和5年度が16名、今年度が11名となっており、効果が見られておりますので、今後、他の小学校への拡充も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　6番武井浩君。

○6番（武井浩君）　分かりました。

今の数字の上で、やすらぎの園の具体的なことについてもうちょっとお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君）　お答えいたします。

やすらぎの園では、学校教育相談員が児童生徒及び保護者一人一人と面談を行い、児童生徒の居場所の保障、心の安定や社会的自立に向けた支援を行っております。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家を交えたケース会議を定期的に行い、一人一人に合った支援を心がけております。

アウトリーチ型の支援といたしましては、相談員が家庭訪問を行ったり、給食の時間や午後から学校に相談員と一緒に登校する学校チャレンジを行ったりしております。

また、筑波山登山や工場見学などの校外学習には多くの児童生徒・保護者が参加し、集団的、体験的な活動を行うことができるようにしております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　6番武井浩君。

○6番（武井浩君）　分かりました。引き続き取り組んでいただきたい、そう思います。

それから、コミュニティ・スクールについてお尋ねをいたします。それぞれの学校における具体的な内容についてお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君）　お答えいたします。

コミュニティ・スクールにつきましては、それぞれの学校における活動の具体例をお答えい

たします。

阿見第二小学校では、保護者や地域の方々が、家庭科や図工など授業の学習支援や朝の読み聞かせをはじめ、児童の登下校時の見守りやグラウンドの草刈り、花壇の整備といった環境整備を行ってくださっております。

また、君原小学校では、学校サポーターとして登録してくださっている君原小ファンクラブの方々が中心となって、絵画や工作の指導補助をはじめ、グラウンドの草刈りやペンキ塗りなどに協力してくださっております。

阿見第一小学校では、保護者や地域の方々が、今年で2回目となるあみいち秋祭りの運営に協力してくださっております。また、おやじクラブ主催の親子お楽しみ会や、朝の読み聞かせなども行ってくださっております。

また、舟島小学校では学校サポーターとして登録くださっております舟島応援団の方々が中心となって、体験活動や家庭科、社会科などの授業補助、グラウンドの草刈りを行ってくださっております。また、フェスタふなしまの運営もサポートしていただいております。

保護者や地域の方々が学校と協働し、きめ細やかにサポートしてくださるおかげで、子供たちの満足感も上がり、充実した学校生活が送れております。コミュニティ・スクールの活動をより充実させ、子供たちの成長を支えていきますよう、教育委員会としてもしっかりサポートしてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。今、様々な活動、具体的なことが分かりました。最後にそういったことをサポートしていくというお話もありました。現場は、実際コミュニティ・スクール等で活動なさっている方たちの御意見、御要望等があれば、しっかり受け止めて対応していただきたい、そういうことを要望させていただきます。

次に、本郷小学校に増築校舎を建てるというお話ですが、もう少し詳しく内容についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

本郷小学校の増築校舎の具体的な内容でございますが、重量鉄骨造で、建物本体は42メートル掛ける19メートルの798平米の3階建でございます。1階から3階の延べ床面積は2,394平米でございます。普通教室18部屋のほかに、昇降口、職員室、会議室、更衣室、また、各階にはそれぞれ配膳室、トイレ、給食配膳を兼ねたエレベーターも設置しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。よろしくお願ひいたします。

それから、部活動の地域移行のことについてですが、この進捗状況及び今後の見通しについてお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） 部活動の地域移行の進捗状況でございます。

当町では、部活動の地域移行を円滑に進めるため、阿見町部活動地域移行検討委員会を設置してございます。また、国や県のガイドラインを踏まえつつ、そのような取組を行っております。

今年度につきましては、陸上競技、弓道、バレーボールをモデル事業と位置づけまして、休日部活動を地域クラブ活動に移行しているところでございます。これは地域に根差した指導者や施設を活用することで、生徒に多様な活動機会を提供するものになっております。

今後につきましては、モデル事業の成果、課題を検証しながら、段階的に移行種目を拡大し、最終的には休日に行う全ての部活動を地域移行していきたいと考えております。その際には、学校、地域の指導者、関係団体が連携し、持続可能で魅力的な活動となるよう取り組み、子供たちの成長をしっかりと支えてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。地域移行においては、指導員の報酬とか、そういった問題も課題になるのかなと思います。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

宮崎教育長におかれましては、就任からまだ日が浅いにもかかわらず、しっかりと阿見町の教育の現状を把握されているということに大変安心をいたしました。

生涯学習とは、家庭教育、学校教育、社会教育など、人々が生涯にわたって取り組む学習のことを指すそうでございます。これからも生涯学習社会の実現に向けた教育行政を進めていただき、学校も地域もお互いによくなる、そんなまちづくりになることを期待しまして、この質問を終わります。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 次に、福祉政策に関する条例の制定について質問をさせていただきます。

我が国の人ロ10万人当たりの自殺者数、自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高くなっている状況でございます。日本財団が公表した自殺意識調査によりますと、若者の4割、実際に4割以上なんですけれども、死にたいと本気で考える希死念慮を持った経験があるそうでございます。また、警察庁の自殺統計に基づき厚生労働省が発表した資料によりますと、2024年の

小中高生の自殺者数が527人となり、統計のある1980年以降で最多となったとのことでございます。

同年の全体の自殺者総数は2万268人で、1978年の統計開始以降、2番目に少ない状況となりました。しかし、自殺は社会的な損失であり、残された家族や周囲の人たちの深い悲しみを思うと、とてもやりきれない気持ちになります。

先ほど、紙井議員からも産後鬱の話もございました。若者や小中高生の自殺対策は急務であると考えます。

また、2024年の刑法犯の認知件数が73万件を超え、その中でも児童虐待の検挙件数は、前年の年から1割増えて2,649件、過去最多となったことが警察庁から発表されております。虐待は負の連鎖を生むこともあり、子供の人権を尊重することはとても大切なことだと思います。

町内においても児童虐待が発生しているということをお聞きし大変憂慮しております。町民全体で子供の権利を守っていくという意識を高める必要性を感じます。

また、茨城県警察本部では聴覚障害者に配慮した新型赤色灯パトロールカーを配備するなど、聴覚障害に配慮する機運が高まっております。町民が広く手話を言語として認識し、手話の意義や基本理念を理解することはとても大事なことだと思います。

そこで、自殺対策の推進と子供の権利に対する町民の関心を高め、聴覚障害のある方たちに優しいまちづくりを進めていくために、次の3つの福祉政策に関する条例の制定をすべきではないかと提案させていただきます。

1点目、自殺対策に関する条例。

2点目、子どもの権利条例。

3点目、手話言語条例。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　武井議員の、福祉政策に関する条例の制定についての質問にお答えいたします。

1点目の自殺対策に関する条例についてであります。

自殺対策基本法において、地方公共団体は、国と協力しつつ地域の実情に応じた施策を実施する責務を有するとされ、市町村は自殺対策についての計画を定めるものとされています。

このため当町では、令和3年度に阿見町自殺対策計画を策定するとともに、地域の関係機関により構成される阿見町自殺防止対策連携会議を設置し、自殺についての実態把握、自殺対策

における関係機関、関係団体等との連携強化等について御意見をいただきながら、計画の推進及び自殺防止に取り組んでおります。

庁内におきましては、私を本部長とする自殺対策本部会議において、計画の実施状況等について進捗の確認を行っております。

条例の制定につきましては自殺対策基本法に特段の定めがなく、また、県及び県内市町村でも制定している自治体はございません。このため当町においても条例の制定は予定しておりませんが、今後、他自治体の動向を注視し、調査研究を行ってまいります。

2点目の子どもの権利条例についてであります。

子どもの権利条例とは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子供の権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的とした条例であります。

現在、県内において、子どもの権利条例を制定している市町村はありませんが、議員御指摘のとおり、児童虐待防止の観点からも子供の人権を尊重することはとても大切なことと認識しておりますので、今後、他自治体の動向を注視してまいります。

3点目の手話言語条例につきましては、紙井議員にお答えしたとおりであります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 再質問をさせていただきます。

自殺対策につきましては、まずはいかに自殺を防ぐのかという具体策が大事だと思います。死を考える対策よりも、命を大切にする対策のほうが優先されるべきであると私は考えます。

そこで、ちょっと教育委員会のほうにお尋ねしたいんですが、小中学校における命の授業などの実施状況についてお尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

小中学校におきましては、主に道徳や特別活動の時間におきまして、生命尊重に関する授業を行っております。

道徳の授業では、生命尊重の内容項目について、具体的な資料を用いながら、その連續性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する態度を育てるこを目指しております。産婦人科の医師を招いて親子を対象とした教育講演会を行ったり、スクールカウンセラーによる授業を行ったりしている学校もございます。

特別活動の授業におきましては、現在、SOSの出し方教育というものを行っております。これは、児童生徒自身がSOSの出し方、友達からの相談による気づき、どのように助けを求めていったらよいかを具体的に学びます。タブレット端末やSNSでの相談窓口の周知も行っ

ております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。大変心強い取組をされているなと思いました。引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、自殺関係による救急車の出動件数等は福祉部門のほうで把握されているのでしょうか。

また、先ほど答弁がございました連携会議ではどのような自殺防止対策を取っていかれるのかお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

まず、自殺関係による救急車の出動件数でございますけれども、阿見消防署による自損行為調査によりますと、令和3年度の阿見町での出動件数は15件、令和4年度は19件、令和5年度は16件となっております。稲敷広域消防全体ですと、いずれの年も120件程度というふうになっております。

それから、先ほどの連携会議でどのような防止対策をということでございます。自殺防止対策連携会議は、複合的な課題を抱える人に対して包括的な支援を行うための実務連携であり、阿見町の自殺に関する現状に加え、消防や保健所等の関係機関との情報共有の場となります。

具体的には、自損行為や自傷案件、精神保健相談について共有を図り、各データから地域の自殺実態を現場レベルで協議し、対策を練る場であります。今後も、関係機関の協力を得ながら、実情に応じた具体的な防止策について検討してまいります。

また、個々人の問題解決に向けた対人支援といたしましては、町の既存事業に関連づけた自殺予防対策を実施してまいります。こちらは、先ほど町長答弁でも申し上げました、町長を本部長とする自殺対策本部会議で進捗確認等を行ってまいります。府内の自殺対策本部会議と、それから関係機関で構成する連携会議、こちらを相互に連動させ、実践と啓発を両輪として推進してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、現在、社会問題の1つになっておりますが、オーバードーズがございます。これの対策について何かあるでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

オーバードーズは、不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、市販薬などを過剰に摂取し陥るケースが多いとされております。市販薬については販売を制限することができないことから、行政における対策は非常に困難な状況となつてゐるとして考えております。

現時点での対策は、毎日24時間相談を行つてゐる茨城いのちの電話やよりそいホットライン、こちらの周知ですとか、健康づくり課で行つてゐるこころの健康相談といった相談場所の周知案内を行い、話を聞き、アドバイス等を行うことで要因を解消することがオーバードーズ対策につながるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、子供の権利について再質問させていただきます。

児童虐待には具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

児童虐待には、まず、学校に通わせない、食事を与えないなどのように、保護者としての監護を著しく怠るネグレクト、それから、殴る蹴るなどの暴行を加える身体的虐待、子供の前で夫婦げんかをする、子供に対する著しい暴言、拒絶的な対応など、心身に有害な影響を及ぼす心理的虐待、それから性的な行為の強要、わいせつな行為をする性的虐待の4種類に分類されます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 過去3年ぐらいの児童虐待の状況について教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

過去3年ですね。まず令和4年度、このときにはネグレクトが30件、身体的虐待が28件、心理的虐待31件、性的虐待1件、令和5年度、ネグレクト49件、身体的虐待40件、心理的虐待42件、性的虐待1件、令和6年度、こちら10月末現在でございます。ネグレクト25件、身体的虐待23件、心理的虐待25件、性的虐待4件ということでございます。

全体的に件数が増加傾向にあります。性的虐待を除けばネグレクト、身体的、心理的の割合はほぼ同じような割合となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。

虐待が増えているというようなお話をございました。現在、進めている町の施策の中で、子供の権利保護、児童虐待などの防止にさらに強力に取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

今回、私が質問させていただきました3件の条例につきましては、制定までには時間がかかるものと承知しております。もちろん、県や近隣市町村の動向も大事なことかとは思いますが、しかしながら全国的に見ると、多くの自治体で自殺とか子供の権利とかの条例が制定されている実態もあるわけでございます。福祉先進都市を目指して、今後阿見町でも積極的に進めていただきたいと思います。

また、手話言語条例につきましては、先ほどの紙井議員への答弁で非常にありがたい答えが出ておりました。その中で施策推進協議会の話がありました。私もそこの委員になっておりますので、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますけど、全ての人の命が大切にされ、子供の権利が大事にされる社会、そして、障害によって差別されることのない社会、誰一人取り残すことのない社会、その実現に向けて、私も微力ながらこれからも取り組んでいきたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 次に、市制に向けた準備状況について質問させていただきます。

現在町では市制施行有識者会議を設置し、令和6年11月には市制に関する町民アンケートを実施するなど、市制に向けた準備を進めているところでございます。これまでも広報あみなどで市制に向けた情報提供がされてきたかと思います。それでも、町民の中には、例えば税金のことなど、様々な不安をお持ちの方もいらっしゃるようでございます。

このため、現在の準備状況などについて、この場でお伺いしたいと思います。内容的には、先日全員協議会においても御説明をいただきましたが、やはりこの議会の場でしっかり議論することで、市制に向けた機運を高めていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

1点目、新市の名称、市制施行の日付について。

2点目、大字などの住所の扱い、住居表示、町名地番変更について。

3点目、市制に向けた広報戦略、浸透策について。

4点目、福祉事務所設置に向けた準備状況について。

以上であります。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 市制に向けた準備状況について、質問にお答えいたします。

1点目の、新市の名称、市制施行の日付についてであります。

2月7日に開催された第3回市制施行有識者会議において、諮問事項に対する答申をいただきました。その答申では、市の名称は漢字の阿見市、市制施行の時期は令和9年11月1日が望ましいとされております。この答申を踏まえ、町といたしましては、3月10日開催予定の庁議においてその方針を決定することとし、改めて議会へ報告させていただきます。

2点目の、大字などの住所の扱い、住居表示、町名地番変更についてであります。

有識者会議より、住所の表示の方法は、現在の地名から「稲敷郡」「大字」「字」を除き、地名のみの表記とすることが望ましいとの答申をいただきました。こちらにつきましても、3月10日開催予定の庁議において決定し、議会へ報告させていただきます。

また、町名地番変更につきましては、市となることで生じる住所表記の変更とは異なるため、市制に合わせた実施は町民手続等に混乱を招くおそれがあり、実施の検討はしておりません。

3点目の、市制に向けた広報戦略、浸透策についてであります。

市制に向けた機運醸成につきましては、市制推進に向けたカウントダウンイベントや、記念式典、閉庁式、開庁式などの実施を検討しております。引き続き、広報PRイベント部会にて協議を重ねてまいります。

また、市制に向けた情報発信につきましては、来年度以降の広報紙にて市制の特集を組み、ホームページへの掲載も含め、毎月情報発信を実施する予定であります。直近の計画では、4月号にアンケート結果を、5月号に有識者会議結果等を掲載してまいります。

また、市制推進に向けたロゴマークの作成を予定しており、来年度実施する町制70周年記念式典にて披露できるよう準備を進めております。

4点目の、福祉事務所設置に向けた準備状況についてであります。

現在、福祉事務所の関連業務につきましては、検討部会である福祉事務所部会にて調査研究を進めており、現時点で3名の職員を県へ研修生として派遣しております。

また、来年度以降につきましては、新たに福祉事務所準備室を設置し、関係例規の整理やシステム導入の検討、担当課マニュアルの作成等、福祉サービスの充実と強化を図るための準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 御丁重な答弁ありがとうございました。

再質問させていただきます。

まず、市制に関するアンケート結果を拝見しますと、町民と企業の合計合わせて85%が、市

になることについてよいと思うと回答されているということはとても大事なことだと私は思います。

しかしながら、アンケートの中には、市になることをよいと思わないと回答された方もいらっしゃるわけでございますので、町民の皆様に対しては、市になるメリットについてしっかりと説明していただきたいと思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

市になるメリットにつきましては、福祉事務所開設や権限移譲による新たな行政サービスの拡充、また、令和初の市誕生による全国的な阿見町のPR効果、都市的なイメージ獲得による企業進出や人口増加の推進などがあるというふうに考えております。

こういった市になるメリットとともに、市制に関する町民の皆様の不安や疑問点などの解消に向けて、来年度以降の広報紙にて市制の特集を組み、ホームページの更新も含めまして、毎月情報発信を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　6番武井浩君。

○6番（武井浩君）　分かりました。

このほか、アンケートの中では、税金が高くなるのではないかという御意見とかもありました。これについて、はつきりとお答えいただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

現在、町で課税しています税には、個人住民税、法人住民税、あと固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等があります。各種課税標準額につきましては、税制度の変更や土地の売買価格、また評価額の上昇など、それにより変更される場合がありますが、市になることを理由に現行の税率を変更することはないため、課税額が増えるということはございません。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　6番武井浩君。

○6番（武井浩君）　分かりました。

次に、役場や公民館、小中学校など公共施設の「阿見町」というふうになっている看板の表記変更についてお伺いします。この費用負担も大きくなると思うんですが、どのように変更していくのか、お願いいいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

看板等の表記の変更につきましては、全ての表記を町から市へ変更した場合、多額の費用が必要となることから、費用対効果、また必要性を検討しまして、必要な改修とその実施時期を、現在、施設等表示部会において検討しております。

詳細につきましては、部会で現在検討中の施設等表示切替えに関する基本方針にまとめまして、来年度以降の全員協議会にて改めて説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。

次に、大字などの表記について御答弁がありましたけれども、例えば牛久市が牛久町から牛久市になった際、従来の大字に相当する地域名に何々町というふうに、町というふうな表記をしたことがありました、そのような表記になることもあるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

先ほど町長からの答弁でもありましたとおり、2月7日に開催されました有識者会議において、住所の表示方法につきましては、牛久市とは異なり、現在の地名から「稻敷郡」「大字」「字」を除き、地名のみの表記とすることが望ましいという答申をいただいております。

こちらにつきましては、3月10日に予定しております府議にて決定し、改めて議会へ報告させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。

あと、住居表示、町名地番変更については、先ほど答弁で、市制に合わせた実施は混乱を招くという御答弁がございました。しかし、市制に合わせないとしても、やはり住居表示や町名地番変更は必要なものではないかなと私は思います。計画的に進めていただきたい、そう思いますので、今後、町においても調査研究をしていただきたいということを要望させていただきます。

次に、福祉事務所が設置されることで見込まれる経費と、それに対する交付税措置などの財源についてお尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

福祉事務所の事務につきましては、生活保護に関する事務のほかに、自立相談支援事業、住

居確保給付金、児童扶養手当等、様々な業務を市が直接担当することになります。

業務に必要な経費につきましては、現在調査中でありますが、主なものとしましては、それぞれの手当に関する給付費、職員人件費、システム導入費、備品や公用車購入費などがあります。これらの経費のうち、生活保護に関する経費につきましては、全体経費の4分の2が国負担、4分の1が県負担、残りの4分の1が町負担となり、町負担につきましては交付税の算入措置を受けることになります。

福祉事務所にかかる全体経費につきましては、来年度の3か年実施計画を目標に、詳細の把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。

福祉事務所に関する経費について、もう少しスピードアップして把握に努めていただきたい、そう要望させていただきます。

市制に関するアンケートでは本当に様々な御意見が寄せられたことかと思います。とてもいいアンケートだったと思います。お一人お一人の貴重な御意見、私も全て読ませていただきました。これからも、私自身、町民の声を大切にしながら、町民福祉向上のためしっかり取り組んでいきたいと思います。

町におかれましても、町民の声を活かしたまちづくりを進めていただきたい。主役はあくまでも町民だと私は思います。そのことを強く要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで6番武井浩君の質問を終わります。

議長より報告します。千葉町長は公務のため、ここで退席となります。以降の答弁は、町長に代わり副町長が行います。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番佐々木芳江君の一般質問を行います。

8番佐々木芳江君の質問を許します。登壇願います。

[8番佐々木芳江君登壇]

○8番（佐々木芳江君） 皆様、こんにちは。私は幸福実現党の佐々木芳江でございます。本

年、令和7年初の一般質問をさせていただきたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

阿見町の高齢者福祉・介護保険事業について。

阿見町は令和7年1月時点で、住民基本台帳人口4万9,643人、高齢者人口1万3,854人、割合は27.91%が現状です。日本はこれから人類未体験のハイパー高齢社会に突入します。2040年には高齢者人口がピークを迎える、3人に1人が高齢者という社会になると予測されます。つまり、医療や介護が国民みんなの切実な問題として迫ってまいります。

今後、ハイパー高齢社会を迎えようとしている阿見町の高齢者福祉・介護保険事業の現状と課題について質問いたします。

1点目、高齢者見守りサポート事業の利用状況について。

2点目、要介護・要支援認定調査の現状について。

3点目、終活サポートとしての積極的なエンディングノートの活用について質問いたします。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。副町長服部隆全君、登壇願います。

〔副町長服部隆全君登壇〕

○副町長（服部隆全君）　千葉町長が公務で不在のため、副町長の私から御答弁申し上げます。

佐々木議員の、阿見町の高齢者福祉・介護保険事業についての質問にお答えいたします。

1点目の、高齢者見守りサポート事業の利用状況についてであります。

当町では、一人暮らし高齢者や世帯全員が75歳以上の高齢者世帯等に対して、緊急通報装置及び人感センサーを貸与し、24時間365日体制で、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が取れる体制を整備し、現在201人の方が利用されております。

2点目の、要介護・要支援認定調査の現状についてであります。

当町では、現在4名の介護認定調査員を任用し、介護認定調査を実施しております。認定にかかる期間につきましては、介護保険法により、当該申請のあった日から30日以内にしなければならないと定められておりますが、令和5年度の実績では、申請から認定までの平均日数について、当町は35日、県平均は42日、全国平均は40.2日となっております。

被保険者が介護保険のサービスを利用するに当たり、認定結果は申請日に遡って適用されるため、認定結果が出る前でも必要に応じてサービスを利用することは可能となっておりますが、円滑なサービス利用開始のために、引き続き申請から認定までの期間短縮に努めてまいります。

3点目の、終活サポートとしての積極的なエンディングノートの活用についてであります。

当町の終活支援につきましては、将来もしものことがあったときに備え、家族や友人など大

切な人たちに伝えておきたいことや自身の希望を書き留められる阿見町未来ノートを配布しております。高齢福祉課窓口、各公民館及びふれあいセンターで配布しておりますほか、町ホームページ上で電子書籍版を公開しております。

また、その活用の促進を図るため、令和6年11月には、阿見町未来ノート活用講座を千葉県にある亀田医療大学と茨城県立医療大学との連携事業により開催し、36名の方に参加をしていただきました。

今後も、阿見町未来ノートの活用を通じて、町民の終活に対する意識の醸成を図り、万一のときの備えを支援してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 副町長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

ただいまお話がありました1点目、高齢者見守りサポート事業の利用状況についてですが、24時間365日体制で急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が取れる体制を整備し、現在201の方が利用しておりますとのことです、実はこちらの高齢者見守りサポート事業の御案内というチラシ、皆さんもお手に取って見られたと思われますけれども、これ実は、私だけではないんですが、住民の方がこれを見て、すぐ救急車来るんだって思って、ボタンを押せば救急車来るんだなということを誤解したわけでございます。そして窓口に行きました。ところが、そうではないと説明を受けて、がっかりして帰ってきたということがございました。やはり、この緊急通報システムという内容が書かれている以上、私たちの感覚はやはりイコール救急車とか、そういうところでございます。

そこでお伺いしたいのは、この緊急通報システムは、ボタンを押した段階では救急車に直接つながることではないという理解でよろしいのでしょうか。また、このシステムの分かりやすい説明をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高齢福祉課長栗原雄一君。

○高齢福祉課長兼福祉センター所長（栗原雄一君） 高齢者見守りサポート事業の詳しい内容ということでございますけれども、佐々木議員がお話ししたとおり、こちらの緊急通報システムの緊急ボタンを押しても、救急車等、消防等のほうには連絡は行いません。

内容を改めて御説明させていただきますと、緊急通報、こちらは緊急ボタンを押すと支援センターにつながります。請け負っている業者のほうになりますけれども。急病や火災時に支援センターから消防や緊急連絡先として登録されている方に連絡をし、緊急対応を行いますということなので、申請があった段階で、申請者の方から、緊急時はここに連絡してほしいという

申請がございますので、そちらのほうに連絡が行くことになっております。

また、この機械は相談という機能もございまして、看護師などが常駐しているため、健康相談などができまして、24時間365日対応しております。

また、お元気コール、こちらは月1回、支援センターから安否確認のための電話がございます。

最後に、人感センサー、こちらが一番大事なんですが、お部屋での動きがないと支援センターに自動的に通報します。利用者の生活様式に合わせた設定で見守りを行い、異常がある場合は、協力員などが安否を確認いたします。また、外出時にボタンを押すなどの操作は不要となっております。

また、対象者については3つの条件がございまして、御説明させていただきますが、いずれかに該当するものとなります。1つ目は、65歳以上で一人暮らし、同一敷地内・隣接地に親族等がいないこと。2つ目は、1週間で4日以上かつ1日のうち8時間以上一人暮らし、子と同居しているが平日は仕事で不在にしている場合などのことですね。3つ目は、世帯全員が75歳以上、高齢者夫婦などとなっております。

最後に、負担金についてですけれども、月に253円となっておりますが、電気代、通信料は別途かかることになっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 詳細ありがとうございます。

それで、この201人の方が利用されているということの再質問なんですけれども、201人の方の中で、やはりこの緊急通報システムを利用されて助かったというか、これをやって本当に助かりましたというようなことはございましたでしょうか。お願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高齢福祉課長栗原雄一君。

○高齢福祉課長兼福祉センター所長（栗原雄一君） お答えいたします。

事業者の方に、緊急ボタンが押された場合は報告がありまして、事業者の方から救急車等の手配が行われる場合もあります。その後に、その経過措置、どのようなことを行ったかというのは町の方に報告がございますので把握はしております。

ただ、この場合にこう助かったというのは、病気というのはケース・バイ・ケースなので、お医者様のほうでどう判断されるかなんですかけれども、町のほうで、こうだったからこれは一番効力を発揮したというのは、ちょっと把握はできございません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） ありがとうございます。

このシステムの中で、一番私が住民の方から聞いたのは、まず対象ですよね。これ登録するに当たって、自分1人なわけだから、誰に先に連絡するのかっていいたら、友人とか御近所の方とか、それから近くにいれば親戚の方とか、やっぱりその順番があると思うんです。緊急の電話をかけたときに、一番最初にボタンを押したら、事業所のほうには、押した段階で、その方の一番最初に登録している方の電話番号だと思うんですけども、そこに電話がかかると思います。しかし、その方がもしおられなかつた場合は、やはり2番手、3番手というふうに準備をしておくんでしょうか。お願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高齢福祉課長栗原雄一君。

○高齢福祉課長兼福祉センター所長（栗原雄一君） 申請者のほうで複数の連絡先を明記されている場合は、順番で事業者のほうから連絡が行くことになっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） ありがとうございます。

実際、このチラシを見て、入りたい、契約したいという方はおられると思うんですけども、やはり誤解を受けて、やっぱり救急車がすぐ来るんではないかというような誤解が生じるような記載であるならば、今後この記載をもう少し、そうではないというところを強調したチラシを作っていただければと思います。そのような予定はございますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高齢福祉課長栗原雄一君。

○高齢福祉課長兼福祉センター所長（栗原雄一君） 窓口のほうで、また電話等で、こういうものはどういうものだろうかというお話、また申請時に丁寧に御説明させていただいているところではありますが、先ほどのように誤解をされている方がいらっしゃるということをお聞きしましたので、よりよい内容を、一目で見ても分かるような形をちょっと検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 高齢者、もちろん私もそうなんすけれども、チラシを見て、これ一番何を訴えているんだというところが分からないと、やっぱり誤解してしまうんではないかなと思いますので、ぜひそこの検討をよろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） それでは再質問で、要介護・要支援認定調査の現状について質問させていただきます。

こちらは私自身も両親の介護経験から、認定調査が本当にこんなに長くかかるんだなというのをすごく実感しました。特にこの認定を待つ間は本当、不安もあり、落ち着くことができなかつたと記憶しております。住民の方々も同じ思いではないかと思います。特に働いておられる方が介護をしなければならなくなつた状態の場合は、不安も相当あるかなと思います。

そこで、先ほどもお答えがありました介護保険法で、要介護認定の申請に対する処分は当該申請のあつた日から30日以内にしなければならないとありますが、町が5日ほど遅れている理由をお教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君）　お答えいたします。

要介護認定の申請に対する処分は、認定審査会の審査及び判定の結果に基づき行いますが、認定審査会の委員による事前判定期間等が必要であるため、その資料となる主治医意見書を依頼日の10日後までに返送していただくよう期限を設けてお願いをしております。

令和5年度の主治医意見書の10日以内返送率は19%といったデータから、30日以内に認定結果を出すことができない主な要因としては、主治医意見書の遅延ということが考えられると思ひます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君）　今のお答えの中で主治医意見書の遅延というふうにおっしゃられたと思うんですけれども、現在4名の介護認定調査員、この人数で、本当に市制に向けて人数は足りているんでしょうか、お教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。高齢福祉課長栗原雄一君。

○高齢福祉課長兼福祉センター所長（栗原雄一君）　お答えいたします。

今、阿見町は、やはりほかの市町村と同じように高齢者は増え続けております。高齢化率は、若者が入ってきてるので下がっておりますけれども、どうしても高齢者は増え続けていますが、現在4名の調査員で賄えている状況ではございます。

ただ、どうしても申請が多くなってしまうときはありますので、そういうときは委託をして調査を行っていただいております。

今後、さらに高齢者が増える、または申請件数が増えるような状況がございましたら、認定調査員の追加ということは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。遅延の理由及び認定調査員のお話、よく理

解できましたので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

阿見町も比較的認定が早いということは、今よく分かりましたので、でもさらに、介護を必要とされる方々には一日も早い、もう遅延解消になるように、よろしくお願ひいたします。

それでは次に、終活サポートとしての積極的なエンディングノートの活用について質問いたします。

将来もしものことがあったときに備え、家族や友人など大切な人たちに伝えておきたいことや自身の希望を書き留められる阿見町未来ノートがあります。これが阿見町未来ノート、これでございます。これも一度はお目にかかったかなと思っております。お手に持っている方もおられると思います。

このエンディングノートはもう全国的に活用されておりますけれども、私もエンディングノートの書き方講習をほかのところで受けてまいりました。

阿見町未来ノートも分かりやすい内容ではありましたが、実はこのページ17のところにあるペット情報の記入が不十分ではないかと感じました。独居高齢者でペットを家族として暮らしておられる方は多く、緊急時のペット対策は考えておかなければならぬと私も思っております。そのためにもペット情報の記載は必要かと思います。

阿見町未来ノートのペットの記入欄についてですけれども、ちょっとおまけの状態のように、書く欄はきちんとあるんですけども、なかなか情報としては詳細ではないなと思いますので、記入欄についてはどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか、お教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。高齢福祉課長栗原雄一君。

○高齢福祉課長兼福祉センター所長（栗原雄一君）　お答えいたします。

佐々木議員からの質問を受けまして、今回改めて、このペットのことの欄でそういう御意見があるんだということが分かりましたので、他市町村を含め、関係課と協議しまして、見直しができるところは見直しをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。

その見直しのちょっとこちらの要望なんですけれども、全体的にこのエンディングノートは全部チェック方式なんですね。ただ、ペットのところだけ書き込みになっているので、できればチェック方式であればもっと書きやすいかなと思います。

また、なぜこのような質問をしたかといいますと、やはり独居高齢者が増えてまいりまして、ペットを残して他界される方がおられます。私の知り合いの方なんですけれども、ペットを残されて亡くなつた。その場合、じゃあ、そのペットをどこにどうすればいいのかというのが分

からなかつたので、手を出そうとしたら、それは駄目ですと指導をされて、何にも手を出すことができなかつたとおっしゃられました。

そうなると、ペットの行き先はどうなるんだろうかとなったときに、こちらでいえば生活環境課になるとは思うんですけども、やはり、この阿見町未来ノートの中に記載されてあるんであるならば、そこに、もし、もっと詳細的にこのペットはこうしてくださいって一応書いてあるんですけども、詳細としてもっと書いていただければ、非常にその方も、周りに迷惑かけることなくいけたなと思っております。

それで、このエンディングノートの法的効力はないというのは聞いております。こちら自体も、要はペットというものは財産であるので手を出すこともできないんですけども、記載されているのと、されていないのとは全く違います。最近は、お子様と同じように、病院に連れていったら病院の指定もありますし、薬も指定もありますし、長生きもしておりますので、そこも配慮していただければ、安心して老後を暮らせるかなとは思っております。

このエンディングノートのメリットもあります。空き家問題、独居高齢者の安心安全への布石ともなり、まず御家族とのコミュニケーションの機会にもなると聞いておりますので、今後も定期的に書き方講座など開催していただければと思います。

様々な質問をさせていただきました。結論といたしまして、まず、緊急時に、家族、地域の皆様に迷惑にならないようにこの先も過ごしていきたいと言われる方々が多いのが実情です。そのための見守りサポート、介護認定調査の迅速化、そして阿見町未来ノートの活用について質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで8番佐々木芳江君の質問を終わります。

次に、12番高野好央君の一般質問を行います。

12番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔12番高野好央君登壇〕

○12番（高野好央君） 本日最後となりますが、よろしくお願ひします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私の一般質問は、温水プールは必要かあります。

令和6年11月5日の全員協議会にて、第7次総合計画、令和7年度3か年実施計画が示され、事業内容の概要が説明されました。その中に、スポーツに親しめる環境整備ということで温水プール整備事業が入っており、事業内容は、学校プールを集約し、小中学校水泳授業及び町民の健康増進のため、通年で利用できる屋内プールを整備することとなっています。

非常に大きな事業になることが予想されますが、3か年実施計画に示されるまで議会への説明がなく、唐突な印象を受けています。

他自治体では、公営プール設置、運営に関し、多様な観点から検討評価が行われ、公営プールを廃止し、民間プールの利用費の助成やスポーツ施設へ転換など、在り方そのものが見直されており、その最たる要因が補修・改修費を含む年間維持費が財政を圧迫していることです。

当町においては、物価高騰など様々な要因はありますが、令和5年度決算において、財政力指数は前年度0.888から0.872に低下し、経常収支比率は前年度91.7%から96.1%に4.4ポイント上昇しており、今後さらなる物価高騰や人件費、公債費の増により財政の硬直化が懸念されると決算審査意見書でも指摘されています。

地方自治体の役割は、社会保障関係、過去の災害を踏まえた防災・減災への取組、地域医療の確保、地域経済の好循環への取組など多岐にわたります。これら行政サービスを安定的に提供し、多様化・増大する行政需要に対応していくためには、一般財源総額を安定的に確保すること、必要な歳出を適切に財政計画に計上し、安定的な税財政基盤の確立が不可欠となります。

今後、市制施行を見据える中、様々な支出増が見込まれ、この大事な時期の施設新設が妥当な判断なのか疑問に思い、以下6点について質問いたします。

- 1、温水プール事業の経緯は（目的・計画立案から現状まで）。
- 2、外部有識者などを加えた検討委員会・審議会などは設置したのか。
- 3、想定する候補地と規模・事業費は。
- 4、運営管理方法は。
- 5、事業を進める上で課題は。
- 6、今後のスケジュールは。

以上6点よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。副町長服部隆全君、登壇願います。

〔副町長服部隆全君登壇〕

○副町長（服部隆全君）　高野議員の、温水プールは必要かについての質問にお答えいたします。

- 1点目の、温水プール事業の経緯についてであります。

現在、町内各小中学校では、修繕したプール3か所と町外の民間プールを利用し水泳の授業を実施している状況であります。

各学校のプールは築40年から55年と老朽化が進んでおり、維持管理費の増加や再開に係る改修費、そして耐用年数到達時の建て替えが課題となっております。加えて、屋外プールの利用期間は夏季に限られ、年間を通じての有効活用が難しいという側面もございます。

また、民間プールの利用につきましても、今後永続的に利用できるという保証はなく、授業

の実施時期や時間帯などの自由度が制限されてしまうといった課題もございます。

こうした中、近年の健康意識の高まりとともに町民の健康維持や増進のための施策が求められており、令和3年の生涯学習に関するアンケート調査では、町に不足していると思うスポーツ施設といったしまして、屋内プールが34.8%と最も多い回答がありました。

これら課題と町民要望を踏まえ、阿見町第7次総合計画前期基本計画において、屋内プールの整備を位置づけ、学校プールを集約化し、町民も気軽に通年利用できる屋内プールを検討するため、令和6年度に検討委員会を立ち上げ、現在、温水プール基本構想の策定を進めているところであります。

2点目の、外部有識者などを加えた検討委員会・審議会などは設置したのかについてであります。

温水プールの検討は内部の検討委員会で行っており、外部有識者などを加えた検討委員会や審議会は設置しておりません。

3点目の、想定する候補地と規模・事業費についてであります。

候補地につきましては、町有地を中心に絞り込みを行い、比較検討を行っているところであります。

規模につきましては、現在精査を進めているところでありますが、水泳の授業を円滑に実施できる面積を確保し、一般の人にも利用していただける施設とするためには、おおむね2,000平方メートル程度が必要になると見込んでおります。

事業費につきましては、現在、事例なども参考に概算事業費の試算を進めているところであります。

4点目の、運営管理方法についてであります。

運営管理方法につきましては、町による直営方式のほか、民間事業者に委託する指定管理者制度や、建設から維持管理・運営まで民間事業者が一括で行うPFI方式などの方法がございます。

現在、基本構想の策定を進める中で、それらのメリットとデメリットを整理し、比較検討を行っているところであります。

5点目の、事業を進める上で課題についてであります。

整備のための財源、整備後の運営費及び維持管理費の確保、また、効率的・効果的な運営管理方法の条件整理が現段階の課題と考えております。

6点目の、今後のスケジュールについてであります。

今年度中に基本構想を策定し、令和7年度に基本設計、令和8年度に実施設計、令和9年度から令和10年度の2か年で建築及び外構工事を完了し、令和11年度からの学校授業及び一般利

用の開始を目指しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

温水プール整備を検討するに当たり、外部有識者などを加えた検討委員会・審議会は立ち上げず、庁内での内部検討委員会という答弁だったんですが、庁内の内部検討委員会のメンバー構成を教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

委員長を副町長、副委員長を町長公室長としまして、総務部長、町民生活部長、保健福祉部長、産業建設部長、教育部長の7名で構成しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、行政、役場の業務として、外部有識者を加えた検討委員会・審議会が多数あるかと思います。例を挙げれば、男女共同参画センター運営協議会、都市計画審議会、市制施行有識者会議、地域福祉計画策定委員会など、これ挙げたら切りがないと思うんです。

以前、非常に残念ながら中止という判断になってしましましたが、道の駅整備事業の際も、調査検討から始まり、準備委員会、整備委員会と段階に応じた検討委員会を二つ、三つと立ち上げ、外部有識者の意見、アドバイスを受けながら事業を進めたはずです。議会からも代表者が加わっていたかと思います。

これ常識的に考えて、どこの自治体も、初めて取り組む大規模事業、大型事業の場合は、プロジェクト検討に際し、外部有識者を加えた検討委員会の設置は必須かと思います。阿見町も今までそのようにしてきたはずだと思いますが、なぜ、この温水プール整備に関しては設置していないのか、理由をお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

外部検討委員会を設置することにつきましては、町民の意見を反映しやすく、また専門的な視点からの検討が可能になるなど、有効な手段でございます。一方で、全ての事業で必要なわけではなく、事業内容に応じ、外部の御意見を伺う必要があるかどうかなどによって、その都度設置を判断しております。

温水プールの基本構想の策定につきましては、学校プールの集約化というのが第一の狙いと

なりますので、施設の内容や規模、先進事例を参考とすることができます、また専門的な知見につきましては、基本構想の策定業務を建設コンサルタントに委託しておりますので、そちらからの技術的な意見を得ることができます。こうしたことから基本構想策定段階におきましては内部検討委員会にて検討を進めてまいりました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 令和7年度予算案を見ても、委員会設置の委員報酬が計上されておりませんでしたので、設置する予定はないんだなというのは分かるんですが、これは今後も設置する予定はないという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

現時点では外部有識者会議等の設置は予定しておりません。しかしながら、これから具体的な施設の設計を進めていく中で、教育現場の意見、また運営事業者の意見を取り入れていくことが非常に重要になってくると考えておりますので、必要に応じまして、有識者会議の設置も含め、多様な御意見を取り入れていくことを今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、事業費についてお伺いしたいと思います。

3か年実施計画に載っているものを見ると、25メートルプール、温浴施設、トレーニングルーム、談話室となっております。これは資材高騰、人件費高騰、様々な要因を加味すると、事業費を、私みたいな素人が予想しても、20億円から30億円かかるのではないかと思います。

整備事業のきっちとした説明もなく、突然、令和7年度当初予算案に建築基本設計業務2,556万円、用地測量370万円が計上されております。これら建築、造成、外構、上下水道など全てを含めた総事業費の想定をお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

基本設計によって、構造、平面と空間の構成、外構等を決定しまして、総事業費を算出してまいりますので、現時点では他市町村の事例から、面積比で計算した値を参考事業費として把握しているところでございます。

当然、面積や付加機能をどれだけ取り入れるかによりまして事業は大きく変動すると考えられますが、当町では学校利用を前提としておりますので、建物は機能の充実を図った場合におきましても17億円程度だと現時点では想定しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 他市町村の事例から、面積比で計算すると17億円程度ということなんですが、これ施設本体だけの費用じゃないでしょうか。私が確認したいのは、造成、外構、全部含めての総事業費、これは場所によって変動していくと思いますので、つまり、プール建築本体で17億円、そこに付随する関連工事でさらに5億円から6億円はかかるんじゃないかと予想するんですが、その辺、総事業費、いかがでしょう。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

17億円というのは建設費で本体工事費となります。他自治体の事例から算出した事業規模感をつかむための概算額というふうになっております。整備場所によりまして異なる造成費、また外構費などの工事費は入っておりません。

今後、基本構想にて計画地、あと施設規模を決定した後、基本設計にて諸条件を整理しまして総事業費のほうを算出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうすると、やはり17億円というのは施設本体だけの金額ですよね。そこにまた外構工事とかいろいろ入ってくるかと思うんですが、これだけ大きな事業を行おうとしていますが、令和5年度決算にて財政力指数は0.888から0.872に低下、先ほども言いましたけど、経常収支比率は91.7%から96.1%に4.4ポイント上昇しております。

監査委員からは財政硬直化が懸念されると指摘されているんですが、これは完全に財政硬直化しているんじゃないかなと私は思います。通常95%を超えたたら新規事業の、特に大規模事業に関しては、事業規模は要検討もしくは延期なのではないでしょうか。

この状況で、庁内内部の検討委員会でストップをかける意見というのは出なかつたんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

検討委員会のほうでは、現在、学校の水泳事業を民間プールに頼っている状況を踏まえますと、阿見町に温水プールは必要ということで意見が一致しております。

一方で、議員御指摘のとおり、経常収支比率が上昇傾向にございます。町税収入は増加傾向にありまして、中長期的な財政状況を踏まえながら、全庁的な事業ボリュームの調整を3か年実施計画の中で行ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 阿見町は地方交付税を交付されております。そうしますと、経常収支比率が95%前後になると、県から指導もしくは調査とかというのに入ってないんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

通常は、経常収支比率が3か年平均で95%以上となると県のヒアリング対象となります。令和5年度決算については対象市町村がなかったため、令和5年度単年度で95%以上の団体が調査の対象となっております。しかし、ヒアリング等は行われておりません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうすると、3年連続で95%以上だとヒアリングの対象ということですね。中長期的な財政状況を踏まえながら、普通であれば、中期財政計画と照らし合わせながら財源の裏づけを取って3か年実施計画に乗るのが本来の進め方なのではないでしょうか。裏を返せば、財源の根拠がなければ3か年実施計画には載せられないかと思います。

この事業に関しては、どうもその財源の根拠がぼんやりしていて見てこない、事業をやるのが前提で、必要なことが何か後追いになっているような気が非常にしております。

それでは、温水プール、温浴施設など、施設全体の年間ランニングコストはどの程度を見込んでいるんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

同規模の施設の事例を見ますと、仮に指定管理委託とした場合、年間の委託料がおおむね5,000万円から9,000万円程度となります。幅がございます。どこまでを指定管理とするかによって金額というのは異なってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） ランニングコスト5,000万円から9,000万円、非常に驚く金額なんですね。これ毎年かかる金額となりますので、こういった経費は安くなるということはありませんので、多分上振れしていくと思います。もしかしたら本当に1億超えるかもしれませんですね。

維持管理費には補助金はありませんので、経常経費として毎年9,000万円は、非常にこれ問題なのではないでしょうか。年数がたてば、これに補修・改修工事費も出てまいります。

町民の皆さんから納めてもらった税金、これは公金なんです。捻出するのが厳しくなったとき、これどうするつもりなのか、公金だという意識をちゃんと持っているのか伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

維持管理費といった経常経費の捻出につきましては、プール事業に限らず、町の全ての事業に共通したものでございます。全局的な取組としまして、既存事業を効果的また効率的なものに見直すとともに、ネーミングライツの導入などの財源確保策もセットで検討していくことで、安定財源の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　現時点で、施設整備に当たっての補助金というのはどの程度見込んでいるんでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

先進事例では、学校施設環境改善交付金と起債を活用している事例がございます。このほかにも補助金は幾つかの選択肢があると考えており、現在調査しているところでございます。町の財政負担の軽減が図れるよう、引き続き調査検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　温水プール整備事業における財源の内訳をお伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

補助金の選択肢を整理、検討している段階でございますので、財源内訳はまだ算出してございませんが、仮に国の補助金が2分の1、起債の充当割合が75%といたしますと、整備費に係る一般財源による負担は事業費の8分の1程度となります。

先ほど申し上げましたとおり、より有効な国庫補助金を獲得することで、町の負担をさらに軽減されるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　財源のきっちとした算出がまだできることなんんですけど、あと補助金のほうですよね。補助金が要望どおりつかないというのは多々ある話でありまして、つかない場合は一般財源で補うことになろうかと思います。町民プールの利用者から高額の料

金を取ることはできません。仮に指定管理者制度を導入して効率化を図っても、年間ランニングコストとして継続的な維持管理費の持ち出しが相当なものになることが予想されます。

財政を所管する総務部長として、財政が硬直化している現状を踏まえ、5年後、10年後の財政事情に不安はないのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君）　お答えいたします。

議員御質問のとおり、財政力指数及び経常収支比率は地方行政の財政状況を図る上で重要な数値でございます。令和5年度の当町の数値につきましては、懸念しているところでございます。

今後は、先ほどの副町長からの答弁にもありましたとおり、整備後の運営費及び維持管理費の確保を課題と捉え、健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　今、部長は懸念しているとおっしゃいましたが、本当そのとおりで、これ町民が不安になっていくんですね。現在、インフラの老朽化、公共施設管理計画などを踏まえ、役場庁舎も建て替えを検討しなくてはいけないような時期に入ってくるかと思います。

先ほどの答弁の懸念というのは、そのようなことも意識しての懸念で、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君）　お答えいたします。

ただいまの答弁につきましては、経常収支比率などの指標について述べさせていただいたものでございます。しかしながら、インフラの老朽化や役場庁舎の建て替えといったことにつきましても、今後の財政運営における重要な検討課題だということは考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　そもそも、これは町長2期目の政策公約60の中にも存在せず、温水プール事業が議会への説明もなしに、いきなり3か年実施計画に載り、令和7年度予算案に建物設計費、測量費が計上されました。

民間開発でさえ、ある程度の面積のものは、我々議員で構成する阿見町土地利用合理化協議会で詳細な説明があります。

これは、なぜ説明もなく、突然この事業が出てきたのか、お伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

令和4年9月の一般質問答弁におきまして、学校プールの老朽化を踏まえ、集約した温水プールの整備を進める旨を町長より答弁いたしております。

また、令和6年1月の全員協議会におきまして、町長から、現在の任期中での温水プールの開業は難しい旨を議員の皆様に御説明してございます。

答弁にもございましたとおり、第7次総合計画前期基本計画への位置づけを経て、今年度の3か年実施計画にも計上した次第でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 第7次総合計画前期基本計画に載っているということだったので、私ちょっとそこに載っているのを見逃していたので、調べました。124ページ、第3章、課題のところに小さくありました。

これちょっと私、全く気づかなかつたんですけど、そうすると、令和4年9月の町長答弁から、令和6年1月の任期中の整備は断念するという発言までの間、内部では検討していたということでおろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

令和5年度の第7次総合計画前期基本計画を策定する中で、施策として位置づけを行う過程で、事例調査等の内部的な調査は行っておりましたが、具体的な検討を開始しましたのは、基本構想策定をスタートした令和6年度からとなっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 令和7年2月6日、町長の記者会見にて、令和7年度阿見町予算案の概要を発表しております。令和7年度予算の主な事業の中に、新年度の目玉となる事業が各部ごとにまとめられております。

総事業費20億円を超えるかというような事業で、令和7年度に建物の設計に着手する温水プール事業が全く載っておりません。ホームページにもこれ一切載っておりません。しかし、予算書案には様々な経費が計上されていることに違和感を覚えるんですが、これ、なぜ発表しないんでしょうか。通常であれば、ホームページのトップページに載ってもおかしくないような事業かと思うんですが、発表しない理由をお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

基本構想の策定が完了しておりません。掲載できる情報量が少なかったため、掲載を見送ったということでございます。

しかしながら、町としましても、児童生徒の学習環境に関わる重要な事業となりますので、基本構想が完成次第、全員協議会で議員皆様に御説明し、その後、ホームページ等で公表してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、教育委員会のほうにお伺いしたいと思います。

温水プール整備事業の目的の1つが、小中学校のプール集約と教職員の負担軽減となっております。

教育委員会として、この温水プール、必要でしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

文部科学省から示されております、学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方において、学校プールの管理業務に関する教師等の負担を軽減するための取組として、指定管理者制度を活用したり、民間業者へ委託したりすることにより、教師等の負担を軽減することが示されています。

また、学校のプール管理については、必ずしも教師が担う必要のない業務とされ、学校プールではなく、地域の公営・民営プールを活用して水泳指導を行う事例が紹介されております。

本町におきましては、今年度より、中学校は土浦市の民間プールを利用して水泳授業を行いました。学校からは、見学者も少なく、充実した水泳学習を行うことができたと聞いております。

また、小学校においては、7校の小学校が阿見小学校、阿見第一小学校、町民プールの3か所の屋外プールで水泳学習を行いましたが、天候不良により予定した回数を実施できなかった学校もありました。

民間プールについては、近隣市町村においても活用が進み、地元の学校を優先して利用されるケースも見られることから、今後、利用ができなくなることも考えられます。

また、昨今の気温上昇により、屋外での活動ができなくなることも懸念されます。

以上のことから、室内の温水プールでの水泳学習をぜひ実施したいと考えており、学校長会からも強く要望されております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 今、答弁いただいたように、昨年は、本郷小学校、あさひ小学校以外の小学校は阿見第一小学校と阿見小学校のほうでよろしかったですかね。そちらのほうで水泳授業を行って、あさひ小学校、本郷小学校、あと3中学校、スイミングスクール、ジョイフルアスレティックと霞ヶ浦スイミングクラブですかね、そちらのほうに……。違いましたっけ。違いました。

○議長（野口雅弘君） 学校教育課長山崎貴之君。

○学校教育課長（山崎貴之君） 民間プールを活用しての授業につきましては、中学校3校でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 高野好央君。

○12番（高野好央君） すいません。ちょっと勘違いしておりました。

じゃあ、小学校は全部阿見第一小学校と阿見小学校のほうのプールを活用したと。違う。

○議長（野口雅弘君） 学校教育課長山崎貴之君。

○学校教育課長（山崎貴之君） 阿見小学校、阿見第一小学校、あと、阿見中学校にあります町民プールを活用してございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 申し訳ありませんでした。ちょっと勘違いしておりました。

そうしますと、阿見第一小学校、阿見小学校、それから町民プールを活用して、小学校のほうは水泳の授業を行ったと。3中学校はスイミングスクールのほうで水泳の授業を行ったということで、昨年、現状問題なくできているということで、現状問題なくできていることに対して、なぜ集約して新たな施設を建てる必要があるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（野口雅弘君） 教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、今年度民間プールを利用した中学校につきましては計画どおり実施できたところでありますけれども、小学校におきましては、天候不良等により、計画した回数を実施できなかった学校もございました。

近隣市町村においても学校外の水泳授業が進んでおり、天候等に左右されない温水プールでの水泳学習をぜひ実施したいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、学習指導要領の中に水泳授業のことが明記されているか

と思います。どのように明記されているのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君）　お答えいたします。

水泳運動の取扱いにつきましては、低学年、小学校1年生、2年生ですけども、が水遊び、中学年から高学年、小学校3年生から6年生におきましては、水泳運動、中学校は水泳として示されております。

適切な水泳場、いわゆるプールの確保が困難な場合には、実技については扱わないことがで
きるとされていますが、生命に関わることから、安全に行うための心得については必ず指導す
ることとされております。

霞ヶ浦や清明川がある本町におきましては、水難事故の防止も含めて、水泳の実技指導は欠
かすことができないものと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　今、答弁いただいた学習指導要領、プールの確保が困難であれば、
水の事故防止に関する心得については必ず取り上げることとなっています。これは座学でも
いいということですね。中学3年生は、器械運動、陸上、水泳、ダンスなどから選択制にな
っているかと思います。

学校設置基準にもプールの設置は必須ではない。指導要領でも座学で問題ない。そ
うしますと、しつこいようですが、これ、もう一度教育委員会にお聞きします。これらを踏まえて、温
水プールというのは必要でしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君）　お答えいたします。

プールの確保が困難な場合とされるのは、大きな地震で被害が起きた場合や、放射線の数値
が高い場合などとされております。

県内44市町村においても、実技指導を行っていない市町村はございません。

水の事故は生命に直結するものであり、水の怖さを理解し、事故を防止する観点からも、実
技指導は欠かすことができないものと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　分かりました。

それでは、ちょっと質問のほうを変えたいと思います。この施設は教育施設として整備する
のか、一般町民が利用するプールとして整備するのかによって、施設管理、運営の管轄が違つ

てくるかと思います。

運営は仮に指定管理者制度であっても、教育施設であれば学校教育課所管、一般町民の利用が主目的であれば生涯学習課所管。教育委員会として、どこが所管し、整備に当たる想定をしているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君）　お答えさせていただきます。

教育委員会としてどの部署が所管して整備するのかということでございますが、温水プールの整備につきましては、学校プールを集約するということも1つの大きな目的ではございますが、一般町民にも御利用いただき、町民の生涯スポーツの推進と健康の維持増進を図る目的もございます。

整備についての担当部署につきましては、今後町部局とも連携して協議検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　そうしますと、プールの整備に関して、候補地に関しては、町有地を中心に絞り込みを行っているかと思います。

吉原交流センター、実穀ふれあいセンターなど、小学校の跡地利用として地区公民館機能を持たせた施設が整備された一方、旧校舎は取壊しとなります。しかし、グラウンドを含めた跡地利用というのは課題として残ります。地区公民館利用の相乗効果も含め、候補地の比較検討の1つに考えているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

候補地の検討に当たりましては、一定の面積があり、また、アクセス性がおおむね良好な町有地を抽出しております。その上で、町全体の土地利用の視点や、現在の活用状況を踏まえまして絞り込みを行い、具体的な候補地の比較検討を進めているところでございます。

吉原交流センター、実穀ふれあいセンターにつきましても、抽出された町有地の1つではありますが、学校プールの集約化などの諸条件を整理していくと、優先度は低くなっています。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　そうすると、もう1点、実穀地区には筑見団地の脇に数十年前に取得した広大な地区公民館用地が存在します。この土地の有効活用は教育委員会として課題だったと思います。ここも候補地として比較検討の1つに考えているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

温水プールを整備するには、建物のほかに、駐車場、あと、バスの回転場などが必要となります。おおむね約0.8ヘクタールが必要となると試算しております。

実穀地区公民館予定地につきましては、面積が不足するため、候補地には抽出されてございません。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　それでは、現在行っている、比較検討している具体的な候補地というのはどこになるんでしょうか、伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

一定の面積がありまして、アクセス性が良好かつ町全体の土地利用や現在の活用状況を総合的に含めまして、候補地を今、3か所まで絞り込んでおります。

基本構想策定中のため、今後改めて各候補地の比較評価も含めまして、全員協議会のほうで御説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　その3か所というのは、今、答えられないということでよろしいですかね。

そうしますと、町民が利用するプールであれば、若栗の総合運動公園に体育館と町民プールの整備計画が都市計画決定しているはずです。

総合運動公園での整備というのは、可能性は高いんでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、総合運動公園にはプールが都市計画決定されております。将来構想としてございます。このため、候補地として検討に含めてございますので、今後基本構想を御説明する際に、その評価を含め御説明させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　都市計画決定している総合運動公園での町民プール整備と、この温水プール整備が別物と捉えるんであれば、都市計画上はプール整備の方針は残ることになります

す。財政面、町民の利用予測も含めて、現実的にこの2つのプールを整備するという考えはあり得ないかと思うんですが、総合運動公園以外での整備となると、都市計画の変更手続も発生するのではないでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

仮に運動公園以外の場所に決定した場合は、総合運動公園のプールをどうするかという課題は残ります。2か所整備する必要性があるか、また、それによる財政の影響なども踏まえ、別途判断していく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　整備事業の検討内容、財源の根拠、進め方、方向性と、全てにおいて、新年度予算案に建物の設計費の計上は時期尚早だと思います。現時点で内容が固まっていないようですが、であれば、今議会中、予算、最終審議までに全員協議会を開催し、方向性だけでも説明して、説明責任を果たす考え方ではないでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

令和7年度の基本設計は、建物の居室の配置、外観、敷地内のレイアウトなどの設計を行うもので、基本構想の次の段階として切れ目なく事業を推進するためにも必要なものとなります。早期に基本構想を固めまして、全員協議会にて御説明をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　基本構想を策定中ということで、議会に検討内容の説明が何もないまま、建物設計の予算を認めろというのは、かなりこれはちょっと強引な気がしますけど、現状では、審議する材料が何もない状況で予算の審議をしないといけないという話になってくるので、もう一度伺います、これ最終日までに説明する考え方ではないでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

今定例会中の説明は難しいというふうに考えております。

繰り返しとなり恐縮ではございますが、基本構想を固めた後、全員協議会にて御説明させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 説明もないまま予算審議迎えろという話になるんですが、どうもかたくなに説明を拒まれるので、ちょっと質問を変えます。

運営管理方法の候補となっている指定管理者制度についてお伺いいたします。

運営方法としては、答弁にもあります、町直営、民設民営のPFI方式、それから公設民営の指定管理者制度。運営方法としては、ほかにもDBO方式等、様々あるかと思うんですが、多分、指定管理者制度導入というのが現実的なかなと思います。指定管理者制度は、過去、道の駅整備に際し、導入に向け、具体的に取り組んでいたかと思います。現在まで、阿見町では、導入の事例は、具体的な取組はしていたけど、導入していたという、そういう事例はなかったと思います。

今や、公共施設の管理運営には当たり前の制度となっておりますが、県内44市町村で導入していない市町村は、阿見町含め何市町村あるんでしょうか。市町村名もお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

県内44市町村のうち、指定管理者制度を導入していないのは阿見町のみでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） これは非常に驚きの回答なんですけど、別な意味で、もうちょっと大変な問題かなと思います。

納税していただいた貴重な税金、財源を、指定管理者制度という有効な制度があるにもかかわらず、これまで導入してこなかった。税金を適正に有効活用していないと私は思います。

なぜ、これまで導入しなかったのか、理由をお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

以前、町内の各施設、道の駅に対して導入を検討した経緯がございます。町内施設につきましては、費用や効果を検証した結果、導入を見送った経緯がございます。

今後は、令和6年度に策定しました指定管理者ガイドラインに沿って、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 大変大きな規模の事業に対して、町として初めて、例えば指定管理者制度を導入することになったときに、非常に不安を感じます。そうすると、仮に導入

した場合の手順、見通しというのをお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

今年度、基本構想の策定を進める中で、温水プールの運営に実績のある事業者にアンケートを行っております。それで、業者の方に关心をいただいているところでございます。指定管理者とすることを決定した場合は、遅くとも令和8年度中には募集要件の整理、また、指定管理料の見込みの算出などをまいりまして、令和9年度には指定管理者募集の手続と候補者の選定を進め、令和10年度、指定管理者の候補者と具体的な協議、また、備品の準備などを行う流れというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　非常に不安な指定管理者制度の導入なんですが、場所、財源の根拠、運営、維持管理、指定管理者制度など課題が非常に多く、外部有識者の検討委員会も立ち上げていない、課題が整理されておらず、具体的な説明もなし。しかし、新年度建設設計には着手したいというのは非常に難で強引かと思います。

今までのやり取りを総括して、町長の見解を伺いたいところだったんですが、本日はいらっしゃらないので、最後に、温水プール整備事業、これは以前の道の駅整備事業と事業規模、運営方法など非常に似ておりますので、道の駅整備事業、現町長の政治的判断により凍結となり、検証委員会での検証結果に基づき中止となりました。

検証委員会からの答申の最後、総括のところに、ぜひ執行部を含め、皆さんに聞いていただきたい部分がありますので、抜粋したものを持ちましてお読みさせていただきたいと思います。

町では、道の駅整備計画は構想段階より関係予算の審議も含め、町議会の信任を得て進めてきたが、町長選挙の争点となり、凍結に至ったところに、町民全体が直接的、間接的な利益を実感しづらい事業を推進する難しさが表れている。このことを教訓とし、今後、町が道の駅整備のような大規模事業を行う際は、計画段階より町民ニーズを把握し、町にかかる財政負担等を明らかにしながら、その結果として得られる町民の利益を広く丁寧に説明し、納税者である町民の理解を得て進めていくことが求められると。

長々と質問してきましたが、今、読み上げたところに全て集約されているかと思います。今後、慎重に事業を進めていくんであれば、もうちょっと丁寧なやり方をしていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（野口雅弘君）　これで12番高野好央君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時21分散会

第 3 号

[2 月 27 日]

令和7年第1回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和7年2月27日（第3日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	筧田聰君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

11番 石引大介君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮崎智彦君
町長公室長	井上稔君
総務部長	平岡正裕君

町民生活部長	竹之内 英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
秘書広聴課長兼 広報戦略室長	小倉貴一君
人事課長	齋藤明君
管財課長	荒井孝之君
防災危機管理課長	安室公一君
生活環境課長	村上馨君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原雄一君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋大輔君
上下水道課長	堀越多美男君
学校教育課長	山崎貴之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和 7 年第 1 回阿見町議会定例会

議事日程第 3 号

令和 7 年 2 月 27 日 午前 10 時開議

日程第 1 議案の訂正について

日程第 2 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和7年第1回定例会

一般質問2日目（令和7年2月27日）

発言者	質問の趣旨	答弁者
1. 海野 隆	1. マッチング理論を活用した職場配置及び処遇改善等人事施策について 2. あみ大使選任及びその利活用について 3. 空調機器の自然冷媒への転換による電気使用量及び料金低減について	町長 町長 町長
2. 前田 一輝	1. ふるさと納税の現状と今後の展望について	町長
3. 細田 正幸	1. 阿見町の水道、下水道の現状はどうなっているのか 2. 軽い難聴の高齢者を対象とした補聴器購入費の助成制度の導入について	町長 町長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案の訂正について

○議長（野口雅弘君） 日程第1、議案の訂正についてを議題とします。

町長より説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

朝から大変に申し訳ありませんが、議案の訂正でございます。

本定例会に提出しました、議案第39号、令和7年度阿見町水道事業会計予算の議案につきまして、議案の一部に誤りがありましたので、阿見町議会会議規則第20条第1項の規定により議案訂正の許可をいただきたく、お願ひ申し上げます。

提案理由は、誤記載による净書誤りでございます。

この件については、お手元に配付いたしました議案の訂正についてのとおり訂正させていただきます。

議員各位には大変御迷惑をおかけしまして、心よりお詫びを申し上げます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で説明は終わりました。

お諮りします。

ただいまの議案の訂正については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案の訂正については原案どおり承認することに決しました。

ここで執行部より発言を求められておりますので、発言を許します。

産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） 2月25日に御説明いたしました、議案第39号、令和7年度阿見町水道事業会計予算につきまして、訂正させていただきます。

阿見町水道事業会計予算書1ページの第3条、収入の第1款水道事業収益の額を、13億9,978万8,000円から13億9,978万9,000円に訂正いたします。

以上でございます。

誠に申し訳ございませんでした。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、一般質問を行います。

ここで議長より申し上げます。

本日、一般質問の1番目に予定しておりました、11番石引大介君は体調不良により欠席となります。そのため、11番石引大介君の一般質問は取下げとなりますので、本日の一般質問は2番目の14番海野隆君から行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に關係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、14番海野隆君の一般質問を行います。

14番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

[14番海野隆君登壇]

○14番（海野隆君） 皆さん、おはようございます。れいわ新選組の海野隆でございます。

初めに、今回、町村議員として20年表彰を受賞したことは、長年私を支持し続けてくれた有権者の皆様のおかげであり、深く感謝を申し上げたいと思います。

私の町会議員の出発点は、生まれ故郷の旧那珂町議会議員で33歳のときでした。その後、旧

那珂郡選挙区から茨城県議会議員1期を務めました。阿見町議会では、2012年3月に行われた選挙で当選し、以来4期目の議員任期を過ごしております。

現在の国内外の政治経済状況は、大きな転換点にあるものと考えております。国内では30年に及ぶ停滞した経済状況の中で、非正規職員の増大や所得格差の拡大、政治資金の裏金化など、国民生活の厳しさや政治不信が増しました。それを背景として、昨年10月に行われた総選挙では、自民党・公明党の与党が過半数割れし、少数与党ということになりました。

国際的には、ウクライナへのロシアの侵略、アメリカ大統領にトランプ氏が再登場し、アメリカンファーストというスローガンの下で自国優先の政治を行い、国際的なハレーションを起こしております。

私は、国内外の状況の変化を機敏に捉えながら、市制施行を視野に入れた阿見町の行く末をしっかりと議論したいと思います。私は議員に当選以降、旧那珂町議会、茨城県議会、阿見町議会で与えられた機会では、全ての議会で一般質問・代表質問を実行し、当該自治体固有の課題や問題点、必要な政策提言を行ってまいりました。一般質問こそは、議員に与えられた権利であり、義務であると考えております。

今回の議会では、1、マッチング理論を活用した職場配置及び処遇改善等人事施策について、2、あみ大使選任及びその利活用について、3、空調機器の自然冷媒への転換による電気使用量及び料金低減について、の3つの項目について質問をいたします。

それでは、まず第1番目の、マッチング理論を活用した職場配置及び処遇改善等人事施策について質問をいたします。

阿見町職員は、町民全体の奉仕者として日々仕事に誠実に懸命に取り組んでいると確信しています。今回、人事院勧告に伴って、阿見町職員についても給与改定が行われました。国家公務員の給与、勤務時間等の勤務条件は、国会により社会一般の情勢に適応するように、隨時これを変更することができると定められております。

私は、今回の阿見町職員の給与改定については、初任給や若年層の改定について、民間給与との比較から、優秀な人材の確保に問題はないのかと質疑をした経緯があります。一方、採用後の職員の状況や職場環境については、様々な課題、問題があると言わざるを得ません。公務員採用試験を経て、優秀な職員が様々な要因で休職している現実があります。これまで、私はメンタルヘルスという面から対策を求め、職務をグループ制で行うよう提言をしてまいりました。しかし、顕著な改善を見ていないのではないかと思われます。

私は、職員が働きがいのある職場で、自己実現ができるよう職場環境を整備することが極めて重要だと考えるものです。

そこで、以下の事項について質問します。

- 1、採用後、中途退職に至った人数とその要因について。
- 2、正規職員のうち休職している職員の人数と休職に至った原因などについて。
- 3、職場復帰への支援及び復職——復帰ですね、に至った要因等について。
- 4、職員の希望と受入れ部署の相互理解を基に職場配置するというマッチング理論を人事施策に採用する考えはないか。
- 5、職場環境、特に休憩施設や食堂等の整備が必要ではないか。
- 6、施設敷地を確保するためには、駐車場を敷地外に求めるか、敷地内に確保するために高度利用する必要があるが、そうした検討をしたことがあるか。

以上6点についてお伺いいたしたいと思います。

残余の質問は、質問席から行います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　海野議員の、マッチング理論を活用した職場配置及び処遇改善等人事施策についての質問にお答えいたします。

1点目の、採用後、中途退職に至った人数とその要因についてであります。

過去5年間で60歳前に退職した職員の総数は、令和元年度8名、令和2年度6名、令和3年度10名、令和4年度16名、令和5年度12名であります。中途退職した職員の退職理由といたしましては、個人の事情によるものであるため全てを把握できておりませんが、把握している範囲で申しますと、婚姻を機とするものや配偶者の転勤によるもの、転職に伴うものであります。

2点目の、正規職員のうち休職している職員の人数と休職に至った原因についてであります。

今年度、心の不調により、1か月以上の療養休暇を取得した職員数は14名であります。療養休暇に至った原因につきましては、傷病内容としては、抑うつ状態、適応障害、自律神経失調症などがあり、主な原因としては、人間関係、家庭環境、職務内容、持病に伴うものなどがあり、複合的な場合もあります。

3点目の、職場復帰への支援及び復職・復帰に至った要因等についてであります。

休職中の職員の支援につきましては、所属の管理職が休職中の職員と連絡を取ったり、診断書を持参した時点で面談を行うなど、不定期ではありますが職員の状況把握に努めております。また、本人の病状を確認しながらしっかりと休養を取ることを勧めており、復帰に向けた相談を行うとともに、本人の希望により、お試し出勤を実施しております。

さらに、職務環境に起因する場合には、業務分担の見直しや時間外勤務の縮減を図るよう所

属長に指導しており、そのほか職務への適性等が原因となっている場合には、人事異動により配置替えを行う等の対応で改善を図っております。

4点目の職員の希望と受入れ部署の相互理解の基に職場配置するというマッチング理論を人事施策に採用する考えはないかについてであります。

マッチング理論とは、人と人、人とモノ・サービスなど異なる2種類の対象内で、最適な組合せを見つけるための数学的理論のことを指し、国内においても、企業の新入社員配属等についてマッチング理論の活用が研究されているようです。

一方で、定期人事異動での活用につきましては、これから研究が進められていくものと思われ、とりわけ異なる職能分野へのジョブローテーションにより育成を図る自治体人事での活用に当たっては課題も多いと推察いたします。他自治体の動向も含め、今後の動きに注視してまいります。

職場配置に関連した町の取組として、現在管理職を除く職員から自己申告書の提出を求め、職員の健康状態、適性があると思う業務、異動希望部署等を把握し、人事異動検討に当たっての資料としているところであります。

今後は、職員から人事課長への直接の自己申告書提出に代えて、人事評価面談を通じた職員情報の把握を所属長に求めるごととし、所属としての受入れ希望も含め、所属長と人事課長が協議する仕組みをつくるなど、引き続き職員の適正な職場配置に取り組んでまいります。

5点目の職場環境、特に休憩施設や食堂等の整備が必要ではないか、及び6点目の施設敷地を確保するため、駐車場を敷地外に求めるか、高度利用する検討をしたことがあるかにつきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

役場本庁舎につきましては、昭和60年に増改築工事が実施されてから40年が経過しております。休憩施設や食堂等は、その当時から専用のスペース等はありませんが、現在の対応として、昼休みに会議室等を休憩室として開放しているところであります。

また、令和4年度、教育委員会組織を中央公民館に移設し、事務スペースの確保等に取り組んできたところでありますが、組織体制の強化等により、本庁舎へ勤務する職員数が増加していることから、事務スペースや待合スペースが手狭になってきている状況であります。

このような状況への対策といたしましては、本庁舎敷地内に分庁舎等を増築することや庁舎からの分散化が考えられます。分庁舎増築による駐車場への対応につきましては、敷地内の駐車場スペースが減少するため、敷地外への確保が必要となります。今後の分庁舎等の整備及び駐車場の確保につきましては課題の1つであると認識しておりますので、職員増加に伴う役場庁舎機能対策の中で検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

地方公務員の休職とか休務については、総務省が、これ毎年出しているのかどうか分からないんですけど、私が持っている資料は令和3年12月の資料に、地方公務員のメンタルヘルス不調による休務者及び対策の状況ということで、統計、アンケート結果が載っております。

休職者ワースト自治体100というのがあって、それを見ると、最高では職員の9.64%が休職していると。これは北海道かな、ちょっとごめんなさい。具体的な自治体の名前は挙げませんけども、岩手県にある自治体、これ9.64%。比較的新しい統計なんです、これね。それで茨城県内では、これも具体的な自治体名は挙げませんけども、全国36番目、上からですね。これ、5.8%なんですね。

さっき休職している職員の数が出ておりましたけれども、この総務省の統計によると、大体自治体の全平均だというと2.25%、町村だというと2.1%ということなんですが、阿見町は、どうもそれよりは上にあるような感じがするんですけども、平均より上ですか、平均ぐらいですか、平均よりは下回っていますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。人事課長齋藤明君。

○人事課長（齋藤明君） お答えいたします。

総務省の調査結果の話だと思いますが、5段階別に区分した段階で、阿見町は10%を超えておりますので、5段階中上から2番目の区分に入るということで、全国的な調査の中でも非常に多い分類に入っているという認識でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） ずっとそういう状態が続いているんじゃないかと思うんですね。休職者がいることで、もちろん本人はつらい立場にいるんだろうと思うんです。早く復帰したいと思っているはずなんです。なかなか復帰できないという状況。しかし、休みがあるその職場についても、やっぱり貴重な戦力が失われる。これ1,000人に10人と、100人で10人だというと、全然違うわけですよね。

ですから、比較的規模の小さいところで平均よりも多い休職者を抱えるというのは、非常に組織全体として厳しい状況にあるんじゃないかと思います。そのことを、なかなか原因についても様々な、多様なところがあるということがあって、どうも効果的な対策が打てていないという状況だとは思います。

それで、質問でも触れましたけれども、今までメンタルヘルス、このことについてしっかり対策を打ったらしいんじやないかと。このことについては、私だけじゃなくて、もう議員辞

められましたけれども、川畠議員なんかも相當いろいろ質疑をしていたと思いますね。川畠議員だけでなくいろんな議員、今いらっしゃる議員も含めて、このことについて言つてきたと。

私はメンタルヘルス対策のほかに、職務で相当負担感が重くなると、ある特定の職員が負担感が重くなるような状態があるのではないかということで、前回は職務のグループ制を提案したんだけども、このことについて提案してきたんですけども、今日はちょっと違う角度から提案をしたいと。それがマッチング理論なんですね。

これ、私の後に同じような質問をする栗原議員も同じ番組を見たと思うんですけども、ＮHKで1月18日だったかな、NHKスペシャル、多分職員の方も御覧になった方がいると思いますけど、東京大学がいかに社会貢献しているかと、こんな紹介だったんですけども。非常にためになつたというか示唆の多い番組で、その中に、小島教授がマッチング理論で職場配置、人事施策、これを進めているという紹介がありました。私はこれを見て……。そこに、つくばの市長も登場して、非常に意義のある政策だという話をしていましたけれども。

それで、その中でシスマックスという会社の例が出ていました。これは大きい会社なんです。それは資本金が147億円ですから、もうこれは堂々たる会社だと思いますね、東証のプライム市場に上場しているということで。そこで、このシスマックス株式会社が、小島教授のアルゴリズムを用いたマッチング理論を導入して職員配置を行つていると。導入する前と導入した後なんですけれども、非常に満足度というんですかね、職員の満足度が非常に高まつたと書いてあります。離職率も少なくなったと。

ということは、これはやっぱりね……。これ民間企業ですよ、民間企業。民間企業に限らず、多分、職員の希望と人事課がやる配置と、このミスマッチが相当大きいものがあるのではないかなど私は思いました。自身の経験からも、自己評価と他人の評価って違うんですよね。

私も当初金融機関に入りましたけれども、金融機関で入つて、外回りはちょっと苦手だなって自分自身はすごく思つていて、いつも本部あたりに希望をしていたんですけど、それがかなえられることはなくて、いつも外回り——営業というか渉外に回されたわけです。なぜかということを、その後面談したときに聞いたら、いや君はもう外回りに本当に向いてるよと言うんですね。でも、今こうやって議員をやつていると外回りに向いていたのかなとは思うけれども、でもやっぱり職場にいたときには、ちょっと嫌だなという感じで、約10年で辞めましたけれども。ほかに移つたということになりますけれども。

そういうことで、非常にこのミスマッチが離職とかそういうことにつながつてゐるんじやないか。あるいは、メンタルヘルスの不調とかそういうことにつながつてゐるんじゃないかというようなことを、NHKスペシャルではやっておりました。私はそのことは非常に正しいのではないかなど思つておりますけれども。

誰、部長が答えますか。じゃなくて公室長が答えますか。人事課長が答える。この番組見ましたか、まず。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。人事課長齋藤明君。

○人事課長（齋藤明君）　お答えします。

ちょっと残念ながら見れておりません。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　再放送の予定はないようですけれども。非常にさつきも、何回も言っていますけども、すばらしい番組でしたね。人事をやっている人は、この番組もう1回見てもいいんじゃないかなと思います。

そこで、新入社員にまずやっているんです、新入社員。それで配属に対して満足度というのが出ていました。導入する前と導入した後なんですけども、満足しているって答えた人は29.4%だったんですね、前です。導入した後は、36.6%満足していると。やや満足しているというのは、導入前は23.5%で、導入後は36.6%なんですよ。そうすると、これ明らかに有意差があるんです。

つまり、このマッチング理論に基づいて、新入社員を配属したということによって、非常に満足している、やや満足しているというのは、ぐっと増えたんです。これ合わせると大体73%ぐらい満足してるって形になるんですよ。

阿見町の、毎年30名から40名ぐらい、今入っているのかな、新入職員って。その人たちが、これ、アンケートを取っているか、取っていないか分からぬけれども、どのぐらいの満足度にあるのかというのは。もちろん取っているのかな、取っていないのかな。1年ぐらい後で、面接なんかするんでしょう。ちょっとそこを教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。人事課長齋藤明君。

○人事課長（齋藤明君）　お答えします。

これは新入職員に限った話ではないんですが、自己申告書という制度を非管理職向けに導入しております。その中で、職務の状況として、仕事の適正について本人が非常に適している、やや適している、普通、やや不適、不適。そのほか、関心事、やりがい、仕事量、満足度はどうなのか。また、現在の職場・仕事について考えていること、悩んでいること、または異動希望について、かなり細かいようなヒアリングシートを作成し、職員の希望等を聴取しているような状況でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　時間もなくなってきたら結論を急ぎますけれども、そこで小島

教授——この東大の先生はアルゴリズムでやるんだと、マッチング理論ね。これ多分人事課も希望を募るんでしょう、その新人の人たちから。どこの部署に所属したいかということを。もちろん職場のほうからは、こういう人が欲しいみたいな感じでやって。結構悩むと思うんですよね。こうやってカードゲームみたいに、こうする、ああするみたいな形で。

このアルゴリズムのマッチング理論でやると一発で決まっちゃうと。3秒で決まっちゃうと。だけど、それは非常に成果を上げていると、こういうふうに言っていますね。人間では見つけられなかつたような、よりよい配属ができるようになってくるんだと。それで組織のパフォーマンスも上がるし、そこで働いている人たちのエンゲージメント——組織への愛着ですね、を上げていくことができるんだと。こういうことを言っているので、ぜひ阿見町役場でも、このマッチング理論、これを導入したらいいんじゃないかなと思います。

何で今、私がここで言っているかというと、当然その理論というのは、実装っていって実際に社会でそれが試されて成果が上がって、この理論は正しいと。こういうことにしようと思っているわけですね、理論をつくった人は。数少ない例だけでも、もう既に大きな成果を上げていて、しかし、もっともっとたくさんの例を、いろんな職種であるとか、それから新入社員に限らず既卒の方々、その人たちに対しても有効性があるんじゃないかなと、こういうことで今やっているんです。

これ、つくば市も入っていますね、つくばの市長もインタビューを受けてやっていますから、この番組では。ぜひ東大ではもっともっとたくさんの自治体が入ってほしいと、それから企業ももちろん入ってほしいと。こういうことで、募集というかな応募というかな、公募というか、入ってきていいよということでやっているので、ぜひこれ検討していただいて、小島教授だけじゃないけども、東京大学発のマッチング理論による人事施策、これに手を挙げてほしいなと思っているんですけども、検討してもらえますか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。人事課長齋藤明君。

○人事課長（齋藤明君）　お答えします。

マッチング理論につきましては、今までの役場の人事異動というのは、やはりゼネラリストを育成しているキャリア構想を基本として考えてきた面がございます。しかしながら、近年の職員側の変化、例えば職員の価値観の多様性、それは家事や育児や介護負担をしつつ働く職員が増大していること、また仕事の質の変化、高度化から、様々なミスマッチが生じている状況であると捉えております。

今後につきましては、ゼネラリスト育成型の人事異動から、能力・意欲を引き出す環境や、条件が異なる人材と必要な能力が多様に異なる職場等を適正にマッチングするという、よりキャリア志向を重視した人事異動への転換が求められていると考えております。

マッチング理論について、実際に数学的なアルゴリズムを使った数値データ処理をするためには、実装するための基礎データの収集が必ず必要になってくると思います。ちょっと手持ちの資料で、これは東大の資料ではないんですが、ほかの京都大学のほうで、ちょっと古い資料なんですが、マッチング理論でどのようなデータを用いるかという点におきまして、職場側のデータとしては、その職員の必要な能力、例えば法律や電算、企画力があるとか、交渉能力がある、調整能力がある。職員に対しても、その逆で自分にはどのような能力があるかというような細かいヒアリングをして、ヒアリングシートを作った上で取り組んでいくというような状況でございます。

阿見町においては、まず、マッチング理論につきましては勉強の段階から取り組ませていただき、今後そういう考え方を取り入れていこうと思っておりますが、直ちに導入できるかということにつきましては、他の自治体の動向も含めて、今後の動きに注視してまいりたいと思います。今すぐ、直ちに導入するという考えは、まだございません。

失礼いたします。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 直ちに導入しろと言ってないんですよ。要するに、検討してですね。私は非常に効果的だと思うし、阿見町の職場にとってもいいんじゃないかなと。人事施策にもいいと。つくば市の例とか、東大のそういった……。たまたま番組を見てなかったことなので、そういうことも含めて検討していただきたいと思います。

それでは、5番目、6番目に入りたいと思います。質問のね、再質問のほうです。

それで私も、役場の職員も数が多くなって、昼休みに廊下を通ると、薄暗いところで弁当を食っているわけですよね。本当にこんな職場で嫌になっちゃうだろうなと思いますよ。僕はたまたま職場が金融機関、それから病院。全部、食堂、賄いつきで過ごしてきたので、あんな薄暗い廊下で弁当を食べるなんていうことは経験もないわけですよね。しかし、せっかく公務員という希望あふれる職場に入って、昼飯はあんなところで食っているなんていうのは、ちょっとかわいそうな気が私はしますね。その点についてお話ししたいと思います。

全国で、公務員の社員食堂を設けているというのは結構たくさんありますね。県庁は、これ生協がつくっている、ひばりなのかな、そこで皆さんお食事になって、なかなか快適な食堂だし、その後の休憩施設もいいですね。水戸市役所にもあるようですね。あとは……。普通は市民、町民と共有するような形で食堂があるようですけども。

全国見ると、水戸市、非常にこれ、人口約30万人ですから大きいですよね。県庁はもっと大きいんだけども。組織もね。だけど、阿見町と同じぐらいの人口で、とてもとてもすてきな社員食堂をつくっている。社員食堂というかな、職員食堂か、をつくっているところが結構あ

るんですよ。

例えは阿波市、これ人口は阿見町より少ないですよ。人口3万2,000人ぐらいなんですよ。でも、すてきな食堂ですね、これね。こうやって記事に出ているようですから。それから、ふじみ野市、埼玉県ですよね。ちょっと多めですけども、これもとてもすてきな食堂。それから京都府の向日市、これもあり阿見町と変わらないですよ、5万人ぐらいですから、市とはいえね。

そういうことで、全国を見ると市町村でもとてもすてきな食堂があつて、そこに職員が食事をして休憩すると。それでもって午後の仕事に備えると。こういうことを、いろいろと行政としてはやっているわけです。

最近の記事、これ1月6日の記事ですけども、埼玉新聞ですね。これは春日部市。春日部市が新しい庁舎を造ったんです。そこに食堂、カフェ、これをつくったら効果が絶大だったと。公務員人気は下がっているはずが、応募者は1.5倍になってしまったと。これはやっぱりお金だけの問題ではないんですよ、やっぱりね。

やっぱり仕事、働くというのは、もちろん給料は大事ですよ、給料高いほうがいいですよ。しかし、やっぱり福利厚生施設とか、食堂とか……。県庁は体育館もあって、職員のトレーニングもやっているわけですね。それをつくれとは言わないけれども、そういうものをしっかりと装備する、整備するということは、私は非常に大事だと思っています。

再質問の中で、いろいろとこういうことをと思ったんですけども、1つだけ聞きますけども、近隣の市町村は……。全国の話は今しましたよ、県内の状況についても話しました。近隣の市町村で職員の休憩施設、あるいは食堂等の整備状況について、どんなふうになっているか把握していますよね。それ、ちょっと教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君）　ただいまの質問についてお答えいたします。

近隣の6市町村、土浦市、牛久市、稲敷市、取手市、龍ヶ崎市の5市、あと美浦村について、状況について調べております。食堂としての機能を有する施設を設営している自治体は、取手市のみでございます。休憩室については、形態や大きさは様々ですが、調査した6市町村全てで何らかの形態で設置されております。また、当町と同様に、既設施設を利用して——会議室などでございますが、開放している市町村もございました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　当町は、やっと地域手当が4%、県全体なんだけれども。それで比較的、取手市それから土浦市、近隣の、こっち側かな、美浦村のほうを向いてないほう、こっち

側は全部阿見町より高いわけですよね、給料的には。だからせめて、休憩施設とか食堂とか、福利厚生、しっかりしてあげると。こういうことが必要だと思うんですけど、これ施設スペースがないなどということで、多分廊下を使っていいよという形で、そこの廊下辺りで食べていますよね。この施設のスペースというのを生み出すというような計画はないんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長荒井孝之君。

○管財課長（荒井孝之君）　お答えいたします。

先ほど答弁でもさせていただきましたけども、事務スペース、待合スペース、そういったものも手狭になってきておりますので、今の海野議員の考えも含めまして、全体的に考えていかなきやならないとは現時点では思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　これで終わりますけども、職員のやっぱりしっかり福利厚生というか、休憩というか、昼食というか、それを整備してあげるということはもちろん、職員が午後の仕事をしっかりとやると。ひいては、これ町民のためになるんですよ。

ですから、できれば町民と共有するようなスペース、食堂をつくってやってほしいなということをお話しして、この問題については終わりにしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　続いては、あみ大使選任及びその利活用について質問したいと思います。

あみ大使は、2010年——平成22年5月に設置要綱を定めて、その第1条で阿見町の魅力を全国に紹介するとともに、町への有益な情報の提供、提言及び助言を受けるため、あみ大使の設置をするというふうに定められております。

それから15年が経過しているわけですけれども、現在9名の方々が、あみ大使として活躍されています。これまでのあみ大使の活動を振り返り、今後市制施行を視野に入れた、あみ大使の利活用について、以下質問をしたいと思います。

- 1、あみ大使設置以降、あみ大使の選任はどのような方法で行われてきたのか。
- 2、専門分野の偏りはないか。
- 3、設置要綱第3条に示された職務について、現在のあみ大使の方々はどのように活動しているのか。
- 4、あみ大使の今後の在り方に関して、選任方法や活用法等で新たな取組を考える必要はないか。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　あみ大使選任及びその利活用についての質問にお答えいたします。

1点目の、あみ大使設置以降、あみ大使の選任はどのような方法で行われてきたのかについてであります。

あみ大使の選任は、阿見町の出身者や阿見町にゆかりのある著名人について、議員及び職員等からの推薦を受け、あみ大使選考委員会規程に基づき、私を委員長とする選考委員会において選考し、大使としてふさわしい人を委嘱しております。

2点目の、専門分野の偏りはないかについてであります。

現在9組の方に、あみ大使を委嘱しておりますが、芸能や芸術分野の方が多く、その専門分野には偏りがある状況です。なお、令和6年7月までの5年間は、学術分野の大使がおられましたが、年齢等の理由により大使の継続を辞退された経緯があります。

3点目の、設置要綱第3条に示された職務について、現在のあみ大使の方々はどのように活動しているのかについてであります。

設置要綱第3条のうち、第1号に規定される町の紹介につきましては、毎年あみ大使の方々の名刺を作成し、広報紙等の町の情報とともに渡しすることで、それぞれの分野で幅広く、名刺等を配りながら町の魅力を発信していただいております。また、第3号に規定される事業への参加協力につきましては、まい・あみ・まつりやスポーツフェスタなど、町が主催するイベント等に出演協力をいただき、毎年、会場を盛り上げていただいております。

しかしながら、第2号に規定される、町への有益な情報提供や提言につきましては、一部のあみ大使からイベント等の改善提案を受けるにとどまり、十分とは言えない状況となっております。

4点目の、あみ大使の今後の在り方に関して選任方法や活用法等で新たな取組を考える必要はないかについてであります。

先ほど申し上げましたとおり、特に学術分野における、町への有益な情報提供や提言が得られていない状況があります。そのため、あみ大使の選任に当たっては、広報紙やホームページ等に推薦書を掲載するなど、町民からも広く推薦をいただける仕組みを構築していきたいと考えております。

また、あみ大使の活用法につきましても、イベントへの出演協力にとどまることなく、大使が持つ、それぞれの知見や技術等を効果的に発揮いただけるよう、全庁を挙げて様々な分野での活用法を検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君） このあみ大使の設置については、私もちよつと関わってきて、参与一一非常に評判悪かったんだけども、参与のときに、あみ大使つくったらいいんじゃないかということで。そのときの制度設計というのは、ちょっと今のメンバーと違うんですよね。

1つは、まず学会ですね。大学の先生とか研究者とか、そういう人たち。専門家です、本当にね。それからもう1つは、一部上場企業に限らず役員、それから企業経営者。これは本当に町に経済的な何か情報をやり取りできるような人脈ですね。それからあと官僚。官僚というと怒られちゃうけどね、県の幹部職員でもいいし、一般職員ではちょっとあれかもしれないけども。それから中央省庁、そういうところの職員ですね、そういう人たち。政治家はちょっと置いておいて。

要するに、研究者とか学界、それから経済界、それから官僚の人たち、こういう人たち。もちろん芸能人、この人たち発信力が大きいので。そういう4つの大きなバランスの中で、あみ大使というものを捉えて。言ってみると、人脈づくりだというふうに考えて、このあみ大使の制度設計したような感じがする。だから水戸市は観光に特化しているんですよ。水戸の水戸大使は。80人も90人もいるんですよ。独自に活動しているし。

だから、その制度設計はちょっと違うので、一概に水戸市と同じようにとは言わないけれども、いずれにしても9名はちょっと足らないし、偏っているし。ぜひ、さつき答弁にあったように、あみ大使、当初の制度設計に立ち戻ってやってもらってもいいんじゃないかなと思うので、そのように今後改善をしていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） それでは、3つ目なんんですけども、空調機器の自然冷媒への転換による電気使用量及び料金低減についてということについて質問をしたいと思います。

阿見町は令和6年5月、内閣府より県内3都市目となるSDGs未来都市に選定され、令和6年3月に決定した阿見町オリジナルの18番目のゴール、ロゴマークを活用しながら、庁舎内の各課案内板への関連ゴールの掲示や、懸垂幕、横断幕、広報あみ、町ホームページでの啓発活動など、情報発信に取り組んでおります。

日本は、エネルギーの他国依存度が高く、石油、天然ガス、石炭などの一次エネルギー自給率は11.3%で、OECD諸国と比べても低い水準となっております。今回のウクライナの戦争でも、そのことを直撃している。もちろん円安ということあるんですけど、円がぐっと安くなっちゃったので購入の価格が高くなっちゃったということなんですけど。エネルギー価格は為替相場に大きな影響を受けるので、最近の円安局面ではガソリンも灯油も、ガスも電気も、高い価格水準が続いている。これは一般的の家庭も苦しんでいるけども、行政だって相当そちら

に大きな金額を払わなくちゃいけないということになっていると思います。

阿見町役場として地球温暖化防止にできることは私はたくさんあると思います。特にSDGsの目標のうち、7番、手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する、13番、気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取るというような目標は、具体的な数値として把握できる取組ですので、ぜひその取組をしていただきたいと思っています。

そのことについて、以下質問します。

1番、行政施設ごとの電気使用量と料金の推移について。

2番、行政施設ごとの電気使用契約相手先と料金の低減化について。

3番、主に空調機器で使用されている代替フロンを自然冷媒に転換することで、消費電力を削減する取組について。

4番、町内の事業所への自然冷媒転換の普及により、地域の温室効果ガス発生抑制を図るための補助金制度について。

以上4点について質問をしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　空調機器の自然冷媒への転換による電気使用量及び料金低減についての質問にお答えいたします。

1点目の、行政施設ごとの電気使用量と料金の推移、2点目の、行政施設ごとの電気使用契約相手先と料金の低減化につきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

当町では第2次阿見町環境基本計画に基づき、SDGsの理念を踏まえた様々な取組を実施しております。令和6年2月に阿見町第5期地球温暖化対策実行計画を策定し、行政施設電気使用量の推移を調査するなど、温室効果ガス削減の取組を推奨しております。

行政施設の電気使用量及びその料金の推移について、主なものをそれぞれ平成25年度、平成30年度、令和5年度の順にお答えいたします。

まず、役場庁舎の電気使用量と料金につきましては、389メガワットアワー・892万9,000円、370メガワットアワー・892万7,000円、364メガワットアワー・1,006万3,000円となっております。

次に、総合保健福祉会館の電気使用量と料金につきましては、187メガワットアワー・507万円、185メガワットアワー・478万9,000円、213メガワットアワー・665万4,000円となっております。

最後に、中央公民館の電気使用量と料金につきましては、176メガワットアワー・426万円、142メガワットアワー・354万4,000円、190メガワットアワー・515万6,000円となっております。

3 施設の合計電気使用量及び料金につきましては、平成25年度が752メガワットアワー・1,825万9,000円、平成30年度が697メガワットアワー・1,726万円、令和5年度が767メガワットアワー・2,187万3,000円となります。

平成30年度と令和5年度を比較いたしますと、5年間で電気使用量が10%の増、料金が26.7%の増となっております。各施設では、電力使用状況に応じて、より安価な電力会社と契約しているものの、料金の高騰等により低減化には至っておりません。

電気使用契約の相手につきましては、平成25年度及び平成30年度は、東京電力と新電力会社の契約があり、令和5年度は、高圧電力を使用している施設を除き、東京電力と契約をしております。

3点目の、主に空調機器で使用されている代替フロンを自然冷媒に転換することで消費電力を削減する取組についてであります。

御提案の自然冷媒につきましては、オゾン層の破壊や地球温暖化に影響を与えてるフロン類の代替として、環境負荷の少ない自然由来のアンモニアや水などを冷媒とする新しい技術として近年注目されております。

現在、当町の施設におきましては、自然冷媒を使用した省エネ型空調機器は設置しておりませんので、今後、施設等を更新する際には、空調機器の転換に要する導入費用や効果等を勘案し、対応を検討してまいります。

4点目の、町内の事業所への自然冷媒転換の普及により地域の温室効果ガス発生抑制を図るための補助金制度についてであります。

事業所への自然冷媒転換機器設置に対する補助金につきましては、エネルギー政策として国が行うべきものと考えており、多額の予算が必要でありますので、町単独で実施することは困難であると思われます。自然冷媒転換の普及に関する支援につきましては、国、県、他自治体における今後の動向を注視してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） ありがとうございます。

今、答弁されたものをちょっとまとめてみると、コロナの時期があるので、そのときにはぐっと使用量が減ったというか、活動しなかったんで減っちゃったんですけど、やっぱり平成25年・2013年と比較して、令和5年・2023年、10年後ですね、相当増えているなど。もちろん活動が活発化されているということもあるのでね。人も多くなっているし、それはそうなんだけれども、さっき言ったように為替変動の影響もあると思うんですね。

それで、実は、なぜこの自然冷媒ということで一般質問をしたかというと、もちろんフロン

製造禁止、代替フロンから自然冷媒という形で、環境省では自然冷媒普及促進をどんどんどんどん進めているわけですよ。それに、自然冷媒を普及促進しているので、当然、自然冷媒を使うような企業も、それに応じて積極的に活動しているということで、ある会社なんすけども、自然冷媒を導入したというところがあつて、神奈川県が多いのかな、これ。横須賀市消防署とか、それから動物愛護センターとか学校ですね。そういうところで自然冷媒を導入して、それでやっているようなんすけども。

何がいいかというと、これを見るとですよ、自然冷媒でどうして電気料が安くなるかという話はもうしません、時間ないから。でも、35%ぐらい最大電気料が減るんだと。これ、はっきりね。なぜ自然冷媒を入れると安くなるかというのは、ちょっと読むと、自然冷媒は代替フロンに比べて分子量が少ないのでエネルギー量が高く、効率よく冷媒ガスを圧縮することができると。だからコンプレッサーの負荷が減るので消費電力を削減することは可能だと。こういう理論らしいですね。理論というか、そういうことらしいんですよ。

それで、最大で35%削減できる。となると、これ3割安くなったら600万円も安くなっちゃうわけですよね、この3施設だけでも。全部というわけにはいかないかもしれないけど。いろんな方法があるということらしいんですよ、自然冷媒には。自然冷媒そのものにも、さつき答弁書にも書いてあつたけども、こういうもの、ああいうものがあると。しかし、今の施設、今のやり方のままで、その中身だけ代替フロンから自然冷媒にするというだけでできるということもあるらしいんですよ。

ですから、ぜひ電気料が上がっていく……。これから安くなるという見込みがあるのかどうか分かりませんけれども、このことについて研究して検討して、ぜひやってほしいと思っているんですけども、最後にちょっと検討してくれるかどうかお伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君）　今の御質問なんですけども、自然冷媒というのは、代替フロンの代わりとして有効な方法だと思っております。今後、建物を建てる際、総合的な観点で検討が必要かと思ってございますが、補助金の導入については、現時点では自治体の動向なんかを注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君に申し上げます。質問時間が残り2分となっております。質問内容をまとめていただき、時間内に終了していただけるよう再質問してください。

それでは、14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　さっき、一番最後の4番目の質問ですけど、補助金制度どうかという

話をしたんですけど、町独自ではなかなか難しいという答弁がありましたけども、それは分かっています。ただ、これは農林水産省、経済産業省、国土交通省等の連携事業でいろいろコールドチェーン——コールドチェーンというらしいですね、コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン、脱炭素化推進事業ということで、そういった補助金のメニューがあって、そういうものは、もちろん町が取り入れると同時に、民間の企業にも紹介すると。そういう形でやっていただきたいということを申し上げまして、長々とお話ししましたけれども一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで14番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番前田一輝君の一般質問を行います。

3番前田一輝君の質問を許します。登壇願います。

[3番前田一輝君登壇]

○3番（前田一輝君） 皆さん、おはようございます。令和7年、第1回定例会3日目、2人目の一般質問となります。よろしくお願いします。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

2025年がスタートし、もう早いもので2月も終わりに差しかかってまいりました。毎年この時期に全国で共通の大きな恒例行事となっているのが確定申告だと思います。この阿見町役場でも確定申告相談会が設けられており、連日多くの町民の皆様が足を運んでいらっしゃいます。

本来、確定申告というのは個人事業主の方々が対象になることが多く、勤務先が毎月の給与から所得税等を天引きしてくれる源泉徴収制度によって納税している会社員などの企業に勤める方々は縁がないものがありました。そんな会社員の方々に確定申告が身近なものになったきっかけに、ふるさと納税があると思います。

ふるさと納税は2008年からスタートし、寄附額から2,000円を差し引いた残りの金額、一定上限までの残りの金額が寄附金控除となり、所得税・住民税の減税につながる。また、各自治体で多種多様な寄附返礼品があることからも、身近で人気な税制度となっております。

このふるさと納税は寄附者にとって、税制優遇のメリットがあるだけではなく、自治体にとっても貴重な自主財源の確保手段となっています。そのため、多くの自治体が特色ある返礼品の開発や寄附金の使い道を明確に示すことで寄附を集めようと努力しています。

茨城県内においては、昨年お米の品薄の影響で、一部の自治体が苦戦したものの、境町では、関東地方でトップクラスの受入額を記録し、この制度を最大限に活用していることが話題になっています。阿見町においても、地域資源の活用や魅力の発信を通じて、ふるさと納税の寄附額を増やすことが求められていると思います。

そこで、まずは現状の課題を整理し、今後の展望についてどのようにお考えになっているのか、次の5点についてお伺いいたします。

- 1、直近の寄附額及び寄附件数の推移はどのようになっていますか。
- 2、近隣の市町村と比較すると、阿見町の状況はどうなっていますか。
- 3、主要な返礼品の中で、特に人気のある商品の傾向はありますか。
- 4、現状における主な課題について、どのように認識されていますか。
- 5、町民が町外へ寄附した金額——流出額と、阿見町が受け取った寄附額の収支バランスはどうなっていますか。

以上5点をお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　前田議員の、ふるさと納税の現状と今後の展望についての質問にお答えいたします。

1点目の、直近の寄附額及び寄附件数の推移についてであります。

過去5年間のふるさと納税寄附額及び寄附件数を申し上げます。

令和元年度が749万3,000円で504件、令和2年度が3,624万6,000円で2,525件、令和3年度が7,129万792円で5,528件、令和4年度が1億4,514万1,000円で8,321件、令和5年度が1億2,066万3,000円で6,540件。また本年度につきましては1月31日時点で、6,382万4,000円で3,595件となっております。

2点目の、近隣の市町村と比較した本町の状況についてであります。

令和5年度のデータとなりますが、比較できるよう一般からの寄附を含めた実績額を申し上げます。

当町が約1億3,727万1,000円であるのに対し、土浦市が約6億2,079万3,000円、龍ヶ崎市が約2億5,364万7,000円、牛久市が約7億7,719万3,000円、つくば市が1億9,590万2,000円、稲敷市が約5億4,101万6,000円で、当町は、県南14市町村中、10番目となっております。

3点目の、主要な返礼品の中で特に人気がある商品の傾向についてであります。

令和5年度の実績は、町内企業のシーリングライトが最も人気のある商品であり、寄附額全

体の56.4%を占めておりました。また、例年上位を占める返礼品としましては、冷凍焼き芋やチーズ詰め合わせセット、大玉スイカ、完熟ブルーベリー、干し芋、シャインマスカット、グリーンメロンなどがあります。一方で、今年度に入り、米不足の影響を受け米の需要が高まったことで、ミルキークイーン等の返礼品も上位にランクインしております。

4点目の、現状における主な課題についてであります。

現状における主な課題につきましては、令和5年末において、シーリングライトを提供していた事業者が返礼品の提供を取りやめたことで、寄附額はそれまでの右肩上がりの状況から大きく落ち込んでおり、この現状を打開することであります。そのため、特に優先して取り組むべき課題としましては、新たな返礼品提供事業者の発掘、新規返礼品の開発、既存返礼品のブラッシュアップ、効果的な広告宣伝を行うことなどがあります。

5点目の、町民が町外へ寄附した金額と、本町が受け取った寄附額の収支バランスについてであります。

過去5年間における収支バランスを申し上げます。

令和元年度が2,968万6,000円のマイナス、令和2年度が1,439万4,000円のマイナス、令和3年度が180万2,000円のプラス、令和4年度が5,731万9,000円のプラス、令和5年度が1,662万6,000円のプラスとなっております。5年間の平均では633万3,000円のプラスとなっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 御答弁ありがとうございます。

収支のバランスのところが、過去5年間で見ると、令和元年・令和2年はマイナスで推移していたものが、令和3年以降プラスで収支バランスが起きているということは、町外に寄附額——税収が流出するばかりではないということで非常に安心しました。

そんな中、1億4,500万円という令和4年度をピークに、ふるさと納税の寄附額自体は下降傾向にありまして、県南14市町村の中でも10番目という低い推移に落ちていることは非常に危機感を感じるところでもございます。また、この危機感を持って、ふるさと納税について改善の余地があるということだと思っております。

それを踏まえて、再質問させていただきます。

まず、4点目の答弁の中で、シーリングライトを提供していた事業者が返礼品の提供を取りやめたということがございましたが、これが寄附額が大きく落ち込んだ原因であったということでありますが、その事業者が返礼品の提供を辞退した理由というのを教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

返礼品提供事業者が返礼品の生産拠点を海外に移したことと、令和5年10月に総務省が示した返礼品の地場産基準等のルールが厳格化されたことによりまして、返礼品提供辞退の申込みがあったものでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 提供を辞退した理由が、地場産基準等のルールの厳格化によるところで、生産地の変更ということでやむなく提供辞退したというような状況ですので、仕方がないかなと思うところではありますが、このシーリングライトの提供がなくなったというその影響は非常に大きく、次の手を考えていかないと、ふるさと納税の寄附額が当町では下がる一方のかなと思います。

そこで4点目の質問で、優先して取り組む課題として、新たな返礼品提供事業者の発掘、新規返礼品の開発、既存返礼品のブラッシュアップ、効果的な広告宣伝を行うこと、とのことでありましたが、それらの具体的な取組について教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

まず、新たな返礼品提供事業者の発掘の面では、現在、人気返礼品であります米や大玉スイカ、メロンなどの農作物の需要に対する供給量が追いついてない状況であることから、その供給数と提供事業者数を拡大させる必要がございます。

次に、新規返礼品の開発の面では、町内のゴルフ場やそのほかの体験メニューは、現地決済型の返礼品の提供が考えられることから、事業者と交渉を行ってまいります。また、工業団地立地企業等へのアプローチを行い、新たな返礼品の開発に取り組んでまいります。

次に、既存返礼品のブラッシュアップとしましては、農産物の食べ比べセットや定期便の設定などのバリエーションの拡大や、高額返礼品の強化などを行ってまいります。

さらに、効果的な広告宣伝の手法としましては、ポータルサイト内の情報の拡充及び有料広告掲載や、検索連動型広告などの活用にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） ありがとうございます。

人気の返礼品である農作物の供給が追いついていないというところに関しましては、流通の問題というのも少なからずあるのかなと思います。事業者の皆さんのが農作物を作つて、そこから多くの寄附者のもとへ届ける。こちらの負担もかなり大きいのではないかと思いますので、

そちらについても新たな課題として取り組んでいただければと、お願ひしたいと思います。

次に、今年度、中間事業者の見直しを行ったということをお聞きしましたが、町では、当事業者と返礼品の拡充については、どのように取り組んでいるのか教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君）　お答えいたします。

令和6年度途中にプロポーザル方式によりまして、県内でも実績のある中間事業者へ切替えを行いました。当事業者と毎月行うミーティングで直近実績の振り返りと検証を行った上で、米や果物などの効果の高い返礼品につきましては、町と中間事業者で直接生産者のところへ行き、返礼品拡充の取組を行っております。また、町内施設で提供できる体験メニューなどのサービスの掘り起こしや、他市町村での先進的な取組事例も積極的に取り入れ、返礼品の拡充を図ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君）　新たな中間事業者との取組については、ざっくりとは分かったんですけども、先ほど新規返礼品のところの話でもあったように、現地決済型の返礼品というようなお話を出ていましたが、この切替えを行った中間事業者との協議の中で、具体的に新たな商品の発掘はあったのか、そちらをちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君）　お答えいたします。

現在のところ、町ではゴルフ場をはじめ、乗馬や動物と触れ合える施設や飲食店等を対象に、中間事業者と協議しながら現地決済型返礼品の発掘及び開発に取り組んでいるところでございます。

また、昨年度は自動販売機型システムの導入を検討しておりましたが、今年度に入りまして、中間事業者等からの提案によりまして、返礼品提供事業者の事務的負担やコストが削減できるスマートフォン等を活用したシステムの導入を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君）　ちょっと現地決済型というのにあまり身近なところで……。私もそれやったことがないので、ちょっとイメージしづらいところはあるんですが、ゴルフ場や乗馬、動物と触れ合える施設、飲食店等で使えるということで、しかもそれを事務的負担やコストが削減できるスマートフォン等を活用した導入ができるということであれば、当町阿見町は、霞ヶ浦が近く自然も豊かで、アウトレットといった観光施設ですか予科練平和記念館といった文化施設

も多く存在し、PRができる町だと思っておりますので、こういったスマホ決済等を活用したシステム導入というのは早期に進めていただけたらというふうに思います。

ふるさと納税の来年度における目標金額というのはどのぐらいを考えているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君）　お答えいたします。

令和7年度のふるさと納税の目標額は、当初予算案に計上しておりますとおり2億円を目標としております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君）　ありがとうございます。

2億円という数字が出てきたんですけども、令和5年度の寄附額が1億2,066万3,000円、本年度、令和6年度につきましては、1月31日時点で6,382万円という答弁をいただいておりましたが、その数字から見ると、次年度目標2億円というのはかなりハードルが高い数字のように感じてしまっているのですが、その数字を現実的にしていくためにも、ふるさと納税のほかに、そのほかの取組として企業版ふるさと納税というものがあると思います。

この企業版ふるさと納税のこれまでの実績ですか、今後の展望について教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君）　お答えいたします。

実績としましては、令和3年度は150万円、令和4年度は110万円、令和5年度は280万円、令和6年度は、令和7年2月19日現在で250万円です。

納税拡充の取組としましては、令和5年度は町内6事業所へ、町長のトップセールスによります企業訪問を行いました。令和6年度は、町内に事業所がある企業の本社へ、これまでに7社、3月にも1社、町長が企業訪問を行う予定であります。

今後の展望といたしましては、令和7年度は毎月本社訪問を行い、寄附額増加に向けた取組を強化いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君）　企業版ふるさと納税の実績等ありがとうございます。

これ企業版ふるさと納税については、名前のとおり、企業に寄附をしてもらえるということで大きな寄附金額が期待でき、また企業サイドにとっても、これ個人のふるさと納税との違いとして寄附額の30%の損金算入ができる上に、最大で90%の税額控除を受けることができる

いうメリットがあると思います。税額控除は算出された支払うべき法人税等の税金から、直接控除することができるということで非常に大きな税優遇メリットを生み出す制度だと思います。

その反面で、企業にとっては、企業が所在する自治体に支払うべき税収がほかの市町村に流れる仕組みというような形になっておりますので、所在する自治体との関係性が深い企業にとってはハードルもあるのかなと思います。また、返礼品が、企業版ふるさと納税の場合は個人と違ってございませんので、町の取組に対して賛同していただくということが非常に大事な要素になっていると思います。

その中で、町長自らがトップセールスで足を運んでいただいていると、そして阿見町をPRし共感していただいているということは、寄附金を依頼する上では心強い取組になっているのではないかと思います。

そこで、町長自らが足を運んでいただいた際の先方の反応ですとか、こちら側の町サイドの感想等を、ぜひ町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　お答えいたします。

企業版ふるさと納税と返礼品ありのふるさと納税については、私が、返礼品のあるほうですけれども、1期目の公約で、ふるさと納税の拡充というようなことでうたってございますので、まず取組といたしましては、当初の予科練平和記念館の回数券だけだった返礼品を伸ばさなくちゃいけないということで、まず返礼品の宝探しを行いました。

現在300弱の返礼品になったと思いますけれども、そういったそろってきたものですから、町内に3つの工業団地がありまして、そこへまず返礼品付のふるさと納税、それから企業版ができて、あとは企業版のふるさと納税についてのお願いにも上がってございます。

やはり私が自ら出向くことで、企業さんも物すごく歓迎をしてくれるということもございます。これまでチラシを発送するだけのものでありましたけれども、行くことによって寄附の使い道等についても申し上げができるということで、行ったかいがあったなというふうに思っております。

実績につきましては、まだまだ足りませんけれども、出てきておりますけれども、1月に東京都内の本社がある企業さん……、行くわけですから、できれば社長さん、また役員さんにお会いしたいということで、こちらの阿見町内の工業団地の工場長を含めてアポを取っていただいて、そこへお邪魔することになっております。やはり、行けばいろんな話をさせていただいて、町の現状、それからこれまでの長きにわたっての工業団地に立地している企業さんへのお礼も含めて話してくるということは大事なことかなというふうに思っています。1月29日に東京、それから2月14日、この日に関西方面ということでお邪魔しました。本当に皆さん

快く受け入れてくれまして、内容についても、私からすると、こんなすばらしい会社が町内に立地してくれているなというふうなことと、それから今の企業さんの現状、それから将来像、こういったものもお聞きすることによって、大変有意義な時間となりました。

これからも、この企業版ふるさと納税についても令和6年度で終了ということでありましたけれども、また3年ぐらい延長するということありますから、引き続き企業回りをさせていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 町長、ありがとうございます。企業版のふるさと納税に足を運んで、現地の社長さんたち……。関西方面にまで足を運んでいただいて、非常に今後前向きな形に進んでいくのではないかなと思っております。

最後に、このふるさと納税につきまして、町長自ら、この阿見町がどのように今後活用していく、今後どのような重要度の高いものになっていくのかというところで、町長の思いをお尋ねして終わりにしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） このふるさと納税制度については、私は個人的には、住んでいる地域でお世話になっているわけですから、そこに納税するのが当たり前ではないかというふうに思つておりましたけれども、町長になって、この制度があるんであれば、やはりどんどん出ていってしまいますから、やはりとんとんぐらいにはしなくちゃいけないと思いながら始まっておりました。

ところが、これからいろいろなところで財源を確保しなくちゃいけないというふうに思います。議員の皆様からいろんな御要望もいただいております。また、町長と語る会等で、住民の皆様からもいろいろな御提案、御要望もございます。そういうことに、やっぱりひもづけとして財源を確保しなければいけないという、これは行政の使命だというふうに思います。

この制度をしっかりと使って、また今度、県内でも実績のある中間の事業者と契約ができましたので、先ほどある説明がありましたけれども、この宝を探したものをどうやって効果的に全国にPRしていくかというようなことで、御意見を伺いながら拡大をしていきたいというふうに思っております。

この事業者はプロポーザルで契約しましたけれども、県内で物すごい実績があります。きっと県内の上位は、みんなこの業者さんとの関わり合いがあるというところであります、返礼品もそろってございます。まだまだきっと300弱では足りないんじゃないかな、この倍ぐらいにしなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

先日、境町の町長と話をしましたけど、99億円から54億円に落ちてしまったと嘆いていましたけども、54億円です。半分としても、もう20億円以上になってきますので、この辺のところを新たな財源確保ということで、しっかりとやっていきたいと。今、目標2億円というような話ありましたけれども、補正予算を組んで、どんどんこれが上がっていくような形にしていきたいというふうに思っています。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） ありがとうございました。まさに今町長がおっしゃったように、補正予算が組まれるぐらい寄附額が集まることを期待して。また、私事ではありますが、私も税理士事務所に勤務していたことがありまして、その際はお客様たちに、ぜひ減税を、節税をしたほうがいいというお話をよくして、ふるさと納税を勧めてまいりましたが、今、議員という立場になって町の税収を考えるという立場から、今回は非常に勉強させていただきました。ぜひ今後とも、私たちも一緒になって勉強して取り組んでいきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで3番前田一輝君の質問を終わります。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は、2点について一般質問を行います。

1点目は、阿見町の水道、下水道の現状はどうなっているのかという問題でございます。阿見町の水道加入世帯、人口はどうなっているのか。

2点目、下水道の加入世帯、人口はどうなっているのか。

また、上下水道それぞれの管路の延長、耐用年数はどうなっているかについて質問をいたします。

2つ目は……。

○議長（野口雅弘君） いや、1つ。

○18番（細田正幸君） 1点ずつやりますか。

○議長（野口雅弘君） うん、1点ずつ。

○18番（細田正幸君） はい。水道については、40年の耐用年数があります。下水道については、50年の耐用年数がございます。阿見町の現状は、それぞれ耐用年数比でどうなっているのか質問をいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願いま

す。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 細田議員の、阿見町の水道、下水道の現状はどうなっているのかについての質問にお答えいたします。

1点目の水道加入世帯、人口についてであります。

当町水道事業の令和5年度末時点における給水世帯は1万9,954世帯で、給水人口は4万4,827人となり、給水普及率は89.7%となっております。

2点目の下水道の加入世帯についてであります。

当町下水道事業の令和5年度末時点における公共下水道及び農業集落排水の利用状況は、公共下水道の接続件数が1万6,321件で、利用者数は3万5,407人であります。また、農業集落排水の接続件数が582件で、利用者数は1,661人であります。これら2つを合わせて、町民の75.1%が下水道を利用しております。

3点目の、それぞれの管路の延長、耐用年数についてであります。

町の水道管路の総延長は、令和5年度末時点で約401キロメートルとなっており、法定耐用年数は40年であります。耐用年数を超過している水道管路は約20キロメートルで、総延長に占める割合は約5%です。

また、下水道管路の総延長は、令和5年度末時点で約282キロメートルとなっており、耐用年数は50年であります。耐用年数を超過している下水道管路は、現時点ではありません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 上水道の加入率が89.7%、耐用年数が総延長の5%あると。あと下水道管については、耐用年数についてではないというような話でございましたけれども、今後、耐用年数が40年を切れたものについては、それぞれ布設替えをすると思うんですが、その点、布設替えに対する予算と、国や県の補助の割合というのは、どんなふうになっているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長堀越多美男君。

○上下水道課長（堀越多美男君） お答えいたします。

今後の上下水道管の更新の予算につきましては、今後、いろいろと状況を勘案しながら、財政計画等と併せて、予算のほうは検討していきたいと考えております。まず、いろいろと安全第一な方向では検討していく予定でございます。

また、国の補助金につきましては、下水道のほうは、現時点で更新に伴う国費が2分の1という規定がございます。水道につきましては、ちょっと今現在対応可能な補助金はございませ

んが、今後広域化等の中でいろいろ補助金が充当可能であれば、その辺りを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 下水道については、2分の1の補助があると。上水道については、補助が今のところ確定していないということでございますけれども、どちらも公共のものであるし、町民の生活にとっては必需品なので、上水道についても国・県あたりの補助が出るよう運動してもらいたいというふうに思います。

そういう点はどうなんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長堀越多美男君。

○上下水道課長（堀越多美男君） お答えいたします。

まず県のほうに対しまして、いろいろと協議はしていきたいと思いますが、やはり国の制度でございますので、なかなか、何でいいですか、簡単に改善できるものではないかと思うんですが、ただ、先ほどお話しさせていただきました広域化の中での交付金の活用、この辺りを中心に、いろいろ今後こういった更新に充てられないかを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今後広域化で補助も考えていくというようなことでございますけれども、なるべく町の支出が少ないような対応を取ってもらいたいというふうに思います。

上下水道については以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 2点目の質問は、軽い難聴の高齢者を対象とした補聴器購入費の助成制度の導入についてでございます。

軽い難聴の高齢者を対象に、補聴器の購入費を助成する制度を阿見町でもつくってはどうかという問題でございます。

補聴器は1台当たり10万円から30万円いたしますが、助成する自治体が県内でも増えています。阿見町でも補聴器の助成について具体的に検討したらどうかというふうに思います。今、茨城県内で助成している市町村は10市町村あるということですけれども、市町村名と幾ら助成しているのか分かりましたら、お答えを願います。

○議長（野口雅弘君） 今のは通告外なので、後でもう一度質問してください。その件は、10市町村は。

○18番（細田正幸君） いや、分かれば。

○議長（野口雅弘君） 町長答弁には入ってないんで。

○18番（細田正幸君） そうなのか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 先ほどの後段の話は、後で担当課から説明させますので再質問してください。

軽い難聴の高齢者を対象とした補聴器購入費の助成制度の導入についての質問にお答えいたします。

令和元年に世界保健機関——WHOが発表した認知症予防ガイドラインにおいて、認知機能低下及び認知症リスク低減に向けた推奨項目の1つに難聴の管理が示されており、難聴を適時に発見して治療することや、難聴のある高齢者への補聴器の提供が推奨されています。

難聴の予防には、騒音など大きな音が常時出ている場所を避けるなど、耳に優しい生活を心がけることや、老化を遅らせるための生活習慣の見直しが挙げられます。

当町では、難聴が認知症のリスク因子の1つであることを解説したパンフレットを高齢福祉課の窓口に設置するなどして、認知症予防について啓発を行っております。予防のためには様々な対策が必要と考えておりますので、御提案の補聴器購入の補助につきましては、前向きに、他市町村の動向を注視しながら調査・検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 難聴への補助については前向きに検討しますということなので。茨城県内でも10市町村が補助を出しておりますので、阿見町でも早急に補助を出すように町長の英断をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（野口雅弘君） 聞かなくていいですか。

○18番（細田正幸君） 回答ありますか。

○議長（野口雅弘君） 保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） それでは、先ほどの、今実施している県内の10市町村ということでお答えしたいと思います。

現在実施している市町村は、土浦市、つくば市、龍ヶ崎市、稲敷市、筑西市、古河市、常総市、それから城里町、大洗町、東海村の10市町村でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今発表がありましたように、県内で10市町村が補助を出しているということですので、阿見町でも、町長が前向きに検討するということですので、早急に補助が

出るよういに要求をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（野口雅弘君） これで18番細田正幸君の質問を終わります。

ただいま、答弁の修正があるということなので、人事課長齋藤明君。

○人事課長（齋藤明君） 先ほどの海野議員のマッチング理論の答弁の中で、総務省のアンケート調査において、当町の1か月以上療養休暇等を取得した職員の数を10%以上と申し上げてしましたが、10人以上の間違いました。本年度は14人ですので、5段階区分のうち10人以上15人未満の、上から3段目の区分となります。

お詫びして訂正いたします。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時59分散会

第 4 号

[2 月 28 日]

令和7年第1回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和7年2月28日（第4日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	筧田聰君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

11番	石引大介君
16番	久保谷実君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮崎智彦君
町長公室長	井上稔君
総務部長	平岡正裕君

町民生活部長	竹之内 英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
秘書広聴課長兼 広報聯絡室長	小倉貴一君
人事課長	齋藤明君
行政経営課長	黒岩孝君
町民活動課長兼 男女共同参画室長兼 町民活動センター所長兼 男女共同参画センター所長	浅野奉子君
防災危機管理課長	安室公一君
生活環境課長	村上馨君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	村山幸二君
都市整備課長	糸賀隆之君
生涯学習課長	野口和之君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野友浩君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和 7 年第 1 回阿見町議会定例会

議事日程第 4 号

令和 7 年 2 月 28 日 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和7年第1回定例会

一般質問3日目（令和7年2月28日）

発言者	質問の趣旨	答弁者
1. 小川 秀和	1. 阿見町のカーボンニュートラルの取り組みについて 2. ペットの飼い主のモラル向上の促進について	町長 町長
2. 栗原 宜行	1. 阿見町の財政は健全か 2. 職員の働く環境は改善したか	町長 町長・教育長
3. 武藤 次男	1. 行政区区長の職務について 2. 子ども会育成会の今後について	町長 教育長
4. 栗田 敏昌	1. 豪雨災害における当町の対策について	町長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に關係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、4番小川秀和君の一般質問を行います。

4番小川秀和君の質問を許します。登壇願います。

[4番小川秀和君登壇]

○4番（小川秀和君） 皆さん、おはようございます。前回に引き続きまして、最終日トップバッターでやらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

阿見町のカーボンニュートラル事業の取り組みについてお伺いいたします。

脱炭素に向けた動きは世界的に加速しております。資源エネルギー庁のホームページでは、2021年11月時点での、154か国1地域が2050年までにカーボンニュートラルの実現を表明しているとのことです。阿見町も令和4年6月にゼロカーボンシティ宣言をしており、全国の自治体

でも、令和6年12月27日現在、1,127の自治体がゼロカーボンシティ宣言を含め、二酸化炭素排出実質ゼロを表明しております。

環境省のホームページには、国の2030年までの野心的な目標として、46%の温室効果ガス削減（2013年度比）と、そしてさらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとあります。また国は、2050年を待たずにカーボンニュートラルの実現をすべく、様々な取組を進めるとのことです。自治体の取組を応援しながら具体的な推進をしていく情勢になっており、その自治体の地域性に合った脱炭素事業に対する様々な補助金も用意しております。

この制度を効果的に活用するために、地域全体の温室効果ガス排出量の実質的削減計画である温暖化対策実行計画・区域施策編の策定、自然環境の保全や地域の強靭化や、安心安全なまちづくりに向けた計画である気候変動適応計画、また、再生可能エネルギー導入に向けて検証する再生可能エネルギービジョンなど、策定をしたほうがよい計画があり、茨城県内でも策定を終え、さらに計画を推進している自治体が増えてきました。

そこで、脱炭素社会の実現に向けた、阿見町として今後のカーボンニュートラル事業の取組についてお伺いいたします。

1つ目として、阿見町でも令和4年にゼロカーボンシティ宣言をしましたが、町としてこれまでどのような取組をしてきましたか。

2つ目として、県内でも国の施策に基づいた官民一体となっての事業で、国の補助金などを使いカーボンニュートラルに取り組んでいる自治体がありますが、町として今後どのように取り組む計画はありますか。

以上2問、お伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

小川議員の、阿見町のカーボンニュートラルの取り組みについての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町でも令和4年にゼロカーボンシティ宣言をしましたが、町としてこれまでどのような取組をしてきましたかについてであります。

当町では、町全体として温室効果ガス排出削減を推進するため、令和4年6月にゼロカーボンシティを宣言し、様々な取組を進めております。令和4年度におきましては「あみの自然大好きシンポジウム」を開催し、茨城大学前学長の三村信男名誉教授による基調講演「温暖化と私たちの生活」を実施し、子供たちを含め多くの方々に御参加いただきました。

令和5年度からは、町民を対象とした地球温暖化防止に向けた取組として、エアコン、冷蔵

庫等、電力消費の多い家電から省エネ・節電を始めるエコライフキャンペーンを実施しております。併せて11月のエコドライブ推進月間においては、町内企業にお勤めの方を対象として、自動車運転時の燃料消費量や排出される二酸化炭素を削減するためのエコドライブキャンペーンを実践いただいており、令和5年度は参加者数135人、二酸化炭素削減量234キログラム、令和6年度は参加者数161人、二酸化炭素削減量896キログラムとなっております。

また、町施設等を対象とした地球温暖化対策実行計画の事務事業編を策定し、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでおり、具体的には、公用車への電気自動車の導入、令和7年3月竣工の本郷小学校区放課後児童クラブ及び令和8年4月開館予定の子育て支援総合センターへの太陽光発電設備の設置など、エネルギー消費量を抑え、環境に配慮した取組を推進しております。

2点目の、国の施策に基づき官民一体となって国の補助金などを使いカーボンニュートラルに取り組む計画はありますかについてであります。

今後は、国の補助制度を活用し、阿見町の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画となる阿見町地球温暖化対策実行計画・区域施策編を策定し、その後の実効性のあるゼロカーボンシティの実現に向けた施策展開につなげてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは、再質問をさせていただきます。

阿見町地球温暖化対策実行計画・事務事業編のほうですが、これまでの成果、また目標のほうを教えていただければと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

地球温暖化対策実行計画の事務事業編は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく自治体施設における温室効果ガス排出の抑制を推進する計画となってございます。

当町におきましても、平成14年度に当計画に着手いたしまして、令和元年から令和5年度を計画期間といたします第4期実行計画において、二酸化炭素換算による温室効果ガス排出量の5%削減を目指しまして、平成29年度実績の95%相当になります2,938トンの目標値を設定したところでございます。令和5年度の排出量の実績は2,854トンに抑えられましたので、目標を84トン上回る削減を成功しているところでございます。

令和6年2月に策定いたしました第5期実行計画においては、令和10年度の温室効果ガス排出量の削減目標を2,297トンに設定いたしまして、カーボンニュートラルの実現に向けた取組

を今後も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） ありがとうございます。84トンも抑えていただいたということで、本当に御苦労があったと思います。ありがとうございます。

続きまして、今の御答弁でありました、今後、阿見町地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定されるとのことですけれども、この策定に当たって、かなり専門的な知識が必要かと思います。この策定を推進するに当たって、国、ほかの市町村、また専門の関係団体などとの連携とか、あと具体的な動きはありますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境課長村上馨君。

○生活環境課長（村上馨君） お答えします。

地球温暖化対策実行計画の区域施策編は、町全体の総合的な温室効果ガス削減を推進していく計画であります。近隣の自治体においても計画の策定が進められていることから、当町でも、環境省の策定実施マニュアルなどを参考といたしまして計画策定のプロセス等を思案しているところでございます。今後は先進自治体等の実施状況等を参考といたしまして、国・県や専門性のある団体等との連携を図りながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 今、近隣自治体のお話もされました、この区域施策編ですが、近隣自治体ではどちらの自治体が策定を進めていますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境課長村上馨君。

○生活環境課長（村上馨君） お答えします。

近隣自治体の地球温暖化対策実行計画・区域施策編の策定状況ですが、環境省のホームページから、稲敷市、つくば市、牛久市、土浦市、龍ヶ崎市などが確認できました。

以上になります。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） いろいろホームページで調べられて、また、いろいろ調査されているかとは思うんですけども、今調査されている自治体で特徴的な取組、または興味深い取組などがありましたら、ぜひお答えいただきたいんですが。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境課長村上馨君。

○生活環境課長（村上馨君） お答えします。

特徴的な取組、興味深い取組ということで、ちょっと何点か。

稻敷市では、防災拠点の形成に関する施策につながるものとし、公共施設を核に、平常時・非常時の両方を見据えたマイクログリッドの構築などが示されております。

また、つくば市では、低炭素モビリティの普及促進として、市民や事業者による公共交通やレンタサイクル等の利用を促進するため、最適な情報やサービスなどを提供していくといったことがうたわれておりました。あと、つくば市ですが、自家用車利用から転換を図っていくこととして、EV等の低炭素自動車の普及に関連する、現状に合った効果的な補助制度を検討していくとありました。

今後、これらの取組について、実施状況も含め研究させていただきたいと考えてございます。
以上になります。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） やはりその地域性に合った取組がされているかと思います。

それでは、国の補助制度の活用を視野に施策展開につなげるというふうに御答弁いただきましたが、この補助制度を効果的に活用するためには、先ほどお話しました気候変動適応計画の策定、また、再エネビジョンの策定、そういうふうな流れになると思います。策定まで、ある程度の期間がかかると思いますが、これから計画の流れ、または目標があればお聞かせください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） まず、今回御質問いただいています再エネビジョンについて簡単に御説明させていただきますけども、地域における再生可能エネルギーの可能性を検証いたしまして、再生可能エネルギーの導入、普及に向けた事業者、住民、行政が共に進むべき方向を提案して、資源の有効活用を進めていく脱炭素社会に向けた当町の将来像を示すものとなってございます。

この再生可能エネルギービジョンの策定には、町全体の計画となります地球温暖化対策実行計画・区域施策編、そして、当町の自然、経済、社会等の観点から、状況に応じた気候変動に適応できる気候変動適応計画の策定が必要となるところでございます。

現在、阿見町ではその辺の準備がまだ進んでございませんので、県内でも計画が策定している自治体も増えているところでございますから、国補助制度の活用等の先進事例等を調査しながら、今後研究を進め、今後の対応を検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 阿見町の状況が今よく分かりました。

それでは最後にちょっとお聞きしたいんですけども、これ、ちなみにいつぐらいからスター

トするおつもりでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境課長村上馨君。

○生活環境課長（村上馨君）　お答えします。

気候変動適応計画につきましては、関係各課と連携しながら早期に着手したいと考えてございます。

以上になります。

○議長（野口雅弘君）　4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君）　早期にぜひやっていただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

自治体での脱炭素事業ですが、温室効果ガスの削減だけではなく、自然環境の保全、地域の強靭化など得られるものが多いと思われます。執行部の皆様には御苦労をおかけしますが、どうかよろしくお願ひいたします。

1つ目の質問を終わりにします。

○議長（野口雅弘君）　4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君）　それでは、ペットの飼い主のモラル向上推進についてお伺いします。

阿見町でも世帯の増加に比例し、犬の登録件数が令和元年には2,693頭、令和5年には3,041頭に上っております。犬の散歩をしている方は、いつもふんの始末用の袋を持参していると思います。しかし、私自身も公園等で犬のふんが落ちていることを見ることが多くなりました。地域の方からも、家の前や道路、公園内で犬のふんの始末をしていない方がいて大変迷惑しているというお話を聞きします。

県には年間約7,000件の犬猫に関する苦情や相談が寄せられているとのことです。そして、そのほとんどが犬のふんの放置、または放し飼いなどに対するものだそうです。

また、阿見町には阿見町環境美化条例があります。飼い犬のふんの放置の禁止等についても書かれていますが、条例を知らない方もいらっしゃるのではないかと思います。ペットと共生を送るため、また、近所の方や動物の苦手な方に配慮した飼い方を含め、快適な生活環境と清潔で美しいまちづくりの実現のため、次の質問についてお伺いします。

1つ目、犬のふんが家の前や道路、公園に落ちているとの声をよく聞きます。町にペットに関する苦情はどの程度ありますか。また、主な内容はどういったものですか。

2つ目、ペットのふんは飼い主がきちんと処理するのがマナーであり、阿見町環境美化条例第38条にも飼い犬のふんの放置の禁止が定められていますが、今後、飼い主への効果的な周知をどのようにしていきますか。

3つ目、阿見町環境美化条例第38条において、ふんを放置してはならないと規定されていま

ですが、行うべきことが分かりやすくなるよう、ふんを回収し持ち帰らなければならないなどの具体的な表現にすべきではないでしょうか。

4つ目、県内でも勧告や命令、また、より厳しい罰則などの措置を取っている自治体がありますが、今後町としてこのような措置を考えていますか。

以上であります。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　ペットの飼い主のモラル向上の促進についての質問にお答えいたします。

1点目の、犬のふんが家の前や道路、公園に落ちているとの声をよく聞くが、町にペットに関する苦情はどの程度あるか。また、主な内容はどういったものかについてであります。

当町では、犬の飼い方などについての啓発を行うなど、飼い主の意識向上を図り、地域の環境保全と美化に努めています。しかしながら、路上等に放置された犬のふん等に関する苦情が町にも寄せられております。

令和4年度の苦情は17件で、主な内容は犬のふん尿が5件、迷い犬が4件、鳴き声が3件。令和5年度の苦情は25件で、主な内容は飼い方が5件、鳴き声が5件、犬のふん尿が4件。令和6年度の1月末までの苦情は26件で、主な内容は迷い犬が7件、犬のふん尿が4件、鳴き声が4件となっております。

2点目の、ペットのふんは飼い主がきちんと処理するのがマナーであり、阿見町環境美化条例第38条にも定められているが、今後飼い主への効果的な周知をどのようにしていくかについてであります。

人と動物が共に生きていく社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが大切となります。当町では、ふんの持ち帰りの啓発看板を無料配布し、回覧等で適正な飼養の呼びかけのほか、「飼い主のルールとマナー」、「飼い主の義務7箇条」など、周囲に迷惑をかけず、ペットと楽しく暮らすための基本原則が記載されたチラシを犬の登録時に飼い主に配布し、また、広報紙やあみメールにおいて同様の内容を広く周知しております。今後は、毎年行われる狂犬病集団予防接種会場においても、前述したチラシ等を配布することを検討してまいります。

3点目の、阿見町環境美化条例第38条において、ふんを放置してはならないと規定されているが、ふんを回収し、持ち帰らなければならないなどの具体的な表現にすべきではないかについてであります。

御提案のありました具体的な表現に条文を改めることについてでありますが、まずは、ふんの処理方法の具体例を紹介するチラシ等を作成して、町内の各施設やイベントで配布するほか、町広報やあみメール発信など広く周知いたしまして、犬のふん対応に関する飼い主の意識を高め、マナー向上を図ってまいりたいと考えております。その上で、その効果を踏まえ、条例の

改正については検討してまいります。

4点目の、県内でも勧告や命令、また、より厳しい罰則などの措置を取っている自治体があるが、今後町としてこのような措置を考えているかについてであります。

環境美化条例より厳しく規制している飼い犬のふん便に特化した条例を調査したところ、県内の3市において、飼い犬のふん便等の防止に関する条例が施行されており、この条例には罰則の規定が盛り込まれております。

当町におきましても、罰則を設けることで、一時的にふんの放置が減少する効果は期待できますが、まずは飼い主の方にマナーを理解していただくための啓発活動を実施し、注意喚起に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 今ありました今後の周知方法として、「飼い主の義務7箇条」を毎年の予防接種会場で配布することになりましたが、こちらはペットを飼い始める方への内容が濃いかと思います。また、再配の、新たに配るチラシに関しては、1点目でお答えいただいた苦情の多いものに特化した内容にしてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

環境省で推奨しております「飼い主の義務7箇条」、こちらはペットの命を預かる責任、そしてルールやマナーを守り迷惑をかけない責任などについて記載されており、ペットの飼い方を周知するもので、ふんの処理の具体的な方法は記載されてございません。

今後、先ほど答弁をさせていただきましたが、新しいチラシを作る際におきましては、他自治体のチラシや条例等の表現を参考といたしまして、例えば、飼い犬のふんを処理する用具を携帯するとか、善意で犬のふんを片づけている人がいるなどの処理方法を具体的に記載したり、地域で迷惑を受けている人などの情報を記載しながら、チラシを作成していきたいと思っております。

今後も先進事例等を調査研究しながら、犬の散歩時のマナー向上につなげていければと考えているところです。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

周知の方法ですけれども、町内公園での注意書きの看板が少ないように感じるんですが、場所にもありますが、県内外からの観光の方も多くいらっしゃっております。その方々のこと

考慮して、多くの方への周知のために看板を少し増やしてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境課長村上馨君。

○生活環境課長（村上馨君）　お答えします。

町が管理する公共施設における注意喚起の看板は、生活環境課にて作成しまして各施設管理者との連携により設置しております。公園内の注意書きや看板につきましても、公園管理者が設置しておりますが、公園に限らず景観を損なうなどの意見もあります。掲示する場所や枚数などのバランスに考慮して設置している状況となります。

来町者にも考慮した町内周知につきましては、引き続き各施設を管理する担当部署と連携しながら対応してまいります。

以上になります。

○議長（野口雅弘君）　4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君）　ありがとうございます。

最後の質問なんですかけども、このペットのふん便に関して、あみメール、公式LINE等で定期的に周知してはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君）　お答えさせていただきます。

当町におきましては、現在、動物愛護といたしまして、犬の登録と狂犬病集団予防接種や犬のしつけ教室などの事業を毎年実施し、広報あみ等で案内しているところでございます。今後、これらの事業を紹介する際には、ペットのふんの対応等を広報紙に掲載しながら定期的に周知したいと考えるとともに、あみメール等の活用も併せて検討してまいります。

以上になります。

○議長（野口雅弘君）　4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君）　ありがとうございました。ぜひよろしくお願ひいたします。快適な生活環境と清潔で美しいまちづくりのため、また、公園などでも小さなお子様が安心安全に過ごせますよう、これからもよろしくお願ひいたします。

以上で、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（野口雅弘君）　これで4番小川秀和君の質問を終わります。

次に、13番栗原宜行君の一般質問を行います。

13番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

[13番栗原宜行君登壇]

○13番（栗原宜行君）　皆さん、おはようございます。栗原宜行でございます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

本日、私は阿見町の財政について伺います。

国の新年度予算を決める実質的な審議が、1月31日、衆議院予算委員会で始まりました。一般会計の総額は115兆円余りと過去最大の予算案となっています。令和7年度予算フレームでは、歳出歳入は、前年度より2兆9,698億円多い115兆5,415億円となっています。令和6年度の原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の1兆円は残念ながら削減されますが、地方交付税交付金等は、前年度より1兆2,921億円多い19兆784億円となっています。

阿見町におきましても、今月25日から開会されました定例会において、全議員が出席する予算決算特別委員会を3日間開催し、国の予算と同様に過去最大の予算規模となった新年度予算を慎重に審議いたします。

しかし、国の借金は、昨年12月末時点では過去最大の1,317兆円となっています。これは国民1人当たりの借金額が単純計算で1,063万円となり、今年度3月末の国の借金はさらに膨らみ、1,351兆円に達すると見込まれています。地方もまた財政状況は厳しさを増しているのが現状です。

そこで、阿見町の財政は健全かについて質問をいたします。

1、阿見町の財政状況は現在どのようになっていますか。また、過去10年間どのように推移していますか。

2、中長期財政計画はどのようになっていますか。

3、総務省の令和6年度地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等についての事務連絡は、阿見町の予算編成にどのような影響がありますか。また、加味した点はありますか。

4、予算編成はどのような方式で編成しているのですか。

5、担当部署の予算執行の工夫で決算が黒字の場合、翌年度の予算枠に追加するインセンティブ制度の導入について検討していますか。

6、財政運営に関する条例や行財政改革推進に関する条例はありますか。

7、特定財源の確保について、どのように取り組んでいますか。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　栗原議員の、阿見町の財政は健全かについての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町の財政状況は現在どのようになっているか。また、過去10年間どのように推移しているかについてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公表を義務づけられている健全化判断比率の令和5年度の状況は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は比率なし、実質公債費比率は4.6%となっており、県平均の6.6%を下回っております。

過去10年間の推移は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は10年間比率なし、実質公債費比率は平成25年度から順に、7.2%、5.7%、5.0%、4.7%、5.3%、5.0%、4.6%、3.9%、3.9%、4.2%、令和5年度が4.6%で、全ての年度において県平均を下回っております。

2点目の、中長期財政計画はどのようにになっているかについてであります。

11月の全員協議会の際にお示ししておりますとおり、人件費、物件費などの経常経費や3か年実施計画事業の増加により、令和7年度から令和9年度まで財政調整基金を繰り入れる計画となっております。

3点目の、総務省の事務連絡は阿見町の予算編成にどのような影響があるか、また、加味した点は何かについてであります。

例年、地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等についての事務連絡が示されるときには既に予算編成作業は終了しているため、新たな財源措置等が盛り込まれた場合には補正予算で対応することとなります。

令和7年度におきましては新たにデジタル活用推進事業債の創設が盛り込まれておりますので、積極的に活用していきたいと考えております。

4点目の、予算編成はどのように方式で編成しているかについてであります。

3か年実施計画以外の経常経費分につきましては、一件査定方式によって編成をしております。

5点目の、担当部署の予算執行の工夫で決算が黒字の場合、翌年度の予算枠に追加するインセンティブ制度の導入について検討しているかについてであります。

枠予算方式は取っておりませんので、インセンティブ制度の導入については考えておりませんが、予算編成時において、工夫をして経費削減を図った場合に、ほかの予算の増額を認めております。

6点目の、財政運営に関する条例や行財政改革推進に関する条例はあるかについてであります。

財政運営や行財政改革推進に関する条例はございません。

7点目の、特定財源の確保についてどのように取り組んでいるかについてであります。

特定財源の確保については、ふるさと納税の增收を図るため体制強化等を行っております。また、令和7年度に整備予定の子育て支援総合センターにおいて、ネーミングライツの導入を検討しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質問のほうさせていただきます。

まず1問目に関連するんですけれども、御答弁の中で実質公債費比率が、直近10年間の推移ではずっと下がっていますよということでございました。令和5年度も4.6%、おおむね良好ですということですね。ただし、令和3年度から上昇に転じているんですけども、この理由については、なぜでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

実質公債費比率の計算の基礎となる公債費の増加によるものでございます。近年の推移を申し上げますと、令和2年度13億8,000万円、令和3年度14億9,000万円、令和4年度15億9,000万円、令和5年度16億3,000万円となっております。

増加の要因といたしましては、小学校の新設で借り入れた起債の元金償還が始まったことによるものです。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

今、部長のほうから御説明がありました。上がったとしても4.6%。当初、10年前ですが7%ぐらいありましたので、それに比べると……。その理由についても、分かったということなので安心をしました。

それと、実質赤字比率と連結実質赤字比率、また将来負担比率が、この10年間比率なしということになっておりますけども、この理由についてもお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支額の黒字により、また連結赤字比率は一般会計に加え、特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金剰余金の黒字により、比率なしとなっております。

将来負担比率につきましては、基金等の充当可能財源が公債残高、退職手当負担見込額といった将来にわたる義務的経費の合計を上回ったことにより、比率なしとなっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それで、あと数字が4.6%ということでいいんですけども、茨城県内44市町村の中で、阿見町よりも財政状況がいい自治体がいっぱいあります。阿見町は、県の公表した、令和4年度なんですけど、決算に基づく健全化判断比率の状況の中の実質公債費比率なんんですけども、阿見町は9番目になっていますね。

4.6%なんですけども、実は阿見町の上のところに那珂市さん、それから常陸太田市さん、神栖市さん、それから大子町さん、東海村さん、それから隣の牛久市さん、それから利根町さん。利根町さんは、阿見町が4.6%ですけども、1.3%なんですよね。日立市は、令和3年度まではマイナスだったんです。マイナスですよね、すごいですよね。令和4年度については0.1%なんですよね。

このように、まだまだ上を見ればいい自治体があるわけですけども、この財政健全化のために、今後どのような施策を検討しているのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） それではお答えいたします。

実質公債費比率を下げるためには、公債費の削減や基金の積み増しなどが考えられます。税収などの財源の確保、経常経費や3か年実施計画事業の削減をより一層強化していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） そういう形になりますよね。出ていくものを精査していくということと、そういう積み増しをしなきやいけないということですよね。

茨城県の場合は、県のほうのこの健全化判断比率の概要の中で、実質赤字及び連結実質赤字が生じた市町村は16年連続ないんですよね。実質公債費比率で元金償還等の増額によって、県平均としては0.1%増の6.4%になっているんですけども、早期健全化基準の25%の市町村は、これも16年間連続でないという格好になっています。

茨城県全体として、健全化判断比率の中で指摘されるようなところはないので、県全体としてもいい結果になっているんですが、今部長からお示しがあったように、そういう対策をやっていっていただきながら、町の健全化に進めていただきたいというふうに思っています。

それから2番目になりますけれども、この中長期財政計画とか中長期収支見通しを策定しているかどうか、それについて伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

3か年実施計画期間に合わせ、3年間の財政計画を作成しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 次に、昨年の11月、3か年実施計画は示されましたけれども、今御案内のとおり中長期財政計画については示されていないわけですよね。議会や住民に公表していないのはなぜですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

3か年実施計画を議会に提示した際の資料において、財政課作成の一般会計の財政見通しとして3か年の財政計画を御提示しております。しかしながら、今後は3か年実施計画とは別に、財政計画も議会及び住民に公表してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） この中長期財政計画、なぜ私がこだわるかというのは、3か年は当然出されるんですけども、ほかの自治体、例えば県内でも龍ヶ崎市さんなんかは、10年ぐらいのスパンで見通しを立てるわけですね。3年間の短いスパンじゃなくて、10年間こうだよということを住民の方にお示ししながら、議会でもこうだよということで、じゃあ3年間だけがいいんじゃないのね、10年間いいんだよねというのが分かるかどうかが大事なわけですね。それをしてないけれども、今、今後は考えますよということなんですけど。

そういう大事な中長期財政計画なんですが、予算編成のとき、毎年この過程で見直しをかけているのかどうかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

財政計画につきましては、直近の町の実態や国の動向などを反映させるため、毎年予算編成前にローリングで見直しを行っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それでは3問目、総務省の事務連絡に関してです。

総務省は、毎年、地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等の通知を出しているわけですが、関連するものがあれば補正で組みますよという御答弁でしたよね。あまりその活用状態が、活用していないというふうな格好なんでしょうか。それについて伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたように、当該年度の予算運営の参考として活用しております。
以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それでは、これ1月に総務省の通達が出るんですけども、当然1月
じゃ間に合わないよということなんでしょう。ただ年末に閣議決定をいろいろするわけです。
新年度予算の関連ですね。あと、地方六団体の要望として、例えば令和7年度予算編成及び地
方財政対策についてという形で要望が六団体からあるわけですよね。こういうことを事前準備
として、そういう面では活用はしないんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

年末に策定される地方財政計画は、市町村の財政運営に非常に大きな影響を与えるため、普
通交付税の積算などに活用し、当初予算に反映しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 国も地方も一般家庭も、お金のやりくりというのは変わらないん
ですよね。例えば、今回春闘でボーナスがこれだけ上がるよとかいろいろ情報が入るわけ
ですよね。マスコミからもそうですし、会社の労組からもあるでしょう。そういうことを確定は
しないんだけど、ありそうだよということが分かった中で、じゃあ車を新しく買い替えよう
とか、旅行に行こうよとかということで、少しずつ貯蓄をしていくわけですよ。そういうことを
敏感に一般の御家庭ではやられているわけですね。

それが、今御答弁ずっと伺っていると、やっているんだよって。それはやっているでしょう。
だけど、そこまでちゃんと自分のこととして考えておりますかということが、やっぱり大事な
んですよね。情報の活用はすごく大事なので、年末にやるから、1月にあるからじゃなくて、
一体国はどういう施策をするんだと。

先ほど言いましたけども、地方交付税については上がってる、1兆円も増えているわけです
よね。そういうことは必ずこっちに、阿見に影響あるなということをアンテナを敏感に張りな
がら、この事務通達については利用をお願いしたいと思っています。

あと、4番目の予算編成なんですけども、今回私が財政について質問するというふうになっ
たのは、ここ何年かずっと不用額が発生しているわけです。多額に発生しているわけです。令
和5年度の決算でも不用額が9億円発生しました。阿見町は毎年不用額が多いので、不用額を
削減して、予算の執行率を向上させるためにいろいろやらなきやいけないんですけども、その

取組はしていらっしゃるのかどうか。それについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君）　お答えいたします。

令和5年度で多額の不用額が発生した事業及び契約差金等により不用額の発生が見込まれる事業につきましては、担当課と協議しながら令和6年度の減額補正を行っております。また、経常経費につきましては、毎年予算ヒアリングなどを通じて不用額の圧縮を図っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　町民からも、国からも来た予算を、どういうふうに予算つくっていくということが大事なところですよね。

今、御答弁にあったように一件査定方式、大体多くの自治体でもやられているんですけども、枠予算、枠配分、いろんな方法がありますよと。その中で、去年の予算編成についてゼロベースにするだとか、シーリングをかけて2%、5%削減した中で組んでくださいとかという形でやられることもあるわけですけども、阿見町については、予算編成はゼロベース予算なのか、シーリングをかけているのかについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君）　お答えいたします。

ゼロベース予算でのシーリングはかけてはおりません。人件費、光熱費及び物価の高騰などにより、シーリングを行うには難しい状況であると考えております。しかしながら、毎年度予算編成方針の策定に当たり、シーリングを行うかについては判断してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　次、不用額の削減のために予算編成を検討すべきではないかというふうに思っているわけで、一件査定方式という形でずっと長年やられていると思うんですけども、新たな予算編成を検討すべきではないかというふうに私は思っています。それについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君）　お答えいたします。

不用額や経常経費の削減のためには、効果的で効率的な編成方法について調査検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 提案したいのは、私はもう枠、枠配分予算というんですかね。水戸市は、財源が減る一方の中で、新たな事業に対応するために、既定事業の取りやめや縮小が必要であると。スクラップ・アンド・ビルドを徹底していくためには、事業に対する深い理解と市民ニーズを的確に把握している事業担当部署に予算編成の権限を渡して、それぞれの責任と判断により予算を配分することが一番よい方法と考えて、平成18年から、実は水戸市では一件査定方式から枠配分方式に変えているんですよね。

それで阿見町も、予算編成の権限を事業に対して一番理解をしている、そして町民ニーズを的確に把握している事業担当部課に渡してみてはどうでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

阿見町も予算編成方針などでスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図っております。スクラップを行った課にはビルドも認めております。議員質問の枠配分を導入するには、部ごとに予算の調整を行う職員を配置する必要があると考えております。今後、調査検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ぜひ検討していただきたいと思います。

3年ぐらい前ですかね、教育委員会の予算について、積み上げ方式ではなくて、教育委員会にもうお任せして、そこでやってもらうと。結局は枠予算なんんですけども、それをするによって、どの学校にも一番分かっている方たちが予算を組めるわけですね。

ですから、何ていうんですかね、消耗品費とか備品費とかって、いろいろ問題があるわけ……。問題というか使い勝手が悪いわけですよね。だから決算で見ると、一番使っていただいているのが、教育委員会なわけですよ。分かっているところにお願いするというのが一番有効的なことだし、予算編成自体をそれぞれの部でやることによって、例えば財政に行っても、そういう予算部局に行っても、誰が行っても分かるというようなことの人材育成の観点からも私は重要だと思っているんですよ。

今のように固定してしまって、財政にはもうスペシャリストしかいないくて、行ったって分からないよみたいな形では、やっぱりなかなか全体としての部の生きた予算の積み上げというのはなかなかできないと思います。ぜひお願いしたいと思っています。

それから続きまして、5番目です。

工夫をして経費削減を図った場合に他の予算の増額を認めるとの御答弁でしたけども、増額を認めた予算の件数と予算額についてお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

当初予算に限らず予算の増額要求の際に常に確認しているところでございます。その件数については把握しておりません。例えば、消耗品費で何かを購入したいから配達方法を工夫し、郵便料を減額するというようなことがございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 何ていうんですかね、御答弁いただきましたけども、インセンティブ制度というのはそういうことも含めていますけれども、もっと大きく、この事業……。例えば、さっきの不用額の縮減をしたときに黒字なわけですよね、決算では9億円の不用額が発生しました。でも実質収支は5億円ありますよって、黒字なわけですよ。黒字になったところの部分から、どこが一番黒字に貢献したんだって。だから、その分をそういった差し替えじゃなくてインセンティブを、つまり査定で落としたものを復活させるんじゃなくて、その部署にもう任せるよというところの枠を、額を渡すわけですよ。

それがインセンティブ制度なので、それも深く検討していただきたいなと思っています。そうすることによって、やっぱり各部署の意識も変わってくるんですよね。執行率を上げようと。予算執行率を上げようという形になりますので、ぜひお願いしたいと思っています。

そこで6点目、条例に関してです。

財政運営に関する条例や行財政改革推進に関する条例が相互に連携することについて、どのような認識を持っていらっしゃるか。また、現在どのような進め方をしているのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

財政運営に関する条例、こちらは持続的な財政の規律や健全性を確保することを目的としまして、財政運営のルールを具体的に定めるものであり、財政運営の基本原則、計画的な財政運営に関する事項が規定されてあるものでございます。これに対しまして、行財政改革推進に関する条例、こちらにつきましては、一定時期における行財政改革、財政再建を進めることを目的としまして、基本方針、計画などを定めるものとなっております。行財政改革を推進するに当たりましては、財政の健全性につながることから、財政運営と行財政改革推進につきましては相互に連携する必要があるというふうに認識しております。

当町では、行革の視点の1つに、持続可能な行財政基盤の確立を位置づけ、連携を図っているところでございます。今後も安定的、効果的な財政運営を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 条例がないということなので、じゃあ、それどのようなことですかということなんんですけども、阿見町で行財政改革については、何か、行革については大綱があってやっていますよってよく言われますよね。だけど、じゃあ行財政やっているんですかって。いや、それは財政部局があるからみたいな、というような感じに捉えられるんですよね。

相互に連携してやっていく、1つの部署だけじゃないよというところを私は期待したいわけです。せっかく新しい部署ができたわけですから、そういう形の中で、行政改革だけではなくて、行財政のほうにも推進していただきたいなというふうに思っています。

そして、中長期財政計画と見通しについて。

自治体の最上位計画は、どの自治体も総合計画を計画立てて、その中で財政的視点から総合計画を支援し、実効性を高めるための計画であることから、多くの自治体で総合計画に中長期財政計画見通しを記載しているんですよね。阿見町の場合は、財政基盤の裏打ちがなくて載せているということなんですね。それはなぜか、なぜしないのかって思うと、条例の制定による法的根拠がないからじゃないのかなと思うんですよね。

条例で定めていれば出さなきゃならないわけですよ。でも出さなくてもいいというのが、今までだと……。さっき、るる聞いてきましたけど、3か年でしかやってないよって。でも、第7次総合計画は10年でしょうって。5年・5年で前後期やるんですよねって。その5年も入っていない、3年しか見てないというのは、これちょっとおかしくないですかというのであるので、この明確に条例の制定をすべきではないかというふうに思うんですけど、それについてはいかがですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

総合計画はまちづくりの方向性を定める重要な計画であります。限られた財源の中で計画を実現するためには、中長期的な財源の見通しを明確にすることは重要であります。議員御質問の法的根拠による明確化については、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、7番目、特定財源についてお伺いいたします。

御答弁の中でふるさと納税の増収を図るため体制強化を図るという御答弁でしたけども、具体的にはどのようにされるのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

増税を図るためには、返礼品業者の発掘、また、新規返礼品の開発、効果的な広告宣伝等を実施するほか、地域おこし協力隊等の登用も含めまして、業務従事者の体制強化を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　続いてのネーミングライツなんですけども、この実施スケジュール、それから条例改正も含めてやるのかどうか分かりませんけれども、その点。また、どの辺まで対象を広げるのかについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君）　お答えします。

ネーミングライツの実施スケジュールは現時点では確定しておりません。また、子育て支援総合センターでの導入が図れれば、その他の施設への導入についても検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　これもずっと前からやられていて、そういうのを考えているよねなんていう話がありました。県内でもずっといろいろなところの自治体がやられているんですけども、特に隣の土浦市さんについては今、実際に6か所のネーミングライツをやられていて、年間50万円以上の武道館ですとか、新治トレーニングセンターなんかも50万円ですけども、3年以上の縛りがあって、年間220万円以上のものがネーミングライツで収入があるということです。それで今、何か土浦市さんのほうについては、市道の端のネーミングまでやりたいねみたいな形で何か動いているらしいんですけども。実際に効果があるので、ぜひぜひ検討をしていただければというふうに思っています。

それから、あと条例の見直しとか、新たな法定外目的税の導入とか既存の課税基準の変更などで自主財源を増やせるわけですけど、これについてどのような取組をされているのかお伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君）　お答えいたします。

法定外目的税の導入につきましては、近年、観光地などで税収確保の手段として採用が進んでいるところです。しかしながら、法定外目的税導入に関しては慎重な判断が求められると考えております。また、課税標準の変更も同様に慎重な判断が求められると考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） あと、3問ほど質問させていただきます。

まず、特定財源については使用料とかも当然入っているわけですね。入ってくるわけです。使用料等が未収になっていたり、条例の改正がなされていないため、そもそも使用料を徴収できていないという事案があるというふうに思っています。この改善の方針とか全体管理をする部署は一体どこなのか、また、その実態はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

使用料についてはそれぞれの所管課で管理しております。未収への対応についても、それぞれの所管課で滞納整理をしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それぞれの所管さんでやるんですけども、それをちゃんと一元的に管理するところがないと、特定財源の確保には進んでいかないんじゃないのというように私は思っていますので、ぜひその辺の見直しをしていただければと思っています。

それから、町の行政財産使用料の減免についてですけども、町が減免している使用料の減免額の総額はどのぐらいなのかをお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

使用料の予算計上があるものについて、令和5年度分の減免調査を行っております。使用料の減免につきましては、例えば町民体育館使用料は減免の対象団体を規則で定めており、使用ごとの減免申請書の提出を必要としていることから、減免総額を把握しておりません。こういったものを除きますと、把握できるものについて集計いたしますと、減免総額は合計1,445万9,000円となります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 使用料の減額免除、よく分からぬといふところが今ありましたけども、申請された方の申請書は全て提出されているのか、決定通知書とか減免却下の通知については全てされているのか伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えいたします。

先ほど答弁した町民体育館使用料など、使用ごとの減免申請書の提出を必要としているものもありますが、それぞれの使用料について、条例・規則の規定に従い適切に手続を行っているということでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 自治体の財政状況を表す指標に、財政健全化比率とか、おととい高野議員が、経常収支比率、財政力指数についても質問されていましたけれども、そういう指標があります。経常収支比率は地方自治体の義務的経費が収入に占める割合を示しており、その弾力性を評価するための重要な指標です。これはもう御案内のとおりです。

この比率が低い自治体については急な支出にも柔軟に対応できるわけですよね。ただ逆に比率が高い場合は、経済情勢の変化に対応する抵抗力が低下し、厳しい財政運営を強いられているということになってしまうわけです。経常収支が上昇している今の阿見町がこれに当てはまってしまうわけですよね。

持続可能な地域社会を実現するためには、バランスの取れた財政運営が欠かせません。歳入と歳出の適切な管理や、地域の実情に応じた財源の確保、無駄を省いた効率的な支出が必須です。情報公開や住民参加を促進する仕組みをさらに工夫、導入され、より一層高い透明性を確保し、効率的な運営を目指し、住民の福祉、幸福度を高め、阿見町に本当に住んでよかったですと言っていただけるように、執行部と共に議会も頑張ってまいります。

これで1問目の質問を終わりにします。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時20分といたします。

午前11時12分休憩

午前11時20分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

2問目は、職員の働く環境は改善したかについてです。

業務量の増大や長時間残業により、職員の休職や退職が増加したため、令和4年度及び令和5年度の定例会で、職員の働く実態や働く環境の改善について質問いたしました。その後の執行部の対応、新規採用人数の拡大や中途採用などにより、労働環境は徐々に改善してきています。しかし、まだ抜本的な改善には至っておらず、今も退職者や休職者が多い状況でございま

す。

近年、アメリカで急増している業務量の急増や厳しいノルマ、ハラスメントなどで、職場でのネガティブな体験を引き金に、労働者が対抗措置として退職する、いわゆるリベンジ退職が日本でも話題になっています。

また、2月12日、NHKクローズアップ現代では「精神疾患600万人の現実と家族の負担」と題し、職場での苦しみや精神疾患を抱える家族が直面する問題を取り上げ、多くの人々が苦しんでいる状況を伝えていました。働く環境は悪化し深化していることを痛感しました。

そこで、町の状況や対策について、以下5点について質問をいたします。

1、心の不調による退職者や休職者の現状及びこの10年間の推移はどのようにになっていますか。

2、人員確保や業務量の削減に向けた取組は、その後どのように行っていますか。

3、心の不調により療養休暇を取得した職員へのケアや労務問題について、どのように改善をしていますか。また、課題は解決しましたか。

4、配属先のミスマッチをどのように解消していますか。

5、ワーク・ライフ・バランス等、職員の働き方改革に関する意識や意向をどのように捉え、どのように改善してきていますか。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 職員の働く環境は改善したかについての質問にお答えいたします。

1点目の、心の不調による退職者や休職者の現状及び、この10年の推移はどのようにになっているかについてであります。

令和6年度の現状につきましては、4月以降、1日以上、心の不調により療養休暇を取得した職員の実人数は15名で、令和7年2月時点での療養休暇等の取得者は8名です。療養の後、退職した職員はおりません。

過去10年間の推移につきましては、療養休暇を取得した職員の実人数は、平成26年度4名、平成27年度8名、平成28年度3名、平成29年度8名、平成30年度8名、令和元年度13名、令和2年度18名、令和3年度14名、令和4年度19名、令和5年度21名であります。また、療養の後、退職した職員につきましては、平成26年度から平成28年度まではなく、平成29年度1名、令和元年度1名、令和2年度1名、令和3年度2名、令和4年度3名、令和5年度4名であります。

2点目の、人員確保や業務量の削減に向けた取組は、その後どのようにになっているかについてであります。

人員確保につきましては、オンライン受験を可能とするなど受験しやすい試験制度を実施し

ており、令和6年度は4月に26名、7月に23名、10月に12名を採用しており、採用された職員たちは職場に新しい風を吹かせてくれています。今後も、採用試験の工夫等を図りながら、よりよい人員の確保を目指してまいります。

業務量の削減に向けた取組につきましては、BPR手法を用いた業務改善を実施し、職員の改善意識の定着や働き方改革につなげていく取組を推進しております。今年度の取組の一例としましては、保育所入所申請業務において申請の電子化や入力処理の自動化を導入したことにより、業務の効率化が図られました。

今後も、様々な手法を用いた業務改善を実施することで、職員がその健康を保持し、意欲と能力を最大限発揮しながら効率的に働くことができる環境の整備に努めてまいります。

3点目の、心の不調により療養休暇を取得した職員へのケアや労務問題について、どのように改善をしているか。また、課題は解決したかについてであります。

心の不調の原因が職務環境に起因する場合には、業務分担の見直しや時間外勤務の縮減を図るよう所属長に指導しており、そのほか、職務への適性等が原因となっている場合には、人事異動により配置換えを行う等の対応で改善を図っております。

また、発症予防やメンタルヘルス不調の早期発見・早期対応、休職者の円滑な復職支援を推進するため、メンタルヘルス対策に関する計画を策定し、予防段階別によって分けられる3つの予防、またケアの担い手によって分けられる4つのケアを体系的に整理して、取組内容を具体的に示しました。

本計画にあります取組のうち、ラインケアは、所属長による職員の状況や職場環境の把握や改善、職員の相談対応を行う重要なケアと位置づけており、今年度は所属長向けに、事例ごとの対策が解説された小冊子の配付及びラインケア研修を実施いたしました。

今後は、職員自身で心身の健康保持に努め、ストレスへの気づきや予防・軽減のための知識や対処法を身につけるため、若手職員向けのセルフケア研修の実施を検討しております。このようなメンタルヘルス対策を着実に進めながら、課題解決に向け取り組んでまいります。

4点目の、配属先のミスマッチをどのように解消しているかについてであります。

職場配置に関連した町の取組として、現在、管理職を除く職員から自己申告書の提出を求め、職員の健康状態、適性があると思う業務、異動希望部署等を把握し、人事異動検討に当たっての資料とすることで、配属先のミスマッチがないよう努めているところであります。

今後は、職員から人事課長への直接の自己申告書提出に代えて、人事評価面談を通じた職員情報の把握を所属長に求めることとし、所属としての受け入れ希望も含め、所属長と人事課長が協議する仕組みをつくることで、よりよい職場配置を目指してまいります。

5点目の、ワーク・ライフ・バランス等、職員の働き方改革に関する意識や意向をどのように

に捉え、どのように改善してきたかについてであります。

働き方改革は、働く人の置かれた個々の事情に応じ、子育てや介護を担う職員だけでなく、男女ともに全ての職員が、責任と誇りを持って健康で働き、意欲と能力の向上を最大限に發揮できる職場環境をつくることを目指し、推進する必要があると認識しております。

当町におきましても、個々の事情に合ったワーク・ライフ・バランスを実現するための取組として、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の実現のために導入した在宅勤務制度について、実施要件や実施単位を見直すことと併せ、申請方法や勤務管理等をまとめたガイドラインを作成するなど、より使いやすい制度に変更いたしました。

さらに、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の推進とともに時間外勤務の縮減に寄与するため、職員の申請により勤務時間の割り振りの変更を行う時差出勤制度の導入を令和6年10月から実施しております。また、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進につきましても、これまでの取組のほか、月80時間を超える時間外勤務を行った場合には、所属長に対し業務内容や要因の整理や分析、検証を再度行わせ、報告書を提出することを義務づけました。

休暇の取得促進につきましては、夏季休暇の使用期間である7月から9月までの期間が業務上繁忙期に当たり、当該期間に休暇を使用することが困難な職員について、当該期間を前後一ヶ月ずつ拡大し、休暇を使用することを可能といたしました。また、在宅勤務や時差出勤等の多様な働き方を推進するため、令和7年度中にはタイムカードの電子化を行い、職員の利便性向上とともに、適切な勤務管理やペーパレス化、事務担当職員の作業時間短縮を図ってまいります。

これからも、働きがいのある職場環境づくりを推進することで、人材の確保、人材の定着、離職の防止につなげ、さらには職員一人ひとりの職場への貢献意欲を高め、組織力を向上させることにより、住民サービスの充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君） それでは、職員の働く環境は改善したかについての質問にお答えいたします。

1点目の、心の不調による退職者や休職者の現状及び、この10年間の推移についてであります。

町内の小中学校には約250名の教職員が勤務しておりますが、現在、心の不調により休職している教職員は1名となっております。

資料が残っている過去5年間については、令和2年度が2名、令和3年度が1名、令和4年

度が2名、令和5年度が2名となっております。

管理職による日常的な観察や面談、同僚性の構築により、心に不調を来している教職員の早期発見、早期対応に努めております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、まず人数の確認なんですが、今、休職者の方の実人数について伺いました。実人数については、1人の方が復職して、また勤務しても、1人の方は1人なので、1年間に3回されても1は1なんですよね。それを延べ人数でやったときに、どのぐらいになるのかについてお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。人事課長齋藤明君。

○人事課長（齋藤明君） お答えします。

令和6年度の療養休暇取得者の延べ人数は18名です。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それで復職後、完全復帰された職員数と、完全復帰には至らない方の職員数について、どのぐらいなのかお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。人事課長齋藤明君。

○人事課長（齋藤明君） お答えします。

令和6年度に療養休暇を取得し、復帰後、再度の療養休暇を取得していない職員は7名です。また、令和6年度に復帰後、再度療養休暇を取得した職員は3名です。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それで、ミスマッチのところについてお伺いいたします。

まず、学力重視型から人物重視型になって、あと課題発見、問題解決能力、コミュニケーション能力、変化に対応できる柔軟性などを有する人材が求められるようになってきています。また、採用枠の一部について、準備の負担が大きいということで筆記試験もやめちゃう、廃止するというところもあります。

民間企業により近い選抜方法や自己アピール採用を導入する自治体も表れてきていますけれども、阿見町の職員選抜方法の再検討をしたらいかがかなというふうに思っていますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

当町におきましても、令和2年度に実施した採用試験から集団討論を導入し、また令和3年度に実施した採用試験からは、民間企業で多く取り入れられています試験方法であり、知識ではなく基礎能力や人物を重視する選抜方法であるS P I 3を導入しております。引き続き、適切なよりよい試験制度を目指しまして、研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君に申し上げます。質問時間は残り5分となっております。質問内容をまとめていただき、時間内に終了していただきますよう再質問してください。

それでは、13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それでは、昨日も海野議員から御案内があった、質問があったマッチング理論なんすけども、マッチング理論を応用して社会制度の設計や実装につなげる東京大学のマーケットデザインがあるわけですよね。この社会実装のために企業とか自治体から実費をいただくということもあるんですけども、もう一方で配属効果検証プロジェクトについては、無料でプロジェクトに参加できるという形が、昨日、海野議員の質問の中にもあり、それについては、もう早急には考えてないよということが御答弁ありました。

ただし、やっぱりこの阿見町については、非常に厳しい状況になっているわけなので、ただなのでね、ただなんですよ。なので、手を挙げて参加してもいいんじゃないかというふうに思っているんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。人事課長齋藤明君。

○人事課長（齋藤明君） お答えします。

議員御指摘のとおり、費用がかからないという点は確かに魅力ではありますが、現時点では、その効果が未知数であると思われることから、近隣市町村の動向を注視し、一定の効果が確認されてからの導入を検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 人事問題として、2問目で質問させていただきました。令和4年から令和5年、また、数多くの同僚議員から、心の不調による職員さんについて、いろいろ質問もありました。私も2年、3年前のことをどうなったのかなということで再度質問させていただきましたけども、減ってはいます。減ってはいますけれども、根本的な形にはなっていないというのが実感でございます。

昨日も人事課長から、5段階になっている中で、阿見町の場合は10人以上ということで上から3番目ですよという御案内がありました。ただ、多分それは、一番上のグループは多分いな

いんじゃないですかね。だから、私が令和4年、令和5年のときに見たときには、阿見町は2番目のグループだったんですが、実質1位がないので1番だということなんんですけども、そのときに申し上げたのは、多くの自治体でゼロ、休職者・休務者がゼロの自治体があるんですね。なので、それを目標に、職員の体のケア、心のケアも十分に配慮した執行にしていただきたいということをお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで13番栗原宜行君の質問を終わります。

次に、7番武藤次男君の一般質問を行います。

7番武藤次男君の質問を許します。登壇願います。

[7番武藤次男君登壇]

○7番（武藤次男君） それでは、おはようございます。

令和7年第1回定例会4日目、無所属、武藤次男、一般質問させていただきます。

まず、行政区区長の職務につきまして、こちらのほうの質問でございます。

総務省のホームページ、こちらからの抜粋でございますが、皆さん、既に旧知のことだとは思いますが、お聞きいただければと思います。

自治会・町内会とは、町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体です。区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う団体です。そして、その実行するファクターとしては、①防災、防火、防犯、②近隣清掃活動、③社会福祉活動、④慶弔、⑤地域行事、⑥文化活動、⑦行政機関への要望と、そのような幅広い活動をカバーしています。

その総務省ホームページ、平成25年データでは、日本全国におきまして、約29万8,700の自治会・町内会が存在しています。また、平成3年の地方自治法改正により、認可地縁団体になれば権利能力を取得、法人格を取得する制度が創設されました。

この改正により、地縁による団体は、地域的な共同活動のための不動産または不動産に関する権利などを保有するため、市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める範囲内において権利を有し義務を負うこととされています。このような不動産（資産）を有する認可地縁団体は4万4,008団体に上ります。

ところが、現状として地域におけるコミュニティ機能の低下、自治会加入率の低下、構成員の高齢化、世代交代が進まず担い手不足、住民連帯感の希薄化、従来の共同作業や伝統文化の継承の困難が挙げられております。令和3年には全国1,741市町村におきまして、その自治会数は平成25年時の97%となっております。また、その加入率は全国では62.7%。当町67行政区においては、約72.2%となっております。

平成25年6月の第30次地方制度調査会答申では、独居老人、老老介護問題など、家族やコミュニティーの機能の低下への対応も必要。人々のつながりも希薄化。これらの暮らしを支える対人サービスの重要性が高まる中で、住民の視点から公共サービスを考えていくためにも、住民自治を拡充していくことが重要である。そのように答申されております。

このような背景を持ちながら、自治会運営を担っている方々に対して、当町はどのように寄り添っているのか。加入者も未加入者も、どちら側も当町の大変な住民です。私も、地元の自治会におきまして、過去7年間連続で区長、会長をやらさせてもらい、そのような諸問題、大変手を煩わせて大変悩んできた、そういう実績があります。

そこでお伺いいたします。

①行政区加入者に対して区長として加入を勧めるべきなのか、未加入のままでよいか伺います。

②同じ地縁居住者の中で行政区未加入者同士のトラブルに対し、当町としては区長にどのような対応を求めるのか伺います。

③区長業務に当町発行広報物対応がありますが、この業務を軽減する手だてはないものか伺います。

④ごみ集積所に対して行政区未加入者の使用を認めるのか、どのような指導をするのか伺います。

⑤自主防災組織は行政区が対象であり、未加入者への有事の対応は誰が実行するのか伺います。

ひとつ御返答のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　武藤議員の、行政区区長の職務についての質問にお答えいたします。

1点目の、行政区未加入者に対して区長として加入を勧めるべきなのか、未加入のままでよいのかについてであります。

行政区は、快適で住みよい地域づくりを進めるため、住民生活の心配事の解決、災害時の助け合い、子供や高齢者の見守りなど、町民の皆様の身近なよりどころとなる、大切な組織であります。

当町では、行政区加入促進の取組として、転入者等への加入案内チラシの配布、町内不動産事業者への協力依頼、広報紙や町ホームページでの行政区加入案内や行政区活動の紹介を行つてまいりました。

しかし、行政区加入率は依然として低下傾向にあります。今後、加入率を引き上げていくためには、地域のリーダーである区長の皆様の御協力が何よりも重要となりますので、未加入者の加入促進に取り組んでいただくようお願いしているところであります。

2点目の、同じ地縁居住者の中で行政区未加入者同士のトラブルに対し、当町としては区長にどのような対応を求めるのかについてであります。

区長には、行政区内部のリーダーとして、地域課題への対応のほか、町と地域をつなぐ役割も期待しているところです。地域住民の間には様々な問題や課題が発生しておりますが、住民同士の個人間のトラブルを除く、地域全体に関わるような課題については、住民の話合いの場を設けるなど、町と区長が連携・協力して対応していきたいと考えております。

3点目の、区長業務の当町発行広報物対応を軽減する手だてはないかについてであります。

区長を通じ行政区加入者へ回覧・配布しているものとしては、町が発行している広報紙のほか、関係機関が発行している広報紙、イベントや募集のお知らせなどの文書、健康カレンダーやごみ収集カレンダー、処理困難物専用袋などがあります。配布物を減らすことを目的に、広報物のうち全行政区でのイベントや募集のお知らせなどの文書については原則広報紙に掲載することとし、広報紙の閲覧率の向上と区長業務の負担軽減に取り組んでおります。

4点目の、ごみ集積所に対し行政区未加入者の使用を認めるのか、どのような指導をするのかについてであります。

当町におけるごみ集積所については、設置場所の選定も含め、集積箱の設置や維持・管理等を各行政区にお願いしております。こうしたことから、行政区に加入しないと集積所を使用できないのか、行政区を抜けたら集積所を使用できなくなるのか、などのお問合せが町にも寄せられております。

このようなお問合せに対しましては、まずは行政区を代表する区長に相談していただくようお伝えするとともに、区長の皆様には、行政区未加入者であっても、加入者と同様の使用ルールを遵守すること等を条件に集積所の使用を認めていただきようお願いしております。

今後は、行政区未加入者の集積所使用状況や他自治体の事例などを調査し、各行政区の意見等を踏まえながら、より適切な管理・運営方法を検討してまいります。

5点目の、自主防災組織は行政区が対象であり、未加入者への有事の対応は誰が実行するのかについてであります。

災害発生時に行う住民の安否確認については自主防災組織の協力が不可欠であり、町としては、たとえ行政区未加入者であっても、ぜひ安否確認を行っていただきたいと考えております。また、行政区に加入することで、平時から近隣住民とのより一層顔の見える関係が構築され、災害時にも住民同士の協力が円滑に進みます。こうした行政区が果たす役割を未加入者にお知

らせすることにより、行政区加入促進と共に助の精神の育成につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 千葉町長、御答弁ありがとうございました。

それでは、今回の答弁につきまして、再質問をさせていただきます。

広報物対応以外の部分につきまして加入・未加入、そしてごみ集積所、そして自主防災組織、この3点につきまして再質問をさせていただきます。

地域のリーダーとしてという観点からの要望事項だと思いますが、歴任している何年もやっている区長さんではない限り、単年で就任したような区長様では対応がなかなか難しいのではないかと、そのように思います。そのような方々を、当町として応援する施策が具体的にはあるのでしょうか。いっそ自治会&地域問題相談窓口、そのような窓口を役場として新設してみてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

当町においては、行政区の活動や区長の役割、町が行っています行政区への各種事業について、その案内業務について掲載した行政区活動の手引を全区長に配布いたしまして、区長の業務活動を支援しているところでございます。しかしながら、地域では解決が難しい課題もございますので、議員御指摘のとおり、单年度で就任された新区長様には対応に苦労されていることも少なくないと察しているところでございます。

特に生活に密着しておりますごみ集積所利用のトラブル等につきましては、解決困難な課題等もありますし、必要に応じまして、個人及び区長双方の意見を、事情を聴きながら進めたいと、丁寧な対応に心がけていきたいと考えております。

また、自主防災組織につきましては、地域が自立する体制をつくるまでには相当な時間を要することが現状でありますので、1年だけではなく、複数年度の代表を受けていただけるよう町では希望しており、自主防災組織の代表者を選任していただく際には、区長と異なる代表の方の選出をお願いしているところでもございます。

このような様々な地域課題の解決に向けまして、新任の方を含めた区長支援を充実させるため、行政区の課題解決の手引を新たに作成することを現在検討しているところでもございます。この手引の作成に当たりましては、行政区運営や活動での困り事など、それらの対応状況についても区長の皆様にお聞かせいただきながら作成していきたいと考えているところで、事例集といいたしまして、地域の課題が解決できるよう参考となる情報が共有できる内容で整理してい

きたいと考えております。

議員から御提案いただきました自治会と地域問題の相談窓口の設置につきましては、行政区に関わる諸問題の内容が多岐にわたり、窓口の一元化が難しい状況でもございますので、まずは自治活動に関する相談窓口の一覧を分かりやすく作成いたしまして、区長様への周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。

それでは、このごみ集積所、こちらの問題なんですけれども、これが発生した場合には、町のほうと、それから自治会側、そして当事者と、そのような形で接見する場を設ける。そのように考えてよろしい部分でしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。廃棄物対策課長村山幸二君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（村山幸二君） お答えいたします。

町民の個人と区長さんからそういった問合せがあった場合には、それぞれ事情とかお話を聞きまして、必要であればそういった場も設けようと思っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） どうもありがとうございます。

それでは、自主防災組織、こちらのほうに対しましてお伺いをさせていただきますが、未加入者に対しまして、結局、有事の際には安否確認、そういった部分も含めて、該当する地域の地縁の方たちが、やはりふだん未加入者であっても、その安否を確認するような体制、どちらのほうを所有していかなければいけない、そのように考える。そのようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはり有事の際につきましては、行政区に入っている、入っていないにかかわらず、やっぱり近隣の住民の方同士で助け合いをしていただくのが一番いいのかと考えておりますので、いろんな点で周知をしていきながら、まずは安否確認を優先にやっていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 昨年9月におきましても、この自主防災組織に対する一般質問をさせていただきましたが、その際におっしゃられました自主防災組織の代表、こちらについては単年で変わっていく可能性のある区長ではなく、ある程度の組織——自衛隊ですとか、消防ですか、警察ですか、そういう組織を経験された、そういう経験者が就任することが望ましいと、そのようにおっしゃっておられましたが、それについては変わらないということでおろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

前回の答弁した内容によりますと、確かに区長様の業務がかなり多岐にわたっておりますので、できれば自主防災組織のリーダーとしましては、区長さん以外の方が望ましいと考えておりますし、そちらのほうを区長さん以外の方でお願いしているところでございます。

その際に、自主防災組織をまとめていくに当たっては、やはりいろんな経験を積んでいる方のほうが望ましいのではないかということも考えられます。その点では、やはり何かそういう消防なり、警察なり、そういう経験者、または、今現在は、例えば防災士の資格をお取りなっている方、そういう方も望ましいかと考えておりますので、そういう方々に声をかけていきながら、できれば区長さん以外の方になっていただければと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 十分分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして広報物、こちらのほうに対する質問をさせていただきたいと思います。

今、現状第2・第4金曜日、月2回の回覧物などの配布作業ですが、専門業者利用によるポスティングなど、別な手立てを考えることはできないのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

以前町でも配布物のポスティング等の手法を検討いたしました。しかし、月2回の配布で配布物の数も多く、多額の経費と配布日数がかかること、また一部配布できない地域が出来てしまう可能性もあるということなどから導入には至らなかったという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。

それでは、同じく近隣自治体におきましては、こういうポスティングですか、といった

配布の方法を導入している、そういう実績はないでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

近隣自治体で広報紙のみをポスティングしている市町村というのはございます。当町のように多数の回覧物等を全てポスティングしている自治体というのはございませんでした。

ちなみに牛久市では、月2回発行の広報紙のうち、1回は委託業者がポスティングで配布しています。残りの1回は併配物と併せまして、行政区を通じて配布をしているという状況でございます。

また、つくば市では、月1回の広報紙をポスティングで配布しております。しかし、併配物は区会を通して配布している。併配物につきましては、ホームページ上の電子媒体での閲覧を希望される世帯へは配布はしていないということです。電子媒体を利用することで配達物の量は減りますが、電子媒体を希望される世帯、また紙媒体を希望される世帯を区長に取りまとめていただく必要があるということでございます。区長の業務が増えてしまう可能性が、そこで出てくるのかなというふうに考えます。

さらに、電子媒体での閲覧が難しい世帯のみへの文書配布や、ホームページには記載できない文書以外の配布物、個人情報が含まれるものや特定の行政区へのお知らせなどにつきましては、区長を通して全世帯へ配付していただく必要があり、かえって処理が煩雑となるということも考えられると考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君）　答弁ありがとうございます。

今、現状そしてこれからにつきまして、やはり私たち阿見町を支えている67の行政区、こちらの方たちが疲弊しないよう、私たち当町が寄り添っていく、そのような姿勢で行政区運営、こちらのほうを手助け、そのような形ができればと、そのように思いますし、皆様のお気持ちも確認できました。

ぜひ、こういった部分の実行をしていただきまして、今、最前線で頑張っていらっしゃる自治体行政区の方々に対して、応援のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　1問目は終わりですか。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後　0時0分休憩

午後　1時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） それでは、子ども会育成会の今後について、質問をさせていただきます。

まず初めに、公益社団法人全国子ども会連合会のホームページからの抜粋によりますと、子ども会。

「子ども会は、乳幼児から高校3年生年齢相当までを構成員とし、地域を基盤とした異年齢の集団です。その活動を支える指導者と側面から援助する育成者が必要であり、この子どもの集団と指導者、育成者を含めた総称として用います。」子ども会とは。「仲間と活動を共有することによって、その子およびその子が参加している集団の、より望ましい成長を意図したコミュニティ活動です。地域を基盤とし、仲間集団の持つ形成力と活動（経験）を通じての成長を統合し、よりたくましい子ども、子ども集団を実現しようとする活動です。家庭・学校では与えることが困難な、しかし、子どもの発達にとって不可欠な経験を与えることを目的としており、家庭・学校はもとより、地域の諸機関・諸集団と強い連携を持ちながら、活動を進めていくことが大切です。」

そして、子ども会のねらい。

「子どもは、遊び仲間を求めており、遊びを通じて社会の一員として必要な知識、技能及び態度を学んでいます。このような子どもの遊びの特徴をとらえ、健全な仲間づくりをすすめ、心身の成長発達に大切な活動を促進助長するのが子ども会です。このような活動は、学校や家庭における教育とともに、欠くことのできない重要な教育的活動であることを再認識しましょう。今日の子どもは、21世紀に生きる……。子どもを豊かな社会の担い手にふさわしい人間として育てるために、子ども会活動をひろく進めましょう。」

と、このように公益社団法人全国子ども会連合会のホームページにおいては定義をされております。

そこで、我が町におきましては、子ども会育成会の加入者の変動が著しいと言われております。熱心に活動する団体がある一方で、役割分担や行事の煩雑さから加入者が集まらず、存続の危機が叫ばれている団体も数多く存在しています。

そこで、子ども会育成会に対する当町の対応を質問いたします。

①現在、地域によって子ども会育成会加入者が減少していますが、それに対して当町としては、どのような対応をするのか伺います。

②当町として今後コミュニティ・スクール構想がありますが、子ども会育成会活動とコミュニティ・スクール活動の違いは何か、伺います。

③少人数学校においては、1つの小学校区において複数地域の子ども会をまとめて、1つの子ども会育成会に組織変更するはどうか、伺います。

以上、教育長宮崎智彦様よろしくお願ひします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君）　それでは、子ども会育成会の今後についての質問にお答えいたします。

1点目の加入者の減少への対応についてであります。

子ども会育成会は地域主体の活動団体で、加入・非加入は任意となっており、町が直接加入を指導することは行っておりません。しかしながら、当町としましても、子ども会育成会の活動は、地域コミュニティを支える上で大切なものであると認識しております。このため、上部組織に当たる町子ども会育成連合会への支援を通じて、子供たちに様々な体験活動を提供しているほか、子ども会育成会の運営上の相談に積極的に対応してまいりました。

今後とも、子ども会育成会は、地域コミュニティを支える大切な存在であるという認識の下、その活動を支援してまいります。

2点目の、子ども会育成会とコミュニティ・スクールの違いについてであります。

1点目の答弁で述べたとおり、子ども会育成会は各地域が組織し、子供たちに様々な活動を提供しております。コミュニティ・スクールは、学校が抱える諸問題の解決や、児童生徒の成長を支援するため、学校運営に地域の声を積極的に取り入れるなど、学校と地域が一体となって特色ある学校づくりを進めていくものであります。

子ども会育成会もコミュニティ・スクール活動を進める上で、協力していただける可能性のある、地域主体の活動団体の1つと考えております。

3点目の、子ども会育成会の再編についてであります。

子ども会育成会は、他の地域活動と密接に関連していることが多いため、単純に再編することは難しいと捉えています。しかしながら、実際に、隣接する地域と共同で子ども会育成会の活動を行っているケースもございます。

今後も、地域の実情を聞き取りながら、状況に応じた支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君）　宮崎智彦教育長、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、子ども会育成会に対して、町子ども会育成連合会へ支援とともに運営上の相談には積極的に対応してきたとのことですが、具体的にはどのような形で関わってきたのでしょうか。伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君）　お答えいたします。

子ども会育成会に対する具体的な支援につきましては、子供の登校時における保護者の立哨当番等の複数の子ども会育成会にまたがるような課題や、他団体との調整を要するような子ども会育成会単体では解決が難しい問題などについて相談を受けております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君）　その場合に、その相談についてはどのような回答をしているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君）　お答えいたします。

子ども会育成会から具体的な御相談を受けた場合につきましては、実際その子ども会の地域により内容が様々異なってまいりますので、地域の実情をよくお聞きした上で、解決策を子ども会育成会とともに考え、模索しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君）　ありがとうございます。

コミュニティ・スクール構想を実現していくため、行政区からの支援という視点から、子ども会育成会は必要な団体かと思います。

様々な地域で子ども会育成会の活動があると思いますが、登校班の編成は、子ども会育成会主導なものでしょうか。それとも、登校班編成において子ども会育成会は関与しないものなのでしょうか。お答えいただければ。伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君）　お答えいたします。

登校班の編成につきましては、地区によって行われております。地区ごとに事情は異なりますけれども、全体としては、子ども会育成会が主導的な立場で行われている場合が多いと捉えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。

それでは、その登校班の編成は子ども会が主導なのか、そうではないのか。教育委員会としては、どちらが望ましいとお考えなんでしょうか。伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

教育委員会としましては、地域主体の活動であると捉えておりますので、具体的に登校班の編成について指導することはございません。実際に、複数の子ども会育成会が合同で活動を行っている地区もございますし、単独の子ども会育成会でお悩みのことが、もしございましたら、まずは生涯学習課まで御相談いただき、その地域の実情に合わせて解決の糸口を共に考えていくべきかと思っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。

それでは、子ども会育成会の再編成につきましては、状況に応じてではなく、必要な地域があれば、モデルケースとして優先して実践すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

先ほどの教育長からの答弁にもありましたけれども、子ども会育成会につきましては、地区により事情が異なっております。その地区ごとの事情を丁寧に聞き取りまして、適切に対応していくことが望ましいと考えております。子ども会育成会から御相談があった場合は、真摯に生涯学習課として対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。

今のお話の中で、実際に私の地元の子ども会ですか、本当に会長さん、それから幹部の方々、今の現状、そちらにつきまして、本当に悩んでいる、そういった方々、そういった団体が多い状態になっております。

先ほどの自治会問題とともに、そういった方々に、当町として執行部が寄り添っていく、そのような形で共に進んでいける、そのような体制を、これから今後より強く、より太くパイプをしていただく、そのようなことが重要かと思いますので、ぜひ実行のほど、よろしくお願ひいたします。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで7番武藤次男君の質問を終わります。

次に、10番栗田敏昌君の一般質問を行います。

10番栗田敏昌君の質問を許します。登壇願います。

〔10番栗田敏昌君登壇〕

○10番（栗田敏昌君） 皆さん、こんにちは。栗田敏昌でございます。

一般質問、最後となります。今回は一般質問、11名の議員が町に対し様々議論、そして提案をしてきたと思います。

残念ながら石引議員は体調不良のため取下げとなっていましたが、石引議員の質問項目もとても興味深いものでした。1つは、阿見町消防団の指令伝達について。これは恐らく総務常任委員会で先進地を視察して、その参考となるものを町に提案するというものだったのかなというのを推察します。そして2つ目は、小規模特認校（君原小学校）の今後の展望について。こちらも、石引議員は地元君原小学校区なので、やっぱり関心が強いのかなと思いまして、多分、町に今後こうしてほしいという提案をしたかったのかなと推察いたします。

石引議員におかれましては、次回リベンジしていただきたいと思います。地元の方も恐らく期待していると思いますので、ぜひ次回リベンジしていただきたいと思います。そして今は、まずは回復に努めていただきまして、今後に向けて、まずはゆっくり休んでください。

皆様方におかれましても、今週末はとても暖かい気候が続きますが、来週月曜日から雨、また雪などが降る、そして寒くなるおそれがありますので、服装なども十分気をつけていただきたい、生活のほう励んでいってもらいたいと思います。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

質問事項については、豪雨災害における当町の対策についてです。

近年の日本における豪雨災害は、気候変動の影響や都市化の進展により、その頻度と規模が増加しております。幸い、これまで当町は大きな被害はありませんが、農地や宅地への浸水被害が見受けられます。

こちらタブレットのほうに格納してございますが、令和5年6月の主な豪雨災害、ちょっとまとめてみたので見ていただければと思います。各エリア、例えば土砂災害。こちら土砂が崩れています。そして、こちらは乙戸川ですね。乙戸川のほう川が氾濫しております。見て取るように分かりますね。そして、福田地区におかれましては橋梁の破損、そして本郷地区・寺子地区では冠水被害が、それぞれ……。これは抜粋なので、まだ様々被害が及んでおります。この令和5年6月上旬の豪雨は近年まれに見る雨量で、乙戸川の増水は恐怖すら感じたところであります。

以上を踏まえまして、4点質問いたします。

- 1、令和5年6月より前の豪雨による被害状況の記録はどのようなものか。
- 2、豪雨時における町の防災体制はどのようになっていますか。
- 3、豪雨時における消防団への協力体制と活動実績はどのようになっておりますか。
- 4、町民の安心安全のために、ハード面、ソフト面で具体的にどのような取組を行っておりますか。

以上4点よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　栗田議員の、豪雨災害における当町の対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、令和5年6月より前の豪雨による被害状況の記録はどのようなものかについてであります。

私が町長として就任した平成30年3月以降の風水害における、災害対策本部を設置して対応に当たった被害状況について御説明いたします。

令和元年10月12日に被害をもたらした台風19号においては、町内の累加雨量は148ミリメートルであり、道路冠水4か所、建物の一部損壊19件、土砂崩れ1件、倒木45件等の被害がありました。また、同年10月25日に被害をもたらした台風21号においては、町内の累加雨量は128ミリメートルであり、道路冠水18か所、河川及び水路の越水6件、崖崩れ2件、床下浸水2件、倒木2件等の被害がありました。いずれの台風も人的被害はなく、物的被害のみになっております。

以上が令和5年6月以前の状況であります。

2点目の、豪雨時における町の防災体制はどのようになっていますかについてであります。

台風や豪雨の状況によって対応は多岐にわたりますので、基本的な町の防災体制について御説明いたします。

台風や線状降水帯等による豪雨被害が予想される場合、町防災危機管理課が情報収集の上、まずは町職員に対し、全庁体制で災害対応や避難所を開設する可能性の有無を周知いたします。その後、時間の経過とともに豪雨被害が予測された場合、私を本部長とする災害対策本部を立ち上げ、課長級職員以上を招集し、避難指示やそれに伴う避難所の開設、道路被害の対応、児童生徒の上下校指示等、発災のおそれがある時間帯に備えて対応を協議いたします。

さらに、必要に応じて消防団に対し、土砂災害警戒区域の巡回や道路排水作業、また、区長及び民生委員・児童委員に対して、避難行動要支援者の避難誘導の要請を行います。その後、

豪雨の危険性がなくなってから、避難指示の解除や避難所の閉鎖、道路の通行止め解除等を行い、被害があった場所の原状復帰作業を進めていき、災害対策本部を解散します。

災害対応後には、関係職員により課題を洗い出し、今後の災害対応に活かすための検証会議を実施しております。

3点目の、豪雨時における消防団への協力体制と活動実績はどのようにになっていますかについてであります。

消防団への協力体制としては、水戸地方気象台より今後の風雨に関する情報提供があった際に、随時SNS等を通じて消防団への事前の注意喚起を行っております。また、災害対策本部が開設された際には、消防団長も出席し、随時災害関連情報の共有を図っております。

活動実績としましては、令和5年6月に発生した豪雨時において、消防団は延べ5日間にわたり活動を実施いたしました。その主な内容は、出水が想定される地区に対して冠水箇所や土砂崩れ等がないかの巡視や、道路が冠水して通行不能となっている箇所の排水作業や土のう積み等を実施しております。

4点目の、ハード面、ソフト面での具体的な取組についてであります。

令和5年6月の豪雨においては、町南西部が流域の一部となっている乙戸川の氾濫により、道路が冠水し、2日間にわたる町道の通行止めや周辺農地の冠水が発生いたしました。このように、乙戸川は流下能力が不足していることから、ハード面の取組としましては、まず第一に、河川管理者である県に対し乙戸川の未改修区間の早期整備を継続的に要望しているところです。

また、当町としましては、豪雨の際に冠水しやすい地域の水路の整備や改修を進めるほか、流れを妨げる土砂を撤去するための水路の定期清掃も行っております。さらに、宅地化が進む荒川本郷地区では雨水を一時的に貯留し、乙戸川への雨水流出量を抑制する調整池の整備や、宅地開発等の際には各宅地内に貯留浸透槽の設置を指導するなど、洪水被害の防止を図っております。

一方、ソフト面での取組については、豪雨による洪水を想定した住民避難訓練の継続的な実施やマイ・タイムラインの作成指導、避難ルートの危険箇所確認、また各行政区単位で取り組んでいる、地区防災計画の作成等を実施しております。

今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、減災に向けた災害対策に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、1点目から再質問のほうへ入らせていただきます。

台風被害は答弁いただきましたが、ここ数年、気象庁において線状降水帯による集中豪雨が

大きな被害をもたらすと注意を呼びかけておりますが、ここ数年、当町で線状降水帯に該当した事案はございますか、伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君）　御質問にお答えさせていただきます。

当町においては、ここ数年、線状降水帯が発生した事案はございません。また、線状降水帯の発生には至りませんでしたが、令和6年8月30日には茨城県南部で線状降水帯が発生するおそれがあると気象庁からの発表があったため、当町においては自主避難場所として、かすみ公民館を開設いたしまして、避難者の受け入れ準備を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君）　ありがとうございます。

そうですね、線状降水帯は発生のメカニズムが解決できているところもあるんですが、まだ未解明なところもございます。それによって予報しにくいので、今答弁ありましたように、おそれがあるときは、今後もその体制を取っていただきたいと思います。

続きまして、2点目なんですが、台風など数日間になる場合もあると思います。防災危機管理課をはじめ現場の対応に当たる職員は、かなりの負担を感じると思います。夜通し、徹夜状態になることもあると聞いております。その後、体調を崩す、休んでしまう職員もいると伺います。人ごとではありません。大変大きな問題でございます。

健康に配慮し、夜間対応する職員のローテーションとかは、ルール化されてございますでしょうか、伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君）　御指摘いただいた災害時の対応についてですけども、夜間を通しまして役場に詰めることは多々ございます。そういう際に、特定の職員に負荷がいかないように、各班でローテーションを組んでいただき、1班8時間勤務体制を基といたしまして、24時間3交代制の対応で行っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君）　今、1班8時間、24時間3班体制による対応を行っておりますと伺いましたが、ちなみに1班は何人体制で、その業務の内容など。あとは、交換時の引継ぎなどがスムーズに行われているのか伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

各班で何名体制かというのは、班によって様々な行動するパターンが変わりますので、人数的には、その班によって異なります。例えば、防災危機管理課でありますと今8名体制でやつておりますので、その場合には、2班に分けて4名体制で行っているところです。

そのため、班によって課のまとめが2つの課でやっているところもあれば、例えば教育委員会のように複数の課でまたがっているところもございますので、それによって人数の配置も変わってきますので、その点ではちょっと班の体制というのは一概には言えないところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） 分かりました。

そしたら業務の内容とか、あとは3班体制になっているときの引継ぎとかがきちんとなされているかどうか、その辺りをちょっと伺いたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えいたします。

そちらにつきましては初動マニュアルというものがございまして、それにおいて、各班におきまして、まずは班の体制のつくり方とか、何時になったら交代するとかいうのは、あらかじめ決めていただいて。あと、年に一度、災害対策本部運営訓練というのを行っておりますので、そのときに点検するなどとして行っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） ありがとうございます。

そして、もう1つの問題としましては、その職員の中にはやっぱり小さなお子さんをお持ちの方や、親の介護、御自身の体力的・身体的な理由で、長時間の対応・夜間対応が難しい方、様々職員がいらっしゃると思います。これらの職員の家庭の状況を把握しながらローテーションは組んでいるのか、また、組む必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの質問をお答えさせていただきます。

職員配置のローテーションにつきましては、災害対応時に構成される各班の人員構成は、その班に任せているところでございます。けがや家庭等の事情によりローテーションに入れない、厳しい職員が発生した場合には、それぞれの班で個別の事情に配慮しながら対応していただき、

支障のないように進めているのが現状でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） ありがとうございました。

それで、ちょうど新年度になりますと、管理職も含めて多くの職員が人事異動されると思います。先ほど答弁でもありましたように、災害時の初動対応を円滑に行うためにも、全ての班が新年度当初に新職員体制でのローテーションを見直して、整えていくように努めていただきたいと思います。

続いて、教育委員会のほうに伺いたいんですが、風水害時、児童生徒の通常下校が困難なことを想定しての引渡し訓練が行われていると思いますが、小中学校ではどのような方法で行われているのか伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

小中学校におきましては、小学校、中学校に兄弟姉妹が在籍していることも考慮いたしまして、中学校区ごとに小中合同の引渡し訓練を実施しております。学校ごとに状況は違いますが、特に児童生徒数が多い朝日中地区などにつきましては、駐車場の数や道路事情を勘案しますと、渋滞が発生しかなりの時間がかかること、近隣の住民の方に御迷惑をおかけする場合が想定されます。地区ごとに引渡しの時間をずらしたり、近くの方には自家用車以外での来校をお願いすることも検討しております。

また、風水害が予想される場合は、児童生徒の安全を第一に考え、関連機関からの情報を収集し、臨時休校等の措置も行っております。

これまで、東日本大震災以降、大地震を想定しての訓練が主となっていましたが、今後は風水害を想定しての訓練についても、学区内で浸水が予想される箇所だとか、学校と家庭で共有する機会にもなると思いますので、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 栗田君に1つ忠告しておきますが、通告に教育委員会の答弁がなかつたので、通告のときに通告してください、これからは。

10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） すいませんでした。ちょっと関連をしているのかなと思いまして、すみません。ちょっと脱線しているかもしれません、やっぱり発生時においての教育委員会のほうの状況を伺いたいなと思いまして、ちょっと伺わせていただきました。すいません。

もう1点だけちょっと伺いたいんですが、教育長答弁でもありましたように、45か所の倒木

というのも記録されております。強風時で、例えば下校時にそういう事態が発生したときに、例えば倒木でけがをしたりとか、看板とかも今、風の強いときなんかはけがをしてしまうおそれもあると思います。

そうやって危険性を考えた場合、ヘルメット配付を自転車で通学する中学校ではなく、小学校のほうにまでちょっと拡大すべきではないかなと考えておりますが。すいません。また、ちょっと違うと思うんですけど。すいません。

○議長（野口雅弘君） 通告外なので。分かりますか。大丈夫ですか。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

今の御提案につきましては、児童生徒の下校時の安全な下校ということが第一に考えるべきことでのありますので、ただいまの提案につきましても、今は自転車通学の方へのヘルメットの配付ということを進めておりますけれども、徒歩の通学につきましても、近隣の状況等も注視しながら、今後検討すべき課題として捉えてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、豪雨の際は多くの消防団が活動したと思います。豪雨の際に出動した分団と、何名の消防団員が活動しましたか、伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えいたします。

令和5年6月の豪雨時に出動した消防団の状況といたしましては、15分団全てにおいて出動しております。人数のほうは、延べ76人の団員が活動しております。

当日の活動といたしましては、町長答弁にもございましたが、冠水箇所や土砂崩れ箇所等の巡回を行いまして、危険と思われる箇所につきましては、分団ごとに写真等を撮っていただいて、LINE等で御報告のほうをいただいております。また、道路等の冠水箇所においては、消防団による排水作業や土のう積み等も行っております。

現在、消防団の活動を町ホームページに掲載してございますが、今後はさらに多くの媒体を活用いたしまして、地域に密着した消防団活動を、より一層報告してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） ありがとうございます。

そうですね、消防団の方々、幹部も含めて……。ちょっと1枚あるんですが。役場消防部も、この日は排水でちゃんと作業しております。本当に消防団、地元のために密着して頑張っております。ぜひ、こういったことをホームページ等々で広報していただきたい、消防団、今どうにかしてでもじゃないんですけど、やっぱり復活させたいというか、もっと伸ばしていきたいと思っていますので、復旧活動のほうで、また尽力していただきたいと思います。

今度4点目ですが、まずソフト面から伺います。

ソフト面ではマイ・タイムラインなんですが、マイ・タイムラインの普及の促進に関する方策などございますでしょうか、伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。
○町民生活部長（竹之内英一君）　マイ・タイムラインについては、大雨等で河川の水位が上昇する際など、自分自身が取るべき行動をあらかじめ定めておくスケジュール表でございます。有事の際には、いつ、どのような行動をするか事前に整理しておく、いざというときの避難に役立つよう、ふだんから準備が重要となります。

茨城県では、マイ・タイムラインのポイントを絞り込んだ簡略化したものを作成し、誰でも簡単に作れるよう我が家のマイ・タイムラインを作成しており、県民への普及促進を進めています。

当町におきましても、町ホームページにおいて、「我が家のタイムラインを作成して水害から身を守ろう」とのタイトルで掲載をし、広報を行い、マイ・タイムラインの作成を促進—促しているところでございます。マイ・タイムラインの作成については、以前にもメール等で町民に紹介しておりますが、引き続き広報紙、あみメール、公式LINE等を活用いたしまして、普及促進を図ってまいります。

また、水害ハザードを抱える地区及び土砂災害警戒区域に属する地区においては、個別の避難訓練等を通じまして、マイ・タイムラインの作成研修等も併せて実施しておるところでございます。地域の防災訓練に町が参加した際には、地区の要望に応じまして、我が家マイ・タイムラインの作成に関する研修も進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君）　そうですね。我が家マイ・タイムラインはハザードマップの区域内に住んでいる・住んでいないを問わず、ぜひ全世帯につくっていただきたいと考えております。今後も普及促進していくためにも、例えば、ふれあい地区館という単位で作成研修も実施していただきたい。

そしてあと、例えば区の総会ですとか、回覧じゃないんですけど、やっぱり、このマイ・タイ

ムラインを、ぜひ各御家庭にも掲示してほしいですよね。そのためにも、そういう研修を実施していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君）　お答えいたします。

当町においても、我が家マイ・タイムラインの普及促進に取り組んでいくことは必要なことと感じております。議員御指摘のありました、ふれあい地区館単位での作成研修につきましても、今後、検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君）　よろしくお願ひいたします。

続きまして今度は、こういう風水害時の防災無線でのアナウンスはどのようにになっておりますか、伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君）　風水害時の住民に対する避難の呼びかけ等は防災無線で放送しておりますが、風雨が強いときには窓や雨戸を閉め切っているため、外部の音が遮断され、屋外から流れる無線の音声を屋内で聞き取ることが厳しい状況が想定されております。

その対応といたしまして、町ホームページやあみメール、公式LINE等でも無線の放送内容を掲示しておりますので、そちらの活用については、改めまして町民への周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君）　ぜひ、こちらもよろしくお願ひします。

先ほど教育委員会のほうにも答弁いただきました子供にしてもそうですし、今、防災アナウンス、風が強いときとかは聞こえないというときの対策も……。御高齢者の方々、多分不安なんですね。そういうときに、少しでもそうやって不安を取り除くことが、町では必要ではないかなと思いますので、そういう対策をぜひ行っていただきたいと思います。

ハード面では、答弁はもう前向きに進んでくれている御答弁いただきました。まさに県の河川である乙戸川の改修がネックというか、なかなか進みにくいのが現実問題としてあります。

私も去年の12月に直接、県の竜ヶ崎工事事務所の河川整備課長からお話を伺いました。県の課長さんも誠実に対応していただきました。現在、下流の敷地内の改修を鋭意進めていて、阿見町のほうに改修を延伸していく計画とのことです。想像以上に河川改修には費用がかかる、そして、水量が増える夏場、水の流れに影響を及ぼすため、河川本体の工事ができないとい

う説明を受けました。これはもう当然だと思います。雨期に水が流れているところを工事するのはリスクがある。

いずれにしましても、県には頑張っていただいて、町としても、答弁にありましたように、今後とも県の乙戸川の改修の要望は継続して行っていることを聞いて安心しました。その他、町としてやるべきことは水路の維持管理、開発指導、引き続き適切に行っていただきたいと思います。

こちら、先ほどの格納している資料なんですが、やはり都市化が進んでおりまして、本当に20年前と比較すると乙戸川の水位の上昇が、本当に目に見えるように感じます。昔は開発前だったので、やっぱり土で浸透していっているんだなって。今やっぱり都市化進んで、何だろうな、コンクリート道路になって排水の設備がよくなつた反面、浸透にくくなつて最下流に行ってしまうのかなと感じております。この3番の乙戸川のところなんか、もう見て分かるような状態だと思います。

今後とも今答弁にありましたように、引き続きそういう対策を練っていただいて、乙戸川全体というか、阿見町全体の排水に対しての被害を少しでもなくせるような体制を整えていただきたいと思います。

それでは、以上で質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで10番栗田敏昌君の質問を終わります。

休会の件

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月1日から3月17日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時46分散会

第 5 号

[3 月 18 日]

令和7年第1回阿見町議会定例会会議録（第5号）

令和7年3月18日（第5日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘 君
2番	筧 田 聰 君
3番	前 田 一 輝 君
4番	小 川 秀 和 君
5番	紙 井 和 美 君
6番	武 井 浩 君
7番	武 藤 次 男 君
8番	佐々木 芳 江 君
9番	落 合 剛 君
10番	栗 田 敏 昌 君
11番	石 引 大 介 君
12番	高 野 好 央 君
13番	栗 原 宜 行 君
14番	海 野 隆 君
15番	久保谷 充 君
16番	久保谷 実 君
17番	吉 田 憲 市 君
18番	細 田 正 幸 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葦 繁 君
副 町 長	服 部 隆 全 君
教 育 長	宮 崎 智 彦 君
町 長 公 室 長	井 上 稔 君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	齋藤明君
行政経営課長	黒岩孝君
管財課長	荒井孝之君
税務課長	山崎厚君
廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長	村山幸二君
子ども家庭課長	大塚淳君
商工観光課長兼消費生活センター所長	本橋大輔君
上下水道課長	堀越多美男君
学校教育課長	山崎貴之君
生涯学習課長	野口和之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和7年第1回阿見町議会定例会

議事日程第5号

令和7年3月18日 午前10時開議

日程第1	議案第12号	阿見町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
	議案第13号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
	議案第14号	阿見町工場立地法地域準則条例の制定について
日程第2	議案第15号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第16号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第17号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第18号	阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
	議案第19号	阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
	議案第20号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	議案第21号	阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
	議案第22号	阿見町職員定数条例の一部改正について
	議案第23号	阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
	議案第24号	阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について
	議案第25号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第26号	阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について
	議案第27号	阿見町下水道条例の一部改正について
	議案第28号	阿見町民体育館条例の一部改正について
日程第3	議案第29号	令和6年度阿見町一般会計補正予算（第8号）

	議案第30号	令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
	議案第31号	令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）
	議案第32号	令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
	議案第33号	令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）
	議案第34号	令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号）
日程第4	議案第35号	令和7年度阿見町一般会計予算
	議案第36号	令和7年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第37号	令和7年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第38号	令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第39号	令和7年度阿見町水道事業会計予算
	議案第40号	令和7年度阿見町下水道事業会計予算
追加日程第1	決議案第1号	議案第35号（令和7年度阿見町一般会計予算）に関する附帯決議について
日程第5	議案第41号	財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）
	議案第42号	財産の取得について（中学校教師用教科書及び指導書購入）
日程第6	議案第59号	損害賠償の額を定めることについて
日程第7	議案第60号	令和6年度阿見町一般会計補正予算（第9号）
日程第8	常任委員会の委員会活動中間報告について	
日程第9	議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について	

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第12号 阿見町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について

議案第13号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

議案第14号 阿見町工場立地法地域準則条例の制定について

○議長（野口雅弘君） 日程第1、議案第12号から議案第14号までの3件を一括議題とします。

本案3件については、去る2月25日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長久保谷実君登壇]

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により、御報告申し上げます。

当委員会は、令和7年3月3日午前10時に開会し、午前10時48分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず、議案第12号、阿見町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についての質疑を許しましたところ、委員から、昨年石川県能登町で実際に災害の応急作業等派遣に該当するような職員の派遣があったかと思いますが当時の手当の支給状況と、このときの事例から得られた教訓や今回の条例に反映された点はありましたかという質疑があり、執行部からは、特殊勤務手当を支給させるための条例自体がなく、そのときの対応として職員互助会から支給する対応を取っておりましたので、今回条例を改めて制定することにより1日当たり2,000円、非常に大変

な作業に従事する職員に対し支給ができるようにするというものですとの答弁がありました。

続いて、災害の応急で派遣されたところで例えば感染した場合や被災地で負傷した場合の手当というか補償というのはどのようになるんでしょうかとの質疑があり、執行部からは、そういった場合には公務災害での対応ということになりますとの答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第12号、阿見町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第13号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についての質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第13号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により、御報告申し上げます。

当委員会は令和7年3月4日午前10時に開会し、午前11時49分まで慎重審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でした。

まず初めに、議案第14号、阿見町工場立地法地域準則条例の制定について、質疑を許しましたところ、委員から、現在の町準則条例をすぐ廃止して、工場立地法に基づく新たな町の準則条例をなぜすぐつくるのかとの質疑があり、執行部からは、現在の地域未来投資促進法は時限立法で、仮に同法が失効した場合、緩和措置がなくなってしまうため、企業が安心して設備投

資等を実施できるように工場立地法に変更するものとの答弁がありました。

次に、委員から、今の準則条例の対象となっている工業団地と企業はとの質疑があり、執行部からは、町内3つの工業団地と阿見吉原土地区画整理事業区域内で、敷地面積が9,000平方メートル以上、建築面積が3,000平方メートル以上の面積要件を満たした企業が対象となっており、数は56社ですとの答弁がありました。

次に、委員から、現在町内には何社の企業があり、準則条例の影響で困っているところはどこかとの質疑があり、執行部からは、現在町内企業としては65社を公表しています。令和5年度に町内企業67社に対して行った企業支援ニーズ調査では、19社から緩和措置等を求める声がありました。これを受けた他市町村の調査を行ったところ、工業専用地域の地域面積率を5%で設定している市町村が多いことが分かりました。町内企業の町外流出と今後の牛久阿見インターチェンジ周辺の企業誘致も見据え、令和6年度に町内企業65社に対して緑地面積率等のカバーに関する調査を行ったところ、現在の基準よりさらなる緩和をしてほしいとの意見が40社ありましたとの答弁がありました。

次に、委員から、緩和措置についての調査は継続的に行っていたのかとの質疑があり、執行部からは、調査は令和5年度から実施されており、それ以前には行われていませんでしたとの答弁がありました。

次に、委員から、令和6年度の調査で緩和を求める企業は40社だったが、全ての企業が緩和を希望しているのかとの質疑があり、執行部からは、40社全てが何らかの設備投資や駐車場確保などで緩和を求めていましたとの答弁がありました。

次に、委員から、7割以上の市町村が緑地面積率を5%に緩和しているとのことだが、この数字の基準は何かとの質疑があり、執行部からは、茨城県内の44市町村の調査結果ですとの答弁がありました。

次に、委員から、6割以上の市町村で重複緑地の算入率を50%に緩和し、工場立地法に基づき市町村準則を定めているとのことだが、これも茨城県での調査かとの質疑があり、執行部からは、こちらについては全国の自治体を対象として率を出していますとの答弁がありました。

次に、委員から、先の全員協議会で、40社が賛成しているという課長の答弁を受けて、議員からその企業名が知りたいと要望し、企業名は後で紹介するとの話だったが、まだ報告されていない。それはなぜかとの質疑があり、執行部からは、アンケートは企業名の公表を前提として行っていないため企業名は公表できませんがエリアごとの企業数を報告いたしますと、福田工業団地で14社、筑波南第一工業団地で9社、阿見東部工業団地で10社、その他町内エリアで7社、計40社ですとの答弁がありました。

次に、委員から、企業数ではなく企業名を知らなければ審議ができない。緑地面積率を5%

に緩和している自治体も全国での割合ではない。これまでの条例を廃止して、新たな条例を制定するのに、既存の企業についても希望があれば新条例の率にできるように遡るということに疑問がある。これは課長の考え方か、それとも町としての考え方との質疑があり、執行部からは、これは制度上の話であり、町としての回答です。緩和措置は必ずしも強制ではなく、企業からの要望があった場合の対応となりますとの答弁がありました。

次に、委員から、他の自治体の緩和率等の調査や企業に対する調査はどのような方法で行ったのかとの質疑があり、執行部からは、緩和率等の調査は県のデータを参考にして行いました。企業に対する調査は、各工業団地の幹事企業に趣旨を説明して、メールで質問をし、回答はメールや電話でいただきましたとの答弁がありました。

次に、委員から、メールで質問し、電話などで回答を受けるようなアンケート調査はおかしいのではないか。緩和を求める40社の社名についての資料を出してほしいとの質疑があり、執行部からは、頭文字のみの表示など検討したが、やはり各企業それぞれに営業戦略等があるので、公表については差し控えたいとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第14号、阿見町工場立地法地域準則条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第12号から議案第14号までの3件についての委員長報告は原案可決であります。本案3件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第14号までの3

件は原案どおり可決することに決しました。

- | | |
|--------|--|
| 議案第15号 | 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について |
| 議案第16号 | 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 議案第17号 | 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 議案第18号 | 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| 議案第19号 | 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 議案第20号 | 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 議案第21号 | 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について |
| 議案第22号 | 阿見町職員定数条例の一部改正について |
| 議案第23号 | 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について |
| 議案第24号 | 阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について |
| 議案第25号 | 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第26号 | 阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について |
| 議案第27号 | 阿見町下水道条例の一部改正について |
| 議案第28号 | 阿見町民体育館条例の一部改正について |

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、議案第15号から議案第28号までの14件を一括議題とします。

本案14件については、去る2月25日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長久保谷実君登壇]

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは引き続きまして、議案第15号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、設置根拠となる法令に則して名称が見直されたとのことですが、このタイミングで名称変更に至った経緯と、名称変更によって何か期待される効果等はありますかという質疑があり、執行部からは、第6次総合計画の将来像であります「阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生総合戦略」という名称としておりましたが、令和7年度スタートの新たな第3期総合戦略を今年度策定してまいりまして、有識者会議の名称も、この第3期総合戦略に合わせ「阿見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」ということで統一を図る改正をいたしました。この効果は、国の法律に即した名称とすることで、総合戦略等の名称等を使わずにこの名称を継続的に使用することで、会議体としては名称の統一、法律と会議体の名称の統一が図れるというところが効果ですとの答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第15号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第16号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第16号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第17号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第17号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第18号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第18号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第19号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、委員から、非常によい取組ではないかというふうに感じてはいるんですけれども、その一方で、業務に支障が出てしまったら非常に大変なことになると思いますので、そのあたりの対応についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部からは、今回は、3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子というように拡大されましたが、これまでもそういった職員の育児または介護に関わる状況に応じて、そこの現場で必要的な配慮をしながら、その時間外等の配分をしているのが現状であり、特に今回これができたからといって特別、職員に不利になるようなことはないと考えておりますとの答弁がありました。

さらに委員から、これをやることによって業務が偏ってしまったりとか、処理し切れなくなってしまうという懸念はないですかという質疑があり、執行部からは、そういうしたものにつきましては、職員の定数配分ですとか人事異動を考慮しながら適切に行ってまいりたいと思いますとの答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第20号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第20号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第21号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についての質疑を許しましたところ、委員から、今回の条例改正により、職員の方々が実際に公益的法人等へ派遣されることになるかと思いますが、派遣される職員にとって社会保険や通勤手当等の待遇面において何か留意すべき点はありますかとの質疑があり、執行部からは、今回の派遣は、阿見町の職員の身分のままで派遣となりますので、社会保険、通勤手当等、その他の部分について不利になるということはございませんとの答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第21号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第22号、阿見町職員定数条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、委員から、今回、教育委員会部局の定数改正が提案されておりますが、町職員全体の現在の定数と現人数について、本年3月の退職者数の見込み、4月の採用者数の予定についてはという質疑があり、執行部から、現在の条例定数は町全体で453人となっており、今回の条例改正で教育委員会の定数を50人から60人に変更しますので10名増員となり、令和7年4月1日の条例定数は463名となります。また、現在の職員数、令和6年10月1日現在ですが400人となっております。退職者数は現在の見込みで約10人強の退職者が出るという見込みの上、4月の新規採用者は40人弱の入庁を見込んでおりますという答弁がありました。

次に、委員から、教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の数を50人から60人に改正することなんですが、教育委員会部局もいろいろありますが、どういった課を強化される予定でいるのかという質疑があり、執行部から、給食費の第2子の無償化拡大というようなことがありますので給食センター、それと青

少年関係の強化とスポーツ振興関係の体制強化で生涯学習課、それから、地区公民館の館長を会計年度職員から正職員にということで中央公民館関係、それと図書館の体制強化をしてまいりたいという答弁がありました。

さらに、委員から、地区公民館の館長という話がありましたが、今まで民間というか採用していたかと思いますが、役場の職員として確保するというのはどのような目的があるのでしょかという質疑があり、執行部から、既に現在2名ほどは正職員を配属しています。特に防災関係で、各公民館が避難所になっており、そういった対応で今、正職員2名を配置しておりますけれども、そういったことを拡大していくこととか、あるいは他の業務の充実を図るという意味で徐々に正職員化をしていきたいというような教育委員会の考えで対応していますとの答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第22号、阿見町職員定数条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第23号、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についての質疑を許しましたところ、委員から、勤務年数が今まで「30年以上」で一律だったものが、今回「30年以上35年未満」、「35年以上」というところが加わったと思いますが、こちらの具体的な理由は何ですかとの質疑があり、執行部からは、国において改正を行っており、概要としては、地域防災力を確保するためには入団促進を図っているが、それだけではなかなか入団が増えていかない状況です。そのため、現在在籍している消防団員に対して、できる限り長く活動していただくことが重要であると考えており、処遇改善を図るために今回の改正となりましたとの答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第23号、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第24号、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正についての質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第24号、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、引き続いて、命により、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和7年3月3日午後2時に開会し、午後2時46分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず、議案第25号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を許したところ、委員から、現在、阿見町における家庭的保育事業等の事業所数と預かっている幼児の年齢についてという質疑があり、執行部から、家庭的保育事業所等については、19人までが定員の小規模保育事業所が3か所、5人までが定員の家庭的保育事業所が1か所ある。小規模保育事業所には、0歳児が7人、1歳児が17人、2歳児が20人で、合計44人。家庭的保育事業所には、2歳児のみ5人入所しておりますという答弁がありました。

また委員から、満3歳以上の幼児を預かるところが阿見町にないようだが何か理由があるのかという質疑があり、執行部から、原則として3歳未満児を入所対象としている。当町には、満3歳以上児を預かる保育所や認定こども園が複数あるため、満3歳以上児を預かる小規模保育事業所や家庭的保育事業所はございませんという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第25号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第26号、阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第26号、阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第28号、阿見町民体育館条例の一部改正について、質疑を許したところ、委員から、この条例の別表（第11条関係）で、備考欄に、「稻敷郡の区域内又は稻敷市内に居住する者以外の者の使用料は、倍額とする」とありますが、逆に、稻敷郡・稻敷市の体育施設を阿見町が利用するときは同じ市町村住民の料金になるのか。また、なる場合、そのことをきちん

と町民に周知しているのかという質疑があり、執行部から、稲敷郡や稲敷市の体育施設を利用する場合は、公の施設の相互利用に関する協定書に基づき体育施設がある市町村住民と同じ料金で利用することができます。また、そのことは町のホームページに相互利用のできる体育施設で案内していますが、具体的に体育施設がある市町村住民と同じ使用料で利用できるまでの表現ができていない部分もありますので、改めて町民に伝わるよう表現を修正し周知していきたいと思っていますという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第28号、阿見町民体育館条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。
以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第27号、阿見町下水道条例の一部改正について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、下水道法施行令の一部を改正する政令が閣議決定され、大腸菌群数に係る放流水の基準、六価クロム化合物に係る特定事業場からの下水基準の強化、下水道の設計者等の資格の緩和、以上これらの3つが改正されたと思うが、今回、大腸菌群数については条例で改正されているものの、六価クロム化合物と設計者等の資格について改正されていないのはなぜかとの質疑があり、執行部からは、六価クロム化合物と設計者等の資格について、町の条例では、下水道法施行令に定める内容で対応する規定になっていますので、下水道法施行令が改正されれば、条例改正を行わなくても自動的に改正後の内容で対応することになりますとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第27号、阿見町下水道条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって産業常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第15号から議案第28号までの14件についての委員長報告は原案可決であります。本案14件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第28号までの14件は原案どおり可決することに決しました。

議案第29号	令和6年度阿見町一般会計補正予算（第8号）
議案第30号	令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第31号	令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）
議案第32号	令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第33号	令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）
議案第34号	令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第3、議案第29号から議案第34号までの6件を一括議題とします。

本案6件については、去る2月25日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長久保谷実君登壇]

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは引き続きまして、議案第29号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第8号）うち、総務常任委員会所管事項についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、広報活動費、印刷製本費について、予算に対して一定の執行残が見られますが、その理由はという質疑があり、執行部からは、今回の減額は契約差金の部分になりますという答弁がありました。

続いて、委員から、情報化推進事業の機器借上料について、全額が執行されなかつた。それが不要になった背景と事業推進への影響はという質疑があり、執行部から、キャッシュレス決済を導入しましたが、その際、カードの読み取り端末がキャンペーンで無料となり、そういう形で全額を減額させていただいたものとなりますという答弁がありました。

続いて、委員から、町民協働推進事業、市民活動支援補助金について、30万円ほど使われていないということになるんですが、補助金の申請状況、採択・不採択の件数、そしてこの執行率が低くなってしまった要因はという質疑があり、執行部から、上限15万円の補助金に対して8事業の補助交付を予定しておりましたが、申請のほうが全体で6事業ございまして、採択も6事業を行っております。補助金の決定額が86万9,000円で、その差額33万1,000円を減額するものだと答弁がありました。

続いて、委員から、防犯対策事業の防犯灯の予算について、町民の安全・生活環境に不可欠な設備だと考えていますが、防犯灯新設工事の予算に大きな執行残が見られる状況の理由は何ですかという質疑があり、執行部から、こちらは行政区からの要望によって執行するもので、当初67基を見込んでおりましたが、29基執行済みで、今後、年度内の見込みが10基ほどと見込みましたので、それによる120万円の減額となりますとの答弁がありました。

続いて、情報化推進事業の委託料、BPR業務支援委託料、行政情報ネットワーク運営事業のRPA業務委託料の減額についての内容はという質疑があり、執行部から、BPRのほうは契約差金です。それとRPAのほうは、こちらはかなり難しいシナリオとかに対応できるようにと、2事業分ぐらい毎年取っていますが、全て自装で処理することができましたので、減額させていただくものですとの答弁がありました。

続いて、委員から、公共公益施設整備基金費の積立金が大幅に減額されています。もともとは6,000万円だったかと思いますけれども、今回マイナス5,160万3,000円ということで、積立てが行われなかった理由はという質疑があり、執行部から、荒川本郷地区のURの土地の売却益分を積み立てるという予算になっております。売却はされていますが、今年度入ってくる分は前払い金のみで、残りの分は来年度ということになりましたので、今年度分は減額という形になっておりますとの答弁がありました。

続いて、委員から、浄化槽設置事業、補助金、浄化槽設置事業補助金が1,570万5,000円の減額となっておりますが、こちらの背景はという質疑があり、執行部から、当初想定してた浄化槽の基数が71基でありましたが、年度内見込みが45基程度になるということで減額しておりますとの答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第29号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第8号）うち、総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 質問いたします。

まず、繰越明許費の補正ですけども、総務管理費の企画事務費で763万4,000円が補正されているわけですよね。この繰越しに対する理由について、どのような質疑をされたのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務常任委員会委員長久保谷実君。

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） その点についての質疑はありませんでした。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑は。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 市制施行推進事業ですけども、これの577万3,000円の補正ですけども、これ市制施行の準備をしなければいけない、令和6年度についてはそういう準備をしなきゃいけない年なんですけども、当初予算が799万6,000円に対して、マイナス補正が今回の577万3,000円、予算執行率が27.8%、不用額は72.2%となっているわけです。ほとんど使われてないわけですね。特に郵便料は436万4,000円の予算に対して81万1,000円しか使っていない。町民意向調査料についても、336万9,000円に対して114万9,000円しか使っていません。この予算の見積りがしっかりできていない理由や予算執行ができない理由について、どのような質疑が行われたのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務常任委員会委員長久保谷実君。

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） この点についても、委員会での質疑はありませんで

した。

○議長（野口雅弘君）ほかに質疑はありませんか。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）続いて、非常備消防事業についてお伺いいたします。

こちらについては242万6,000円が補正となっております。消防団員報酬で102万5,000円、被服費購入で100万円がマイナス補正になっていますけれども、阿見町消防団には町として支援強化を図らなければならない状況だと思います。しかし、242万6,000円もマイナス補正することに対して、どのような質疑がなされたのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務常任委員会委員長久保谷実君。

○総務常任委員会委員長（久保谷実君）この点についても、総務常任委員会の中で質疑はありませんでした。

○議長（野口雅弘君）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）質疑なしと認めます。これをもって総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）それでは引き続いて、議案第29号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第8号）うち、民生教育常任委員会所管事項の質疑を許しましたところ、委員から、10ページ歳入の民生費国庫補助金、児童福祉費補助金に、性被害防止対策補助金、5万円の増額となっている。どういう経緯で補助されるものなのかという質疑があり、執行部から、保育所等の対象施設において、パーテイションや簡易更衣室、カメラその他性被害防止対策を図るために必要な設備の購入や更新に対して支援を行うものです。負担割合としては、国2分の1、町4分の1、事業者4分の1となっていますという答弁がありました。

また委員から、11ページ民生費県補助金で、社会福祉費補助金、行旅死亡人等取扱費補助金、418万円の減額となっています。現時点での実績を教えていただきたい。これほど大きな減額という理由はどのような要因かという質疑があり、執行部からは、当初予算において、対象件数20件を見込んでいましたが、令和6年12月末現在での実績は4件です。今年度中に、県へ補助金を申請する見込みがないことから減額したものです。また現在、遺族調査、また家族への意思確認調査、あと預貯金等の調査、こういったものを行っている案件が9件ありますので、こちらのほうにつきましては、調査結果が出来次第、来年度県のほうに申請を出すという予定

でおりましたという答弁がありました。

また、委員から、26ページ社会福祉総務費、子ども食堂事業の補助金が220万円減額となっています。この理由、また、今年度の子ども食堂の実績についてもお伺いしますという質疑があり、執行部から、地域子ども食堂の運営を行う団体に対する支援を拡充するため、令和6年10月に阿見町地域子ども食堂運営奨励金交付要綱を新たに制定したことに伴い、阿見町地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱を廃止しました。従って、補助金の部分を丸々減額させていただき、奨励金として新たに支給を行ったものです。実績については、当初、3団体から補助金の申請がありましたが、奨励金のほうが新たに発令しましたので返還いただき、奨励金として改めて支給を行っています。子ども食堂の団体数としては、現在11団体です。今回の奨励金に該当できたものは、10団体となっていますという答弁がありました。

また、委員から、27ページ、老人保護措置事業が391万7,000円の減額となっていますが、この点についてお伺いしますという質疑があり、執行部からは、老人保護措置とは、身体、精神、環境、経済などが理由で自宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームや特別養護老人ホームなど施設に入所させる事業です。当初予算で見込んでいた3名のうち、2名が令和5年度中に措置解除となり、さらに1名、令和6年6月で措置解除したこと、措置入所に関わる費用が当初予算からかなり大幅減になり、減額補正を行うものですという答弁がありました。

また、委員から30ページ、児童福祉施設費、保育施設跡地管理事業の委託料で、植栽管理と草刈りで合わせて97万1,000円の減額になりましたが要因をお伺いしますという質疑があり、執行部からは、植栽管理については、当初は学校区保育所跡地の桜と楓、計6本の剪定が必要になると見込んでいましたが、植栽の生育状況から剪定が不要と判断し、減額しました。また、草刈り業務については、吉原保育所跡地で当初年3回の草刈りが必要と見込んでいましたが、現地の状況から2回に回数を減らしたため減額しましたという答弁がありました。

また、委員から、34ページ母子保健事業が総額で911万8,000円減額になっています。健康診断等委託料の部分で656万8,000円が丸々カットされているように思えますが、これはなぜですかという質疑があり、執行部からは、健康診断等委託料は、産婦の健康診断、妊婦の健康診断、乳児健康診断がありますが、当初見込んでいたよりも大分少なかったということで減額となりましたという答弁がありました。

また、委員から、54ページの放課後子ども教室事業の委託料が100万円カットされています。カットして委託をやめたということですかという質疑があり、執行部からは、放課後子ども教室は朝日中地区の運営業務をアンフィニという業者に委託しています。こちらと契約をした際のいわゆる契約差金ということで発生しているものですという答弁がありました。

さらに委員から、35ページ健康増進費、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業の報償

費の謝礼が減額となっています。この中で特に目立つのが栄養士謝礼の減額ですが、高齢者の保健事業にとって栄養士の役割というのも大きいような気がします。この減額、また歯科衛生士謝礼の減額もありますが、この理由についてお伺いしますという質疑があり、執行部から、この事業はまだ開始して2年目の事業で、よりよい方法を模索しながら進めています。栄養士謝礼については、今年度は会計年度任用職員の栄養士を確保することができ、その職員により計画が実行できました。休日開催の教室につきましては正職員が対応していますので、報償費が不要となったものです。歯科衛生士については、人材の確保が難しく、また対象者が少なかったため減額となりました。口腔衛生は高齢者の介護予防において大変重要で、今後も人材確保に努め、事業の充実を図っていきたいと考えていますという答弁がありました。

また、委員から、55ページ、公民館費ですが、君原公民館運営費の窓口業務委託料が44万2,000円の減額となっています。他の公民館、ふれあいセンターも同様に窓口関係の委託料が減額になっています。昨年の補正予算ではこのような減額は計上されていません。今回どうして減額になったのかお聞きしますという質疑があり、執行部からは、シルバー人材センターと窓口の契約をしています。各館とも当初予算を計上する際には、夜の9時30分までの利用ということで計上しています。公民館により、夜の7時を過ぎると利用がない場合があります。その場合には早めに閉館をいたします。また、今回は中央公民館で大規模改修工事を行っており、夜の委託業務がないため、かなり大きく減額となっている状況ですという答弁がありました。

また委員から、58ページ、学校給食費、給食センター運営費の賄材料費が809万2,000円の増額となっています。3月の補正というタイミングでは給食の提供に支障を来すのではないかと推察いたしますが、増額の理由についてお伺いしますという質疑があり、執行部からは、増額の理由は食材費の高騰による増額です。食材費の高騰が著しく、12月補正の時点では新米の単価が未定で正確な必要額を算定できませんでした。今回、3月補正予算に増額を計上しましたという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第29号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第8号）うち、民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第30号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第30号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第31号、令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）の質疑を許しましたところ、委員から、7ページ、介護給付費準備基金繰入金6,287万8,000円の減額ですが、

令和5年度では1,000円で科目設定のみでした。今回、多額の予算の計上をして、その上でさらに全額を減額補正するという事態になったのかお聞きしますという質疑があり、執行部から、繰入金ですが、令和6年度当初予算では、介護給付費準備基金繰入金を介護給付費の増分の財源不足を補うため9,269万3,000円を計上していました。12月補正時の見込みで2,981万5,000円を減額補正しました。今回、令和6年度末での歳入歳出を積算したところ、歳入で前年度繰越金7,080万2,000円を計上できるため、繰入れの必要がなくなったことから減額補正を行うものでしたという答弁がありました。

また、委員から、10ページ、介護給付費準備基金積立金599万7,000円があります。令和5年度は実績がない状況になっていますが、今回積み立てられるようになった理由についてお聞きますという質疑があり、執行部からは、こちらの基金積立金ですが、令和6年度の予算で歳入歳出を精算し、財源の調整として予算上設定したものですという答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第31号、令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第32号、令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第32号、令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 議案第29号、阿見町一般会計補正予算の中で、お伺いいたします。

まず、指導室事務費がマイナス913万5,000円になっております。ALT派遣委託料が903万7,000円、これが主なマイナスになっていますけども、英語教育は重要であり、学校の特色として打ち出している学校もある中、913万5,000円もマイナス補正することに対し、どのような質疑があったのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生教育常任委員会委員長海野隆君。

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） この指導室事務費の減額補正については、質疑は

ありませんでした。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 同じ一般会計補正です。

小学校施設整備事業が2,152万円マイナス補正されています。測量・設計・監理委託料で1,098万円。工事請負費で748万5,000円がマイナスされているわけですけれども、ともに契約差金と思われますが、見積りの精度があまりに低いと言わざるを得ないのではないかと思っています。この2,152万円もマイナスすることに対し、どのような質疑があったのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生教育常任委員会委員長海野隆君。

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） この点についても、小学校施設整備事業の2,152万円の減額補正については、質疑はありませんでした。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第29号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第8号）うち、産業建設常任委員会所管事項について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、農林水産業費の繰越明許に関し、上郷の土地改良組合の用水管補修工事についての質疑があり、執行部からは、8月3日に用水管の破損事故が発生し、その補修工事を行っています。調査業務は終了し、歩道は歩行できる状態になっています。特注の鋼管については製作中で、そちらは順調ですが、いろいろ事情があって工事に入れない状況です。交渉を重ねていて、3月20日より現場で作業に着手し、3月27日か28日あたりで通水試験を行って、4月1日か2日には復旧までやりたいということで、再度工程のほうの調整を行っています。年度をまたいでしまうため繰越明許としました。なお、前金の1,150万円は支払い済みで、残り2,174万8,600円を繰り越したものとの答弁がありました。

続いて、委員から、繰越明許の額についての質疑があり、執行部からは、予備費1,000万円、補正予算2,986万5,000円の予算額に対し、事前の調査業務が約660万円、漏水補修工事が前金

1,150万円と竣工払い1,726万5,000円、何か発生した場合の変更対応分が448万3,600円の支出を見込んだものだと答弁がありました。

続いて、委員から、工事が地権者の反対で難航していると聞くが、上郷だけでなく、吉原、若栗辺りの農家の皆さんも水稻の作付ができない話になってくるが、町の考えはという質疑があり、執行部からは、地権者の方は、今回の工事に起因しない部分についても不安を持たれており、幾つかテーマをいただいているものがあります。県が絡んだ話もあり、そちらは県で対応するとの回答をいただいております。時間が限られており、また上郷だけの問題ではないという意識は持っておりますので、丁寧に、かつ喫緊の課題として対応する所存だと答弁がありました。

次に、委員から、産学官連携事業の減額補正の理由についての質疑があり、執行部からは、茨城大学農学部と3件、東京農業大学と2件の調査研究業務がまとまったところですが、茨城大学のほうが意外に安く上がり、不用額が出たため減額をするものとの答弁がありました。

次に、委員から、ふるさと納税事業の減額補正の理由についての質疑があり、執行部からは、新規返礼品の発掘と、自販機型ふるさと納税の導入等の取組がうまく進まなかつたことによる減額です。自販機型ふるさと納税は、ゴルフ場やアウトレットのような商業施設に自販機を置いて、ふるさと納税を推進する制度ですが、オペレーター不足という話から導入できなかつたものです。新規返礼品の開発は、今の体制では現場に小まめに足を運ぶことができなかつたため、次年度は外部人材の登用等も検討に入れながら前向きに取り組んでいきたいと考えていますと答弁がありました。

次に、委員から、未登記処理事業の減額補正の理由についての質疑があり、執行部からは、当初見込んでいた件数が実際には増えず、土地購入の案件が進まなかつたため減額しました。未登記処理は、こちらからの発信ではなく、道路の境界立会い等で判明した場合に行う方針で実施していますとの答弁がありました。

次に、委員から、道路橋梁維持補修事業の減額補正の理由についての質疑があり、執行部からは、阿見町に対する国の補助金の配分が低かったため、補助金がついた後に実施するよう、令和6年度は減額補正し、令和7年度予算として計上しましたとの答弁がありました。

続いて、委員から、原材料費が高騰している中で道路橋梁維持補修事業の補修材料代が減額補正になっている理由についての質疑があり、執行部からは、従前は原材料の碎石を購入して敷きならすやり方としていたが、業者からこのやり方が難しくなってきたと話があり、工事の碎石敷きならし工事で行うやり方に改めたため、原材料費については減額しましたとの答弁がありました。

次に、委員から、木造住宅耐震補強補助金と空き家活用補助金の減額補正についての質疑が

あり、執行部からは、いずれも申込みがなかったため減額しましたとの答弁がありました。

続いて、委員から、空き家活用補助金の周知が足りないのではないかとの質疑があり、執行部からは、生活環境課のほうで一元化を図っていくような形で強化していくというふうに考えていますとの答弁がありました。

続いて、委員から、空き家の担当課を1つにしたほうがいいと相当前から話をしていたところ、今後は1つになるということによかったと思う。区のことは区長さんが一番詳しいと思うので、情報提供などで連携して進めてはいかがかとの質疑があり、執行部からは、都市計画課では空き家の利活用で実施していますが、生活環境課のほうで空き家対策全般のほうを実施していくことで、生活環境課と連携して実施していければと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、町営住宅の改修工事で多額の減額補正が生じている理由について質疑があり、執行部からは、予算に対して実際の設計額との差が発生したことと入札差金が生じたことによるものです。建物の工事ではコンクリートガラの処理など、工事してみてから分かる見えない部分や予想しにくい部分もありますので、予算の段階では少し余裕を持たせていましたとの答弁がありました。

次に、委員から、公共交通推進事業の東京医大循環バス負担金の減額補正についての質疑があり、執行部からは、令和6年度の負担金額が確定したための減額ですとの答弁がありました。

続いて、委員から、循環バスの乗り場に目印がない。そうしたものをつけなければ利用者が増えるのではないかとの質疑があり、執行部からは、東京医大に依頼しましたが、停留所設置などは難しく、設置できませんでしたとの答弁がありました。

続いて、委員から、利用者の利便性を考慮して、もう少し深掘りして検討してほしい。目印をつけるぐらいはできると思うがとの質疑があり、執行部からは、今年度をもって東京医大循環バスは廃止することになりました。利用者数が伸びず、東京医大の経営会議で廃止の決定がなされたとのことです。当町でもデマンドタクシーの予約改善が図れると期待し、行政区の回覧や世帯への配布、広報あみ、あみメール、LINEを通して周知活動をしてきましたが、残念ながら利用者数の向上が至りませんでしたとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第29号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第8号）うち、産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第33号、令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）について、質疑を許しましたところ、委員から、昨年度はなかった配水及び給水費の減額補正がありますが、その理由は何かとの質疑があり、執行部からは、今年度当初予定していた追原配水場の修繕工

事を次年度に先送りしたことと、配水管布設後の舗装復旧箇所が減少し、入札差金も生じたことで減額したものですとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第33号、令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第34号、令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし、討論を終結し、採決に入り、議案第34号、令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第29号から議案第34号までの6件についての委員長報告は原案可決であります。本案6件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第34号までの6件は原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時20分といたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第35号	令和7年度阿見町一般会計予算
議案第36号	令和7年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第37号	令和7年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第38号	令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第39号	令和7年度阿見町水道事業会計予算
議案第40号	令和7年度阿見町下水道事業会計予算

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、議案第35号から議案第40号までの6件を一括議題とします。

本案6件については、去る2月25日の本会議において予算決算特別委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長落合剛君、登壇願います。

〔予算決算特別委員会委員長落合剛君登壇〕

○予算決算特別委員会委員長（落合剛君） それでは、命によりまして、予算決算特別委員会に付託されました議案につきまして審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和7年3月5日、3月6日、3月7日の3日間にわたり、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、初めに、議案第35号、令和7年度阿見町一般会計予算については、反対討論、賛成討論の申出があり、起立による採決の結果、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第36号、令和7年度阿見町国民健康保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第37号、令和7年度阿見町介護保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第38号、令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第39号、令和7年度阿見町水道事業会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第40号、令和7年度阿見町下水道事業会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので、割愛させていただきます。

また、当委員会においては、当初予算、決算及び事務事業を一体的に審査・調査するという調査目的に沿って、事務事業調査・評価を行ってまいりましたが、委員会における協議及び当初予算の審議を受け、議案第35号（令和7年度阿見町一般会計予算）に関する附帯決議（案）として議長に提出いたしましたので、併せて報告いたします。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって、予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 私は、令和7年度一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

コロナ禍が明け、物価高騰、人件費高騰など様々な要因はありますが、令和5年度決算において、財政力指数は0.888から0.872に低下、経常収支比率も前年度91.7%から96.1%に4.4ポイント上昇し、監査委員からも財政硬直化の懸念を指摘されております。

一方、地方公共団体の貯金に当たる財政調整基金は20億円を切り16億円台となり、町が示す3か年実施計画ではさらに減額となる計画となっております。規模の大きい新規事業に対し充当できる一般財源が少なくなってきており、基金の取崩しは財政規律を無視した町政運営となります。

また、町の借金である町債も年々増額しています。特に建設事業に要した借金である普通債は、ここ数年、毎年10億円規模で増額が続き、令和7年度は100億円を突破する予算となっております。町債での資金調達は後年の世代に返済の負担を生じさせ、財政調整基金は、大規模災害などに備え、一定額を確保する必要があるため、財源不足を財政調整基金からの繰入れに頼り続けることはできません。

このような状況の中、今年度予算に温水プール整備事業による測量・設計・監理委託料2,926万円が計上されました。総事業費20億円超えが予想される新規大規模事業であるにもか

かわらず、役場内部での検討委員会でしか議論されず、町民の代表である議会への説明もなし、想定する建設場所、必要な規模・機能、総事業費、さらには将来の運営方法や、それにより毎年生じる運営費、かなりの費用が必要と思われる維持管理費など、現状、全てが不明です。

しかし、それ以上に問題は、温水プール整備に対し、納税者である町民への情報公開はおろか、その必要性の有無までも住民合意していないということです。町民の方から預かった貴重な税金を、説明責任を果たさず一方的に使うことは許されません。福祉、教育などの行政サービスと公共施設等の維持更新に対し、優先順位を検討し配分していくのが、地方公共団体の予算であり、地方自治の原則ではないでしょうか。

市制施行が令和9年11月と決定いたしました。これから市制に向け邁進していくための大変な予算であることは重々認識しております。だからこそ、必要な事業に配分するべきであり、財政状況を無視して進められ、町民への説明責任を果たしていない温水プール整備事業の予算が入っているこの予算を認めるわけにはいかないため、私は令和7年度一般会計予算に反対させていただきます。

○議長（野口雅弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成・反対、交互にやります。

賛成者の16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 補正予算で今プールの話が出ていましたけども、私はこのプールは非常によい事業だと思っております。町民もかなり望んでいる。体育館であるとかプールというのは望んでいる事業です。

その理由としては、まず、今ある小中学校のプールが、もう一番新しいものでも竹来中学校で38年たっていると。阿見中学校の脇にある町民プールに至っては54年がたっていると。大筋で耐用年数というのは法律で60年と決まっていますから、間もなくそういう時期が来てしまう。

それで、仮に、この間説明がありましたけども、各学校のプールを直すとしたら、1校で約2億円かかると。10校ですから20億円だと。で、20億円かけて造っても、結局雨の日はできない。その代わり、それであっても、この間もあったように44市町村でプール授業をやってない学校はないと。もちろん文部科学省はやらなくてもいいと認めていますけども、茨城県内では全部プールの授業をやっていると。

じゃあ、どうするかということになつたら、今、中学生が、今度小学生も行きますけども、民間のプールを利用するわけですよね。民間のプールというのは、向こうの都合で決められてしまうと。それから、やはりどうしても地元優先ということになると。そうすると、なかなか阿見町がそこに入るの難しいと。そういう話をしていました。

それで私、この間、とっぷ・さんて大洋というんですか、旧大洋村にある健康施設へ行って

きました。そこには、健康相談室というのがあって、町民の健康向上に大いに役に立っているんですね。駐車場が大体100台なんですよ。そのときは、もうほぼ駐車場いっぱいでした。中へ入っていくと、近所のおじさんと言ったら失礼だけども、きっと近所の人たちが結構来っていました。

やはり、そういうことを考えると温水プールは必要だなど。どう考へても、これは採算を考えても、学校へプールを造るよりははるかに安くできると。温水プールなら年間使えると。それから民間利用も可能だと。そういうことを考えたら、私はこの温水プールは必要だと思います。

そのほか自転車のヘルメットであるとか、あるいは5歳児の健康診査であるとか民間保育所が新しい事業になっていると。そういう子育て、どんどん新しく来る人たちに、どう町がサービスをしていくのかということも、大変よくできていると思いますので、私はこの予算に賛成をいたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、反対者。18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、令和7年度一般会計予算に反対をいたします。

理由といたしましては、私は学校給食費の無償化について常日頃から無償化すべきだというふうに思っておりますし、提案もしてきましたけれども、令和7年度の予算では第2子まで給食費の無償化をすると。令和6年度で第3子以降無償化になりましたけども、第1子が残るわけですけれども、県内全体を見ましても、10市町村以上が既に給食費の無償化に取り組んでおります。

阿見町の財政力指数からいっても、茨城県8位というふうなことを言われておりますけれども、そういうことから考えましても、子供たちの父兄の負担を軽くする義務教育無償化の観点から、給食費は無償化すべきだというふうに思います。

あと、それから君原小学校のトイレについても洋式化の要望をしておりますけれども、君原小学校の体育館については、避難所になっているので令和7年度に全て洋式化するという答弁をいただいておりますけれども、小学校については、令和7年度に計画して令和8年度に洋式化するということでございますが、今一般家庭を見ましても、全ての家庭が洋式化されております。

君原小学校の先生に聞いてみたら、子供たちは和式の便器でやるという習慣がないので、2階、3階に洋式が1基ずつありますけれども、当然休み時間ではいっぱいになるので、並んでもすると。それを見ていられないで、1階の職員のトイレは洋式化されておりますけれども、そこも使ってもいいというふうなことに現在なっているという状態でございます。子供たちの利便性を考えれば、早急に洋式化すべきだというふうに思っております。

以上2点について前進が見られないで、令和7年度一般会計予算に反対をいたします。
以上です。

○議長（野口雅弘君）ほかに討論はありますか。

2番箕田聰君。

○2番（箕田聰君）私は、令和7年度一般会計予算に賛成します。

今発言がありました義務教育における給食費の完全無償化は理想だと思います。本予算案では限られた財源の中で、これまでの第3子以降に加えて、第2子までの無償化を実現しております。各市町村現状があり、この段階では着実な子育て世代への支援拡充は、結果として、様々な世代への、住民の方々が安心して暮らせる社会への現実的な一歩になるのではないかと思っています。

子育て支援の強化と財政健全性という2つの重大な課題に対して、将来を見据えた責任ある選択として私は本予算案に賛成いたします。

○議長（野口雅弘君）ほかに討論はありませんか。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君）私は議案第35号、令和7年度阿見町一般会計予算に対し、賛成の立場から討論させていただきます。

令和7年度予算案は225億8,000万円と過去最大規模でございますが、歳入面においては、ふるさと納税寄附金について、攻めの姿勢への転換を表明しております。この自主財源の積極的な確保策について大いに評価するものであります。

このほか、BPR手法を用いた業務改善、無駄を省いて簡素な行政運営にも、町が取り組んでいる姿勢がございます。これも大いに評価するものでございます。今後もDXの推進を図っていく必要があると考えます。

また、人口が急増する本郷地区に対応した本郷小学校の校舎増築事業や民間保育所の整備充実を図る交付金などのほか、新たに妊婦の歯科健診事業、また20歳から70歳までの歯周疾患検診事業など、教育や福祉に関する予算も手厚く盛り込まれております。次世代を担う子供たちや、高齢者あるいは障害者などの支援が強化されることは、町の未来にとって非常に重要なことであると考えます。

コロナからの回復に向け、社会活動が正常化する中、今、多くの町民が物価高に苦しんでおります。そのような状況だからこそ、町政の停滞は許されないものであります。予算の執行に当たっては、常に町民目線に立った行政を運営し、持続可能な財政運営にも取り組んでいただくことを要望しまして、議案第35号の賛成討論とさせていただきます。

○議長（野口雅弘君）ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第35号から議案第40号までの6件についての委員長報告は原案可決であります。本案6件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議がありますので、順次採決します。

初めに、議案第35号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第35号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議がありますので、起立によって採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口雅弘君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第35号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第36号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第36号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第37号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第37号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第38号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第38号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第39号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第39号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第40号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第40号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決することに決しました。

ただいま、9番落合剛君より、決議案第1号、議案第35号（令和7年度阿見町一般会計予算）に関する附帯決議についてが提出されました。

お諮りします。

この際、決議案第1号について、緊急を要する事件と認め、日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

決議案第1号 議案第35号（令和7年度阿見町一般会計予算）に関する附帯
決議について

○議長（野口雅弘君） これより追加日程第1、決議案第1号を議題とします。

本案に対する趣旨説明を求めます。9番落合剛君、登壇願います。

[9番落合剛君登壇]

○9番（落合剛君） それでは、決議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

決議案第1号、議案第35号（令和7年度阿見町一般会計予算）に関する附帯決議について。

提出者、阿見町議会議員落合剛。賛成者、同栗田敏昌、栗原宜行、佐々木芳江。

提案理由として、別紙決議案を朗読します。

地方自治体における基金は、地域の発展、災害対策、そして財政健全化を実現するために不可欠な要素である。自治体が将来にわたって持続可能な運営を行うためには、財政調整基金を始めとした基金を適切に運用・管理し、柔軟かつ安定した財政基盤を構築することが求められるとともに、財政運営の透明性と健全性を確保するためには、地方財政法に基づく適正な処理を行うことが求められる。

よって、下記の事項に十分留意されるよう、強く要望する。

記。

1、財政調整基金の適切な運用。

予算編成において、基金繰入金の額が大幅に増加していることに鑑み、財政調整基金の適切かつ慎重な運用を行うこと。

2、地方財政法に基づく適正な処理。

決算上剩余金は、地方財政法に基づき財政調整基金に適正に積み立て、または地方債償還の財源として活用すること。

3、基金繰替運用時の利子に係る検討。

基金繰替運用時の利子については、無利子で運用をしているが、利子を設定することの必要性について検討すること。

以上決議する。

令和7年3月18日、阿見町議会。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております決議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

決議案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第41号 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

議案第42号 財産の取得について（中学校教師用教科書及び指導書購入）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第41号及び議案第42号を一括議題とします。

本案2件については、去る2月25日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、議案第41号・第42号について、民生教育常任委員会での審議経過を御報告します。

議案第41号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）の質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第41号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第42号、財産の取得について（中学校教師用教科書及び指導書購入）の質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第42号、財産の取得について（中学校教師用教科書及び指導書購入）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 議案第41号、財産の取得、ランドセルの購入について、質疑をさせていただきます。

ランドセルの購入予定総額として単価2万1,208円を450個、合計954万6,000円が計上されています。購入個数については、令和3年度453個、令和4年度が452個。それ以降、令和5年度、令和6年度、令和7年度についても450個となっています。近年の阿見町の小学校新入学児童の児童及び6年間の在籍数も、450人を超えたことはないと思われます。

また、就学前児童数調査では、令和8年度が351人、令和9年度が376人、令和10年度においては330人となっています。購入予定数450個に対し100人以上も少ない見通しとなっているにもかかわらず、450個としていることについて、どのような質疑があったのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生教育常任委員会委員長海野隆君。

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） 委員会では、ランドセル購入予定数450個について質疑はありませんでした。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第41号及び議案第42号についての委員長報告は原案可決であります。本案2件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号及び議案第42号は原案どおり可決することに決しました。

議案第59号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第6、議案第59号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第59号の損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年12月、総合運動公園内での落ち枝により損傷した車両について、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の概要につきましては、お手元に配付しました資料のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 全員協議会で内容は聞きましたけれども、改めて本会議で質疑をさせていただきます。

幸い、今回は人に当たったのではなくて車に当たったということで、よかったですなと思います。車があれだけ傷ついているので、歩行者とか人に当たった場合には、相当なけがをしたのではないかと思われますので。

そこで、今回事故が起きた場所というのは、本来駐車場ではないところで起きておりますので、どうしてこの場で駐車されていて、停められていたのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生涯学習課長野口和之君。

○生涯学習課長（野口和之君） お答えいたします。

こちらにつきましては、陸上競技場、また野球場、フットサルコートなどの運動施設でのイベントが重なった場合に、多くの利用者が車で来場されまして、区画された駐車場が足りない状況が発生し、車が車道に路上駐車する状態が発生したことから、この場所を臨時駐車場として開放したところでございます。

当日につきましては、野球場では野球の大会が行われております、また陸上競技場、フッ

トサルコートでは、クラブの練習ということで施設を多くの方が利用されておりました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） もともとあそこは駐車場ではなかったので、そこに停めるというのは、今答弁ありましたように臨時的に使っていたということなんんですけど、今は閉鎖をして、そこに車が停められないようになっているんですけど、今後、そこの場の利用についてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生涯学習課長野口和之君。

○生涯学習課長（野口和之君） お答えいたします。

今回の事件発生を踏まえまして、こちらの場所につきましての臨時駐車場の利用は難しいと考えてございます。このほかに、樹木等の影響のない公園内の砂利駐車場等のスペースを臨時駐車場として使用していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第59号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって議案第59号については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第7、議案第60号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第60号の令和6年度阿見町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に8億4,873万7,000円を追加し、229億4,155万3,000円とするものであります。

その内容は、第2款総務費の諸費で、議案第59号の損害賠償事案発生に伴う賠償金額の支出のため、補償、補填及び賠償金を増額。その財源として歳入の全国町村会総合賠償補償保険金を新規計上。

第3款民生費の児童福祉施設費で、令和6年度、新しい地方経済・生活環境創生交付金事業が採択となったことから、子育て支援総合センター整備工事を新規計上。その財源として交付金のほか、子育て支援総合センター整備事業債を新規計上するものであります。

第2表、繰越明許費補正は、子育て支援総合センター整備事業について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

第3表、地方債補正は、子育て支援総合センター整備事業債を追加するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。
これより採決します。

議案第60号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号については原案どおり可決することに決しました。

常任委員会の委員会活動中間報告について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第8、常任委員会の委員会活動中間報告を行います。
各常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。
ここで、委員長より委員会活動の中間報告を求めます。
初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長久保谷実君登壇]

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、命によりまして、令和6年度・令和7年度の総務常任委員会活動計画に基づく所管事務調査について、令和6年度分の中間報告をいたします。

総務常任委員会においては、令和6年度・令和7年度の活動計画について、次のような計画を策定しました。

活動テーマとしましては、市制施行を目指した安心・快適なまちづくり。

活動テーマに沿った個別の調査事項として、令和6年度は、防犯・防災に強いまちづくり及びごみ処理施設について。令和7年度は、地域力の向上及び行政のよりよい仕組みについてとなります。

活動実績につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですので、お読み取りください。

委員会としての現時点での成果及び次年度の方針ですが、委員会では、活動テーマを、市制施行を目指した安心・快適なまちづくりとして、令和6年度は、防犯・防災に強いまちづくりについてと、ごみ処理施設——災害ごみについてを調査事項として、積極的な委員会活動を行いました。

防犯・防災、災害時の消防団の活動の在り方、二所ノ関部屋との連携、ごみ処理施設——災害ごみについて、各担当課からのヒアリングを行い、当町の現状を確認するとともに、所管事

務調査を実施しました。

二所ノ関部屋との連携については、二所ノ関部屋を訪問し、親方やアドバイザーのほか、執行部から町長公室長、秘書広聴課長なども同行し、防犯・防災活動への参加や災害発生時の協力体制の構築などについて、意見交換をいたしました。

消防団及び災害ごみについては、先進地における行政視察を行い、執行部から所管する町民生活部長も同行し、視察先における説明及び質疑応答を介して、今後の阿見町での検討課題についても理解を深めました。また、町内のごみ処理施設について、霞クリーンセンター、さくらクリーンセンターの各施設の現状と課題について、本日、廃棄物対策課より説明を受ける予定です。

令和7年度は、地域力の向上についてと、行政のよりよい仕組みについてを調査事項とし、行政区の在り方、オール阿見の仕組みづくりや、婚活力向上事業、ワンストップサービス、ごみ処理施設——再生可能エネルギー、プラスチック等の再利活用等について調査研究を行っていく予定です。

以上、総務常任委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

○議長（野口雅弘君） 次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、引き続きまして、命により、令和6年度・令和7年度の民生教育常任委員会活動計画に基づく所管事務調査について、令和6年度分の中間報告をいたします。

民生教育常任委員会においては、令和6年度・令和7年度の活動計画について、次のような計画を策定いたしました。

活動テーマは、誰一人取り残さない阿見町をつくるために、です。

活動テーマに沿った個別の調査事項として、令和6年度は給食費無償化を実現するための方策について。義務教育無料化のために、学用品や制服、教材費の実態について。君原小学校及び阿見第二小学校のトイレ問題について。給食食材の有機農産物活用についてとなります。

活動実績につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、お読み取りください。

委員会としての現時点での成果及び次年度の方針ですが、委員会では、令和6年度は第2四半期に学校給食費無償化、学用品無償化及び給食食材の有機農産物活用について、所管事務調査を実施しました。

第3四半期には義務教育無料化のために、学用品や制服、教材費の実態についてアンケート調査を実施しました。方法は、小中学生を持つ保護者を対象に、学校と保護者間の連絡ツール、

スクリレを利用してアンケート調査を依頼しました。約40%の保護者から回答を得られ、学用品費の現状を知ることができました。

学校給食費無償化及び学用品無償化については、教育費の保護者負担の軽減に関する提言書として取りまとめました。本日の本会議終了後、議長から町長に提出いたします。

また、第4四半期には町立阿見第二小学校、君原小学校、朝日中学校、教育相談センターを視察に行き、実際の様子を見ることができました。

令和7年度は、待機児童問題、老老介護や独居老人、障がい者福祉等に焦点を当て、行政視察を交えながら調査研究を行っていく予定です。

以上、民生教育常任委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、命により、令和6年度・令和7年度の産業建設常任委員会活動計画に基づく所管事務調査について、令和6年度分の中間報告をいたします。

産業建設常任委員会においては、令和6年度・令和7年度の活動計画について、次のような計画を策定いたしました。

活動テーマとして、市制施行を支える都市開発・まちづくり。

活動テーマに沿った個別の調査事項としては、令和6年度は、荒川本郷地区周辺の都市開発・まちづくり、あと公共交通についてであります。

令和7年度につきましては、牛久阿見インターインジ周辺及び上本郷・中根区域の都市開発・まちづくり、そして地域経済の活性化について、にいたしました。

活動実績につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、お読み取りをいただきたいと思います。

委員会としての現時点での成果及び次年度の方針ですが、委員会では、活動テーマを、市制施行を支える都市開発・まちづくりとして、令和6年度は、荒川本郷地区周辺の都市開発・まちづくりと、公共交通についてを調査事項として、積極的な委員会活動を行いました。

荒川本郷地区周辺の都市開発・まちづくりについては、関係部署からのヒアリングを3回にわたって行うとともに、開発が進む荒川本郷地区中心エリアの視察や、都市開発・まちづくりを広く支える上水道施設及び施設下水道の視察も行いました。

公共交通については、主に県内外の行政視察を通じ、LRTや自動運転バスなどの先進事例について調査を行いました。行政視察には、執行部から産業建設部長も同行して、視察先にお

ける質疑応答や視察行程中の質問・説明を介して、阿見町の状況についても理解を深めました。

また、当初の計画にはありませんでしたが、全員協議会において説明を受けた所管事項について、さらなる調査を行うべきと判断し、執行部から所管課長を伴い、町内の関係各所の視察を急遽行いました。

このように、今年度の産業建設常任委員会では、フットワーク軽く現場を実際に見ながら調査を行い、それによって議会活動を行う上での知見を大いに広めることができました。

令和7年度、次年度は、牛久阿見インターチェンジ周辺及び上本郷・中根区域の都市開発・まちづくりと、地域経済の活性化についてを調査事項として、委員会活動を積極的に行っていく予定です。

以上、産業建設常任委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

○議長（野口雅弘君） 以上で常任委員会の委員会活動中間報告を終わります。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第9、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに各特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

閉会の宣告

○議長（野口雅弘君） これで、本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長はじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、令和7年第1回阿見町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後 0時09分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 野口雅弘

署名員 紙井和美

署名員 武井浩

參 考 資 料

令和7年第1回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第12号	阿見町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
	議案第13号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
	議案第15号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第16号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第17号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第18号	阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
	議案第19号	阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
	議案第20号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	議案第21号	阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
	議案第22号	阿見町職員定数条例の一部改正について
	議案第23号	阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
	議案第24号	阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について
	議案第29号	令和6年度阿見町一般会計補正予算（第8号） 内 総務常任委員会所管事項
民生教育常任委員会	議案第25号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第26号	阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について
	議案第28号	阿見町民体育館条例の一部改正について
	議案第29号	令和6年度阿見町一般会計補正予算（第8号） 内 民生教育常任委員会所管事項

民生教育 常任委員会	議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第41号 議案第42号	令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号） 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入） 財産の取得について（中学校教師用教科書及び指導書購入）
産業建設 常任委員会	議案第14号 議案第27号 議案第29号 議案第33号 議案第34号	阿見町工場立地法地域準則条例の制定について 阿見町下水道条例の一部改正について 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第8号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号） 令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号）
予算決算 特別委員会	議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号 議案第39号 議案第40号	令和7年度阿見町一般会計予算 令和7年度阿見町国民健康保険特別会計予算 令和7年度阿見町介護保険特別会計予算 令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算 令和7年度阿見町水道事業会計予算 令和7年度阿見町下水道事業会計予算

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和6年12月～令和7年2月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月　日	場　所	事　件
議会運営委員会	1月27日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回臨時会会期日程等について ・本会議における諮問番号の取扱いについて ・その他
	2月17日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回定例会会期日程等について ・請願・陳情等について ・その他
総務常任委員会	1月16日	宮城県仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の消防団活動の取り組みについて
	1月17日	宮城県名取市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に強いまちづくり
民生教育常任委員会	1月10日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第4四半期の活動について ・令和7年度の所管事務調査について ・その他
	2月4日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第4四半期の活動について ・その他
	2月14日	阿見町内	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校等の現状と課題について
産業建設常任委員会	1月22日	茨城県つくば市	<ul style="list-style-type: none"> ・自動運転バスの実験走行について

広 聴 広 報 特 別 委 員 会	12月23日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議員カフェについて ・所管事務調査について ・その他
	1月20日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査について ・議員カフェについて ・その他
	2月 7 日	第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査の反省について ・議員カフェについて ・その他
予 算 決 算 特 別 委 員 会	1月14日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・3月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・事務事業評価について ・その他
	1月28日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・3月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・事務事業評価について ・その他
	2月17日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・3月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・事務事業評価について ・その他
議 会 だ よ り 編 集 委 員 会	1月15日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第183号の発行について ・その他
	1月21日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第183号の発行について ・その他

全員協議会	1月14日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について ・個人を対象とする補助金の支給要件の見直しについて ・令和6年度阿見町物価高騰対策給付金支給事業について ・その他
	2月4日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度阿見町予算内示について ・その他
	2月17日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンについて ・市制に関するアンケート結果報告について ・阿見町職員の給与に関する条例の一部改正ほか5件について ・阿見町職員定数条例の一部改正について ・組織機構の改正に伴う部署の新設等について ・入札制度の一部改正について ・阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について ・阿見町工場立地法地域準則条例の制定について ・下水道管路等緊急点検の結果報告について ・新入生入学祝い品（ランドセル）支給事業について

全員協議会	2月17日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校教師用教科書及び指導書購入について ・給食費無料化の拡大について ・阿見町民体育館条例の一部改正について ・阿見町スポーツ大会出場報奨金支給要綱の制定について ・阿見町文化芸術コンクール等入賞報奨金支給要綱の制定について ・かすみ公民館大規模改修工事に伴う今後のスケジュールについて ・阿見町政治倫理審査会委員の委嘱について ・人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて ・阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて ・その他
-------	-------	--------	--

2. 一部事務組合議員活動状況

組合名	月日	事件	議決結果等	出席者
龍ヶ崎地方衛生組合	2月13日	全員協議会 ・令和7年第1回組合議会定例会提出案件について ・その他		吉田憲市 久保谷充
牛久市・阿見町斎場組合	2月5日	全員協議会 ・令和7年度第1回斎場組合議会定例会議案の概要説明について ・うしくあみ斎場運営状況の報告		細田正幸 武藤次男 筧田 聰
	2月5日	第1回定例会 ・令和6年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第2号） ・令和7年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計予算	原案可決 原案可決	細田正幸 武藤次男 筧田 聰
茨城県後期高齢者医療広域連合	2月3日	全員協議会 ・広域連合長提出予定議案の概略説明について ・令和7年第1回広域連合議会定例会開会までの日程等について ・その他		野口雅弘

茨城県後期高齢者医療広域連合	2月21日	<p>職員の公務災害補償等の事務委託に関する規約の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 ・令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 ・令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） ・令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） ・訴えの提起 ・訴えの提起 ・訴えの提起 ・訴えの提起 ・包括外部監査契約の締結について ・高額療養費制度の自己負担限度額引き上げ撤回を求める意見書 	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 不採択	野口雅弘
稲敷地方広域市町村圏事務組合	1月28日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年第1回組合議会定例会提出議案について ・議員派遣の件について ・その他 		武井 浩 栗原宜行 海野 隆

稻敷地方広域市 町村圏事務組合	2月13日	<p>第1回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城消防救急無線・司令センター運営協議会への加入について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合監査委員条例の一部を改正する条例について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について ・令和6年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号） ・令和6年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計補正予算（第1号） ・令和7年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計予算 ・令和7年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計予算 ・専決処分の報告について（和解に関することについて） 	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案承認	武井 浩 栗原宜行 海野 隆
--------------------	-------	--	--	----------------------

令和7年3月18日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会総務常任委員会
委員長 久保谷 実

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和7年3月3日（月）午前10時00分～午前10時48分

2. 審査委員 久保谷 実
 紙井 和美
 野口 雅弘
 石引 大介
 前田 一輝
 篠田 聰

3. 審査結果 • 原案通り可決したもの

議案第12号
議案第13号
議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第18号
議案第19号
議案第20号
議案第21号
議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第29号 内 総務常任委員会所管事項

4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和7年3月18日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 海野 隆

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和7年3月3日（月）午後2時00分～午後2時46分

2. 審査委員 海野 隆
細田 正幸
佐々木 芳江
武藤 次男
武井 浩
小川 秀和

3. 審査結果

- 原案通り可決したもの
- 議案第25号
- 議案第26号
- 議案第28号
- 議案第29号 内 民生教育常任委員会所管事項
- 議案第30号
- 議案第31号
- 議案第32号
- 議案第41号
- 議案第42号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和7年3月18日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会産業建設常任委員会
委員長 栗原 宜行

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、
会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和7年3月4日（火）午前10時00分～午前11時49分

2. 審査委員 栗原 宜行
吉田 憲市
久保谷 充
栗田 敏昌
落合 剛

3. 審査結果 • 原案通り可決したもの

議案第14号
議案第27号
議案第29号 内 産業建設常任委員会所管事項
議案第33号
議案第34号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和7年3月18日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会予算決算特別委員会
委員長 落合 剛

予 算 決 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、
会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日

令和7年3月5日（水）午前10時00分～午後	3時29分
令和7年3月6日（木）午前10時00分～午後	3時58分
令和7年3月7日（金）午前10時00分～午後	2時30分

2. 審査委員

18名
落合 剛
栗田 敏昌
細田 正幸
吉田 憲市
久保谷 実
紙井 和美
久保谷 充
海野 隆
野口 雅弘
栗原 宜行
高野 好央
石引 大介
佐々木 芳江
武藤 次男
武井 浩
小川 秀和
前田 一輝
筧田 聰

3. 審査結果 • 原案通り可決したもの

議案第35号

議案第36号

議案第37号

議案第38号

議案第39号

議案第40号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り